

日本共産党さいたま市議会議員団

「2021年度市政運営及び予算編成に関する要望書」
についての回答

令和3年1月

さいたま市

第 1 次 分

【 1 】 財政運営について

1. **不要不急の開発計画、浦和駅西口南高砂地区、大宮駅周辺地域戦略ビジョン、ウイングシティ構想、武蔵浦和駅周辺再開発、またそれに関連する大型道路、都市計画道路などの大型公共事業の計画の見直し、中止をはかること。**

(回答) 都市総務課

都心・副都心の開発計画については、総合振興計画の基本的な方向性の1つとして、にぎわいや交流を創出する魅力的な都心・副都心を形成することが位置付けられていること、また、今後の人口減少・高齢化社会においては、都市機能の集約化が重要となっていることから、重点的に整備を進めてまいります。整備に当たっては地域特性を踏まえながら、必要最低限のコストで事業推進が可能となるよう努めてまいります。

2. **公共施設マネジメント計画は、市民が求める公共サービスの充実を図れなくなることから、撤回すること。**

(回答) 資産経営課

公共施設マネジメント計画については、令和2年度中に策定予定の第2次アクションプランに基づいて、引き続き公共施設の効果的かつ効率的な管理運営を推進してまいります。

- ・公共施設マネジメント推進事業 9,953千円
- ・公共施設マネジメント基金積立金 502,091千円

3. **PPP/PFI は公共施設建設および管理運営において様々な問題を生み出している。そのため、公共施設整備にあたって一定額以上の契約を条件に PPP/PFI 導入を検討することはやめ、直営を基本にする方向に改めること。**

(回答) 行財政改革推進部

本市を取り巻く厳しい社会・経済状況の中、民間の資金や技術力等を活用し、より少ない財政負担で、より良い公共サービスを提供する必要があることから、今後も PPP/PFI の活用を図ってまいります。

4. **財政調整基金や都市開発基金などは、当面、市民負担の軽減や市民が切実に求めている事業の財源とすること。**

(回答) 財政課

各種基金については、それぞれの目的を達成するために、積立てとその活用を図っております。

5. 手数料・使用料への消費税転嫁をやめること。

(回答) 財政課

市民負担の適正化を図るとともに、市民間の公平性を確保してまいります。

6. 本庁及び各区の人員削減をやめ、正規職員の増員を図り、異常な長時間残業を解消すること。及び、専門的研修の場を保障し、職員の専門性の向上をはかること。

(回答) 人事課、人材育成課

引き続き、総人件費の抑制に配慮しつつ、業務量に応じた適正な職員数の確保に努めてまいります。

また、職員の専門性を高めるための研修実施を推進してまいります。

7. 債権回収事業は市民の生活実態を考慮し、生活再建につなげることを重視すること。また納税相談において相談者の希望があれば、帯同者の同席を認めること。

(回答) 収納対策課

債権回収については、納税者の生活状況・収入状況等を総合的に勘案するとともに、法令に基づき適正に実施してまいります。

また、生活困窮の滞納者を支援する観点から、各区役所に設置しております「さいたま市生活自立・仕事相談センター」等の利用について、ご案内をするなど納税者の状況に即した適切な対応に努めてまいります。

さらに、これまでも納税相談の際には、納税者が希望する場合、滞納の原因や財産状況、収支状況及び生活状況等、滞納者の実情を把握するため、帯同者の同席を認め、話を十分に聞かせていただいております。しかし、相談の中で、調査等により職員が職務上知り得た、納税者の勤務先や取引先の情報などに触れざるを得ない場合には、職員の守秘義務違反にならないよう、帯同者には席をはずしていただくこととしています。

引き続き、納税者のプライバシー保護に十分に留意しながら事務を進めてまいります。

・収納対策事業 272,821千円

8. 市税延滞金については、規則に則り、納税者の最低限の生活に支障がないように、免除・減額を適正に実施すること。

(回答) 収納対策課

市税延滞金の減免については、市税条例施行規則に基づき、納税者の実情を把握しつつ、適正に対応してまいります。

【2】新型コロナウイルス感染症対策の徹底

1. 市民の命と健康を守る体制構築について

① 医師会と連携し、発熱外来を設置すること。

(回答) 地域医療課、保健総務課

発熱患者等については、埼玉県が、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ両方の診療を行い、必要な検査を行う医療機関を「埼玉県指定診療・検査医療機関」として指定しております。本市としても、発熱患者等が地域において適切に受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を整備できるよう、引き続き県と連携してまいります。

今後も市内医療機関と新型コロナウイルス感染症の検査に係る契約締結を進め、検査体制の拡充を進めてまいります。

② 保健所・保健センターの人員を抜本的に増やすこと。

(回答) 人事課、保健総務課

市民の健康を守る拠点である保健所・保健センターの役割を果たすためには、医師や保健師等の専門職および行政職を適正に配置する必要があります。平時より、保健所及び保健センターの連携を強化するとともに、特に、健康危機管理事案発生時に、速やかに応援体制を構築し、機能を最大限に発揮できるよう、引き続き体制整備を図りつつ、柔軟な組織運営に努めてまいります。

③ 感染拡大を抑えるためにも検査体制と医療体制の拡充にいっそう注力すること。軽症者の隔離施設も県と連携してさらに確保すること。その際、国も含めた公的施設の活用も検討すること。

(回答) 地域医療課、保健総務課

検査体制については、医師会や医療機関と連携し、令和2年度において293件(令和3年1月15日現在)の医療機関等で検査実施が可能な体制を構築しました。令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の感染状況や国等の動向を踏まえ、適切な検査体制を構築してまいります。

医療体制の拡充については、医療機関における新型コロナウイルス感染症患者の入院病床確保及び重症・中等症患者の受け入れに対する補助制度を令和2年度に創設しました。

引き続き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の動向を見ながら、補助金を交付してまいります。

また、軽症者の隔離施設の確保については、県内の入院患者数や流行状況に応じて、施設の確保等について検討してまいります。

・感染症予防事業(一部) 731,460千円

- ④ 医療・福祉等、市民の命と生活を支える施設でのマスク・消毒液等の物資が途切れることのないよう、現物支給を継続すること。

(回答) 健康増進課

これまで感染防止対策のため、市内の医療機関や介護施設等にマスクや手指消毒用エタノール等を配布してまいりました。今後は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や市場での物資の供給状況を踏まえ、必要な支援について検討してまいります。

- ⑤ 認可保育所などの各種福祉施設や学校・幼稚園などの教育施設、また医療的ケアを要する施設、重度障害児者の施設等において感染者（陽性者）が出た場合は、濃厚接触に関する判定の如何にかかわらず、感染者に関わった職員、利用者、関係者を広く PCR 検査の対象とすること。あわせてこれらの施設に勤務する職員、出入り業者への定期的な PCR 検査等を行うことでリスクを低減させること。

(回答) 障害支援課、高齢福祉課、介護保険課、疾病予防対策課

障害福祉サービス事業所や介護施設の職員等に対しての定期的な PCR 検査の実施については、現在のところ行う予定はありませんが、学校、福祉施設、医療施設等で陽性者が発生した場合については、濃厚接触者に限らずその他の関係者に対しても、国の統一的な基準に従い、必要な検査を実施しております。

なお、入所系高齢者施設の新規入所者及び職員等が受ける PCR 検査の費用に対する補助を、令和 2 年 1 2 月から実施しており、令和 3 年度においても、引き続き事業を実施してまいります。

・老人福祉執行管理事業（高齢者施設 PCR 検査補助事業） 304,953 千円

- ⑥ さいたま市立病院の旧病棟の活用について、予算措置も含めて県に強く働きかけること。

(回答) 地域医療課、病院施設管理課

さいたま市立病院の旧病棟の活用については、発熱者への対応として、旧病棟を活用した発熱外来を実施いたしました。

- ⑦ 感染が持続的に集積している地域（感染震源地＝エピセンター）を明確にしてその地域の住民に開示するとともに、地域の住民及び事業所の在勤者の全体に対して PCR 検査を実施すること。

(回答) 保健総務課、疾病予防対策課

PCR 検査の実施と住民への情報開示については、引き続き、国の統一的な基準に従い必要な検査を実施するとともに、感染の防止に必要な疫学情報等については、市ホームページや広報等により、広く市民に対し周知啓発を実施してまいります。

⑧ 自費で PCR 検査を受けた市民に対して、検査費用の補助を行うこと。

(回答) 疾病予防対策課

診察した医師の医学的判断により実施した検査については、引き続き、国の統一
的な基準に従い、その検査費用を公費で負担してまいります。

⑨ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に対応するため、イン
フルエンザワクチンの供給量を確保すること。また 18 歳未満の子どものイン
フルエンザ予防接種の費用を無料にすること。

(回答) 疾病予防対策課

インフルエンザ定期予防接種については、各実施医療機関がワクチンを確保し
実施することとしています。また、18 歳未満の子どもにおいては、法に基づく予
防接種の対象から除外され、任意予防接種となっていることから、助成は行って
おりません。小児に対するインフルエンザの予防接種のあり方について、引き続き
国等での議論の動向を注視してまいります。

2. 市民のくらしと営業を支える対応について

① 小規模企業者・個人事業主への直接的な経済支援を再度実施すること（減税、
家賃補助、現金給付等）。

(回答) 経済政策課

国や県等の動向を踏まえつつ、市内経済状況を注視してまいります。

② 税・保険料・公共料金等の納付や市奨学金返還において困難が生じている市民
に対し、4 月 1 日付総務省自治税務局企画課通知の内容を、徴収に係るす
べての職員に徹底し、猶予等の柔軟な対応をすること。

(回答) 収納対策課

市税等の納付が困難な市民への対応については、4 月 1 日付総務省自治税務局
企画課長通知に基づき、適切に対応するよう所管へ周知を図りました。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の発生に起因した納税相談を受けた場合は、
徴収猶予の適用について、迅速かつ柔軟に対応してまいります。

③ 国民健康保険税の減免規定において新型コロナウイルス感染症の影響による
収入減を災害と同等とみなしたことを加入者に周知徹底すること。また、減免
決定をすみやかに行うこと。

(回答) 国民健康保険課

令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減を災害
と同等と認識しており、令和 2 年度に送付している納税通知書にはすべて減免の
お知らせを同封し周知を徹底しております。また、減免申請はすみやかに決定を行
っております。

令和3年度について、国からの支援予定がないため、新型コロナウイルス感染症の影響による減免を実施する予定はありません。そのため、通常の所得減少減免で対応してまいります。

④ 市民生活・地域経済の急速な悪化に鑑み、本市の独自支援として水道料金及び学校給食費の値下げ等、市民負担の引き下げを行うこと。

(回答) 水道財務課

今後、水道施設の更新・改良、耐震化などに多額の費用が見込まれており、安定的な財政運営が求められていることから、水道料金の引下げは予定しておりません。

(回答) 健康教育課

学校給食法及び同法施行令の規定により、食材の購入費は保護者の方に負担していただいておりますが、その他給食の実施にかかる経費については、本市が負担しております。このため給食費の値下げについては考えておりません。

⑤ 市が関与する融資事業において税の完納を条件とすることなく、金融機関に対して速やかな融資の実行を要請すること。

(回答) 経済政策課

市が関与する融資事業については、税の完納が必須条件となりますが、新型コロナウイルスの影響を受ける中小企業者に迅速に融資を実施できるよう、利率や返済期間等の条件等を緩和しました。引き続き、コロナ禍の経済情勢を注視しながら融資制度の適切な実施に努めてまいります。

- ・ 中小企業資金融資事業 39,802,449千円の内数

(回答) 住宅政策課

市が関与する融資事業については、税の完納が必須条件となりますが、浸水住宅改良資金融資の迅速な実施に努めてまいります。

- ・ 浸水住宅改良資金貸付事業 760千円

3. 子どもにかかわる対応について

① 感染症流行のもとでも、「子どもの権利条約」に則った対応を行うこと。

(回答) 子育て支援政策課

新型コロナウイルス感染症への対応を図りながら、「子どもの権利」が守られるよう、各子育て支援施策について取り組んでいきます。

(回答) 教育政策室

社会情勢の変化や市民ニーズの変化を的確にとらえながら、子どもの権利条約の精神を踏まえ、児童生徒の人権を尊重し、一人ひとりを大切にしたい対応を行ってまいります。

- ② 万が一、新型コロナウイルス感染症の再流行に伴って学校が一斉休校となった場合、放課後児童クラブや学校で預かる児童に対して給食施設を活用した昼食の提供を行うこと。

(回答) 健康教育課・青少年育成課

喫食予定児童数の事前把握や食材発注数量の変更、アレルギー対応、食材費の精算方法等、一斉休校実施時の給食提供にかかる課題について研究してまいります。

- ③ 社会的距離の確保のため、1 クラス 30 人以下の少人数学級を早急に実施すること。また、そのための教員の確保に努めること。

(回答) 教職員人事課、学校施設課

義務標準法の改正により小学校において、学年ごとに段階的に 35 人学級を実施することとしており、適切に人事配置や教室整備を行ってまいります。

また、よりきめ細かな指導等を図っていくため、引き続き、学級編制の標準の引下げに対応するための教職員定数や必要な環境整備に係る予算の確保について国に要望してまいります。

- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響で不登校となった児童生徒へのケアを充実させ、学校以外の学びの場へ通う場合の経済的負担を軽減すること。

(回答) 学事課、総合教育相談室

不登校となった児童生徒や保護者の相談については、引き続き丁寧な対応を行っていくほか、学齢児童生徒の教育費の経済的負担の軽減については、国等の動向を注視しつつ現行の就学援助制度を適正に運用してまいります。

・教育相談推進事業 598, 178 千円の内数

- ⑤ インターネット環境のない世帯に向けての Wi-Fi 貸出で生じる通信費については、保護者の自己負担ではなく市が負担すること。

(回答) 教育研究所、学事課

インターネット環境のない世帯に向けて、貸出し可能な Wi-Fi ルータを調達しております。

なお、各家庭の通信費の負担については、経済的に困難な就学援助世帯に対する負担の軽減策を実施してまいります。

・小学校教育扶助事業 (一部) 65, 772 千円

- ⑥ コロナ対策で増員されたスクールサポートスタッフを引き続き各校に配置し、拡充すること。

(回答) 教職員人事課

スクール・サポート・スタッフについては、教員の負担軽減を進めるため、学校の実態を考慮しながら、引き続き配置してまいります。

- ・ 小学校管理運営事業（教職員人事課）（一部） 5,803千円

4. 青年・学生にかかわる対応について

① 市の奨学金制度の貸与人数の拡大および要件緩和を行うこと。

（回答）学事課

本市奨学金制度の貸与人数については、平成29年度以降、所得要件を満たす方には全員貸付決定を行っており、適正に対応してきたところです。また、要件緩和については、令和元年度に入学準備金と奨学金の併用について、学校区分が異なる場合には認める改正を行ったところであり、引き続き利用しやすい制度となるよう努めてまいります。

- ・ 入学準備金・奨学金貸付等事業（一部） 66,392千円

② 支援として、市の臨時職員への学生の雇用を行うこと。

（回答）人事課

支援を目的とした学生の雇用は行っておりませんが、非常勤職員である会計年度任用職員の募集に当たっては、一般的に学生であっても応募が可能となっております。

学業を本分とする学生が平日の日中の業務が中心となる市役所に継続して勤務できるのかというような課題もありますので、勤務条件の見直しなど他市の事例等も参考にしながら、検討してまいります。

③ 学生の実態を把握し、相談窓口を開設すること。

（回答）都市経営戦略部

学生の実態を把握し、相談窓口を開設することについては、市においても様々な生活相談窓口を実施しており、また国においても、学生へ様々な支援策を行っておりますので、現在のところは検討してはおりません。

④ 経済的に困窮している学生への支援を行うこと。

（回答）都市経営戦略部

経済的に困窮している学生への支援については、国においても、学生へ様々な支援策を行っているところであり、また本市から国へ要望を実施しており、今後も国の動向を注視してまいります。

5. 公共施設の利用について

① 利用人数の上限を定数の半数にしていることから施設使用料（会場費）を半額に減免すること。

（回答）コミュニティ推進課、スポーツ振興課、文化振興課

施設使用料（会場費）を半額に減免することについては、施設使用料は利用可能

人数に対する料金ではなく、一定時間部屋を占有することに対する料金であるため、使用料を軽減する予定はありません。

(回答) 管理課、青少年宇宙科学館

施設使用料(会場費)を半額に減免することについては、利用料金は施設規模や利用時間により定めており、個人でも利用できることから、利用人数による減免等は想定しておりません。

② 参加者名簿の扱いについて、個人情報保護の観点から、イベント終了後に参加者名簿の提出を求めることはやめること。

(回答) コミュニティ推進課、人権政策・男女共同参画課

イベント終了後に参加者名簿の提出を求めることについては、コミュニティセンターでは参加者名簿の提出を求めておりません。三つ和会館では、参加者名簿の提出を求めていたところですが、令和2年8月に運用を見直し、現在は提出を求めておりません。

(回答) スポーツ振興課

スポーツ施設では、イベントの際に主催者から個人情報の入った参加者名簿の提出を求めていません。

(回答) 文化振興課

文化施設では、イベントの際に主催者から個人情報の入った参加者名簿の提出を求めていません。

(回答) 生涯学習総合センター

公民館では、イベント終了後に参加者名簿の提出を求めることはありません。

6. 複合災害の備えを強化することについて

① 避難所において感染症対策に万全を期すことができるよう、物資の備蓄をすすめること。

(回答) 防災課

避難所における感染症対策用の物資の備蓄については、令和2年7月補正予算にて新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備蓄品を購入しました。

② 分散型避難を想定した対応など、各地の豪雨災害の経験を生かした対策を進めること。

(回答) 防災課

自身と自宅の安全が確保できるのであれば在宅避難、自宅が危険な場合でも、安全な親せき宅や知人宅への避難など、指定避難所以外の避難先を選択肢とするよう分散避難について、ホームページなどを通じて周知してまいります。

7. 社会インフラを支えるための保育所・学童保育への支援

- ① コロナ禍において開設を求められた保育所や学童保育への支援を強化すること。

(回答) 青少年育成課

国の補助制度を活用しながら、放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症の防止対策に必要な備品等の購入支援を検討してまいります。

(回答) 保育課

国の補助制度を活用しながら、保育所等における新型コロナウイルス感染症の防止対策に必要な備品等の購入支援を検討してまいります。

- ② 保育所や学童保育で働く職員の給与が事業主によって減額されることのないよう、市として徹底的に指導すること。

(回答) 青少年育成課

放課後児童クラブの運営事業者に対しては、委託契約に基づく適正な事業の実施について、指導してまいります。

(回答) 保育課

職員の給与については、不適切な減額がされることのないよう、施設に対して指導してまいります。

【3】地域産業を振興し、中小商工業者の営業をまもる施策の充実

1. 地元中小企業を守るための不況対策について

(1) 融資制度の改善について

- ① 既存の制度について、既貸付分をふくめ、期間の延長、返済猶予、特別利子補給、保証料の助成などの緊急措置をとるとともに申請から実行までの期間の短縮を図ること。

(回答) 経済政策課

中小企業に対する資金融資については、新型コロナウイルスの影響を受ける中小企業者に迅速に融資を実施できるよう、利率や返済期間等の条件等を緩和しました。引き続き、コロナ禍の経済情勢を注視しながら融資制度の適切な実施に努めてまいります。

・中小企業資金融資事業 39,802,449千円の内数

- ② やむをえず休業した業者に対し、保証人無し、無利子、長期の生活資金の貸付をおこなう市の新たな制度を創設すること。

(回答) 福祉総務課

生活資金の貸付については、市社会福祉協議会が実施する緊急生活資金、並びに

埼玉県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金（総合支援資金及び緊急小口資金）の貸付が既に行われております。

なお、新たな制度については、関係機関等と連携を図りながら、研究してまいります。

（２） 仕事確保のための対策について

- ① 少子高齢化対策や高齢者保健福祉計画にかかわる施設整備、公営住宅の建設、学校の老朽校舎の改修・建て替えなどを前倒して行い中小建設業者の仕事を増やすこと。

（回答）介護保険課

特別養護老人ホームについては、民間活力の活用を前提に、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき計画的に整備してまいります。

- ・老人福祉施設等施設建設補助事業（老人福祉施設等整備費補助金交付事業）
354, 312千円

（回答）子育て支援政策課

児童福祉施設の整備については、「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめプラン）」及び「公共施設マネジメント計画」に基づき、計画的に進めてまいります。

（回答）住宅政策課

市営住宅の建替えについては、「さいたま市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に進めてまいります。

（回答）学校施設課

「学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、校舎の外壁改修や屋上防水等の大規模改修工事、校舎の建替え工事等について、計画的に進めてまいります。

- ・小学校営繕事業（一部） 870, 233千円
- ・小学校校舎増改築事業（一部） 1, 619, 926千円
- ・中学校営繕事業（一部） 99, 951千円

- ② 市の公共事業や物品購入などは地元発注を強めること。そのために分離・分割発注で地元優先とし、中小企業発注比率を大幅に向上させること。

（回答）契約課、調達課

市の公共事業や物品購入などにおいて地元発注を強めることについては、市内中小企業の受注機会の確保を図るため、分離・分割発注が合理的な場合や、市内業者で対応できるものについて、引き続き、市内業者の優先的な発注に努めてまいります。

- ③ 住宅リフォーム助成制度を創設すること。

（回答）経済政策課

本市における住宅リフォームに係る既存の助成制度としては、地震災害に強い

まちづくりを推進するための耐震補強工事等に係る補助、高齢者や障害者の住環境改善のための住宅改修工事等に係る補助、環境への配慮を目的とした設備設置に係る補助など、政策目的を明確にし、実施しております。

また、本市は、首都圏に位置する大都市の一つであり、大小含め多種多様な業種の事業所が立地し、市内外における様々な活動により経済が循環しております。こうした産業構造等の特性を踏まえると、助成制度の導入については、他の地域に比べて地域内での効果が限定的であると考えており、地域経済活性化という視点から住宅リフォーム助成制度を創設することについては考えておりません。

(回答) 住宅政策課

本市では政策目的に応じた住宅リフォーム助成を実施しており、対象を限定しない住宅リフォーム助成制度の創設は考えておりません。

④ 市の委託業務や発注工事で業務委託契約を結ぶ際に、適正な労働条件や賃金が確保されるよう市独自の客観的な経費の基準を定め請負業者や下請業者に守らせる「公契約条例」を制定すること。

(回答) 契約課、調達課

労働者の賃金等労働条件の基準については、国全体の問題として具体的な在り方を検討するべきであると認識しております。

本市においては、これまで低入札価格調査制度や最低制限価格制度などの適正な入札制度の運用により、全体の落札水準を引き上げ、過度な低入札が労働単価に影響を及ぼすことのないように取り組んでまいりました。

今後も、他都市の動向を注視しつつ、入札制度の改善などにより、適正な労働条件の確保に努めてまいります。

**⑤ 小規模事業者登録制度について、事業内容や申請方法を対象となる事業者
に周知徹底すること。対象事業や手続きの簡素化をはかり広範な小規模事業者
が参加できるように改善すること。小規模事業者の担当部署や窓口を設置
すること。**

(回答) 契約課

小規模修繕業務の業者登録については、市報及びホームページを活用し、登録の案内をしております。また、申請者の利便性向上のため、申請書等の簡素化や随時受付を行っております。発注担当者向けとしては、検索性の向上のため、申請業務別と行政区別の名簿を作成するほか、研修で制度の周知を図るとともに、毎月庁内に制度の活用を依頼するなど、名簿の活用促進を図っております。なお、担当部署や窓口の設置については、業務の性質上、発注から履行まで短期間で行われることが望ましいため、従来通り発注所管による対応が効果的であると考えております。

引き続き、発注率の向上のため、関係部局において、機会あるごとに制度の活用を図ってまいります。

- ⑥ 市内外の大企業・親会社に対し「下請中小企業振興法」とそれにもとづく「振興基準」、「下請代金支払遅延等防止法」などを厳重に守り、一方的な下請け発注の打ち切り、単価の切下げなどをやめるよう申し入れること。

(回答) 契約課

「下請中小企業振興法」の厳守等の申し入れについては、公共工事の発注に当たり、「さいたま市建設工事請負契約に関する留意事項」に基づき、下請業者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行など、元請と下請関係の合理化及び関係法令を遵守するよう指導しております。

- ⑦ 建設業退職金共済制度の周知徹底、元請業者への証紙貼付状況の報告を義務づけること。

(回答) 技術管理課

建設業退職金共済制度については、受注者との契約の際に、「さいたま市建設工事請負契約に関する留意事項」等により、加入等の周知徹底を図るとともに、証紙購入状況報告書及び証紙貼付実績報告書を、発注課へ適宜提出するよう明記し指導しております。今後も、適切に対応してまいります。

2. 大規模小売店舗の出店、撤退を規制する独自の条例を制定すること。小規模・零細な小売店や商店街を残すよう、助成・育成していくこと。

(回答) 商業振興課

大規模小売店舗の出店、撤退を規制する独自の条例を制定することについては、大規模小売店舗立地法における社会的規制並びに都市計画法で定める用途規制に基づき対応します。

また、商店街活性化やにぎわいの創出を図るために行う販売促進事業、特色性創出事業、地域活動連携事業などに対し、支援するとともに、「魅力ある商店創出事業」などを通じ、商店街の育成を図ります。

- ・商店街振興事業 210,870千円

3. 中小企業の経営基盤の強化、地場産業の保護育成、地域経済の安定化、下請け保護など、中小企業振興のための総合的な指針と対策を示す「中小企業振興条例」を制定すること。

(回答) 経済政策課

中小企業の振興については、本市では「さいたま市産業振興ビジョン」に基づき、(公財)さいたま市産業創造財団を中核として強力に推進するとともに、さいたま商工会議所を始めとした各種経済団体・金融機関・大学等研究機関、国や県と連携し、各機関の強みを生かした役割を発揮することにより、柔軟かつスピーディーに中小企業支援の諸施策の展開を図ってまいります。

【４】農業と地場産業の振興

1. 生産緑地法について、農業経営者、農協、市民の意見を充分取り入れ、実態に即した対策を行うことについて

(1) 生産緑地の規模要件に満たない農地でも、営農意欲と意志のある農家にはさいたま市独自で緑地補助金制度を設けるなど負担軽減措置をとること。

(回答) 農業政策課

小規模農地への負担軽減については、他市の動向を注視してまいります。

(回答) みどり推進課

生産緑地は将来の公共用地としての活用の側面もあることから、条例により緩和した面積要件を満たす農地に対して、法令に基づき生産緑地に指定し、税負担緩和等の措置を講じてまいります。

(2) 生産緑地指定農地の周辺が高層マンション等の宅地開発により風水害、日照、夜間照明の作物障害等を出さないよう指導を強化すること。

(回答) 建築総務課

高層マンション等の建設をめぐるトラブルを未然に防止するため「さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例」では、計画の事前公開及び事前説明を義務付けており、事業者の責務として、「中高層建築物の計画若しくは建築又は大規模開発行為等の計画若しくは工事の施工に当たっては、良好な近隣関係の形成及び保持に努めなければならない」としております。紛争が起きた場合、あっせん及び調停の制度において、紛争の調整及び解決に努めてまいります。

2. 販路の拡大等、都市農業の振興について

(1) 園芸農産物の安定供給のため、流通機構の確立をはかること。

(回答) 農業政策課

農産物の安定供給については、担い手の育成及び生産団体等の安全・安心で新鮮な農産物の生産・供給体制の確立に向けた取り組みを支援してまいります。

・農業経営支援事業（農業経営安定・生産向上事業）（一部） 3,000千円

(2) 地場産業である花・植木・苗木などの産地育成のための生産施設、及び販売活動に対し、農業者トレーニングセンター・集荷施設も含めて新しい技術の導入を行うこと。

(回答) 農業者トレーニングセンター

花・植木・苗木などの産地育成については、花・植木の栽培技術について情報収集を行い、生産農家へ広く提供していくとともに、新しい技術の導入について研究

してまいります。

- ・ 農業者トレーニングセンター管理運営事業 44,737千円

(3) 市の公共事業の緑化については、地元植木の活用の拡充をはかること。

(回答) 契約課、農業政策課

本市の公共事業における緑化については、関係部局と連携を図ってまいります。

(回答) みどり推進課

「さいたま市公共施設緑化マニュアル」及び「さいたま市緑化指導基準マニュアル」では、敷地内の緑化に際し、郷土種や在来種の樹木の使用を推奨しています。

(4) 市独自の価格安定保障制度をつくること。

(回答) 農業政策課

市独自の価格安定保障制度については、市場経済の状況や国の経営所得安定対策推進事業等の活用を促し、農業経営の安定化に取り組んでまいります。

(5) 新規就農者への補助制度を抜本的に拡充すること。

(回答) 農業政策課

就農支援については、国の新規就農総合支援事業や就農相談会の実施、就農後の定着に要する事業費の一部補助等を行ってまいります。

- ・ 農業政策推進事業（人・農地プラン関連事業）（一部） 13,500千円
- ・ 農業経営支援事業（農業の担い手確保・育成の強化）（一部） 3,000千円

(6) 産直・市民農園・有機農産物の生産・供給を支援すること。

(回答) 農業政策課

産直・市民農園・有機農産物の生産・供給を支援することについては、直売所等への支援や市民農園の整備推進を図るとともに、安全・安心な農産物の生産に向けて、支援を実施してまいります。

- ・ 農業経営支援事業（農業経営安定・生産向上事業）（一部） 3,200千円

【5】安全・良質・安価な水道の供給

1. 水道事業会計は毎年多額の利益をあげているため、水道料金を引き下げること。

(回答) 水道財務課

純利益は、水道施設の更新・改良、耐震化などの財源に充てられており、今後増大する水道施設の整備事業に必要となるため、水道料金の引下げは予定しておりません。

2. 生活保護世帯の他、児童扶養手当受給世帯、住民税非課税世帯などの対象世帯への水道料金減免制度の周知をはかること。また、集合住宅でも減免制度が受けられるよう見直すこと。あわせて、福祉減免制度を創設すること。

(回答) 営業課

水道料金の減免については、ホームページのほか、定例検針の際にお渡しする「使用水量等のお知らせ」、各区役所にて配布しておりますパンフレット「子育て応援ブック」、市内各戸へ年に3回お届けしております広報誌「水と生活」の中で案内しております。

また、共同住宅用として登録されていれば、減免制度が受けられます。

福祉減免制度の創設については、現在のところ予定はありません。

【6】勤労者福祉と雇用対策の充実

1. 中・高齢者、女性のための市独自の職業訓練施設の設置と雇用促進をはかること。

(回答) 労働政策課

職業訓練施設については、市内には独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する「職業能力開発促進センター」と県が設置する「職業能力開発センター」があるため、市独自に新たな設置は考えておりませんが、中・高齢者と女性を対象とした、座学研修と市内中小企業等における就業体験を組み合わせた支援の実施等を通じて雇用促進を図ってまいります。

・雇用対策推進事業 67,563千円の内数

2. 母子家庭の母親の雇用獲得について、市も企業に対し一層の指導をすること。

(回答) 労働政策課

母子家庭の母親の雇用促進については、母子及び父子並びに寡婦福祉法において、支援が規定されており、今後も、国の動向を注視してまいります。

3. 各労働団体への助成削減をやめ、引き続きさいたま市の勤労者福祉の行政を共に推進するために協力関係を強め、定期的に協議、意見交換を行い、さいたま市における制度充実を図ること。

(回答) 労働政策課

各労働団体への助成については、「補助金等見直しメルクマール」に基づき、適正な補助金額の交付執行に努めてまいります。

また、労働政策に関する要望を頂いた際には、懇談の場を設け、意見交換を行い、制度充実を図ってまいります。

・勤労者支援事業 57,527千円の内数

4. 企業誘致を行う際には、地元での雇用推進を義務づけること。

(回答) 産業展開推進課

将来的な地元雇用の創出へつながるよう、引き続き企業誘致活動を展開してまいります。

- ・企業誘致等推進事業 235,655千円の内数

5. 2020年6月1日より強化される「職場におけるハラスメント防止対策」について、市としても必要な措置をとること。市の取り組みについて市民へ知らせ、積極的に推進すること。

(回答) 労働政策課

「職場におけるハラスメント防止対策」については、市内在勤者等を対象としたセミナーや、働く上で必要な法令等を掲載した「働く人の支援ガイド」の配布を通して、周知を図ってまいります。

- ・勤労者支援事業（働く人の支援講座事業）1,870千円
- ・勤労者支援事業（働く人の支援ガイド作成業務）933千円

【7】若者への支援

1. Saitama city Free Wi-fi の整備・拡大を行い、各駅、公共施設などに設置すること。

(回答) 情報政策部、観光国際課

駅については、埼玉県を通じて、鉄道各社に対し、外国人を含む観光客の集客が見込まれる駅について、無料Wi-Fi環境の整備を要望してまいります。

また、公共施設については、コミュニティ施設や文化施設など40の施設で、指定管理者が独自のWi-Fiサービスを提供しています。

今後、公共施設の機器入れ替え等に合わせ、Saitama City Free Wi-Fiへの切り替えを行うとともに、新たに整備される公共施設にも順次導入を図ってまいります。

2. 若い世代の自立支援、定住支援のための住宅家賃補助制度を創設すること。

(回答) 生活福祉課、青少年育成課、住宅政策課

若い世代の自立支援については、ひきこもりや不登校等社会生活を営むうえで困難を抱える、義務教育終了後から30歳代までの市内在住の若者に対し、「若者自立支援ルーム」にて、就労や復学へ向けた自立支援を行っています。

また、定住支援のための住宅家賃補助制度の創設については、検討はしていませんが、離職により住宅を失うおそれのある方等に対する住宅政策として、有期で家賃相当額を支給する「住居確保給付金」の支給や住宅に困窮している方に対して、市営住宅の提供、及び「さいたま市入居支援制度」や「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度」等により民間賃貸住宅の入居支援など、困窮状

態にある方への支援をおこなっております。

- ・生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金の支給） 152, 169千円
- ・青少年事業（一部）58, 285千円

3. 中学校・高校・大学等の高等教育機関や労働組合と連携をはかり、若者に対し、労働法関連諸法の周知徹底をはかること。引き続き、「働く人の支援ガイド」の普及に努めること。

（回答）労働政策課

若者に対する労働法関連諸法の周知については、引き続き、若年者を主な対象とし、労働法規の基礎知識や労働関係機関をわかりやすくまとめた「働く人の支援ガイド」を作成し、普及に努めるほか、出前講座を開講し、労働法関連諸法の周知を行ってまいります。

- ・勤労者支援事業（働く人の支援ガイド作成業務） 933千円

4. 若者の就労支援のための職業訓練や就労セミナーなどを充実させること。

（回答）労働政策課

若者の就労支援については、引き続き、「地域若者サポートステーションさいたま」における職業的自立支援事業や、座学研修と市内中小企業等における就業体験を組み合わせた支援事業、埼玉労働局との一体的実施による若年者対象就職面接会など、ニート・フリーター等の状態にある若者から自ら求職活動をする若者まで、それぞれの状況に応じた支援を実施してまいります。

- ・雇用対策推進事業 67, 563千円の内数

5. 若者の就業実態や雇用形態、所得実態を明らかにする調査を行うこと。

（回答）労働政策課

若者の就業実態等については、就業構造基本調査等の各種公表資料を活用し、社会情勢、求職・求人動向等の調査・分析を行ってまいります。

6. バasketボール、フットサル、スケートボードなどができるスポーツ公園を建設すること。

（回答）スポーツ政策室、スポーツ振興課、都市公園課

バスケットボール、フットサル、スケートボードなどができるスポーツ公園の建設については、アーバンスポーツの活性化事業の中で、民間力の活用も含めて整備等の検討を行ってまいります。

また、身近な公園の整備状況を踏まえ、関係部局と協議・調整の上スポーツ公園の整備を検討してまいります。

・生涯スポーツ振興事業の一部 6, 650千円

7. 各行政区に、青年の居場所となる青少年センターを建設すること。

(回答) 青少年育成課

青少年センターの建設については、「公共施設マネジメント計画」を踏まえ、施設整備の必要性も含め引き続き調査、検討してまいります。

8. 3ヶ所目の若者自立支援ルームの開設を目指すこと。また、市民にその役割を周知すること。他機関、他部署と相互連携できるように、庁内、各区役所関連施設等に周知すること。

(回答) 青少年育成課

3ヶ所目の若者自立支援ルームの開設を目指すことについては、令和2年度より新たに南浦和に2ヶ所目の若者自立支援ルームを開設し、事業をスタートさせたところであることから、今後の利用者数等を勘案し、施設整備の必要性を検討してまいります。

また、「さいたま市子ども・若者支援ネットワーク」にて、他機関、他部署と相互連携するなど、引き続き広く周知を行ってまいります。

9. 国や県・関係機関と連携し、若者の要求や悩みに応えられる相談窓口を設置すること。

(回答) 青少年育成課

若者の要求や悩みに応えられる相談窓口の設置については、既存の相談窓口において、要求や悩みに応じて効果的な活用が図れるよう努めてまいります。

・青少年事業（一部） 47, 388千円

【8】消費者行政の充実

1. 消費生活総合センター及び浦和・岩槻消費生活センターの職員増員を図り、受付時間を延ばすこと。相談業務にあたる職員の研修を充実させること。

(回答) 消費生活総合センター

職員増員を図り、受付時間を延ばすことについては、平成22年度に1名相談員を増員し、日曜電話相談を開始しております。

また、本市消費生活総合センターは県内で唯一日曜電話相談を受付けており、月曜から土曜の相談受付時間も県内最長となっております。

研修の充実につきましては、市主催の事例研究会のほか、国民生活センター主催の研修、並びに埼玉県主催の研修に参加しています。

今後も、消費者相談の多様化・複雑化による相談員の資質の向上を図ってまいります。

・消費者行政推進事業 77, 565千円の内数

2. 各種詐欺や高額投資などの詐欺的勧誘から市民（特に高齢者）を守るために啓発活動を強化すること。なお、啓発方法についてはインターネットを利用しない市民へ配慮をすること。

（回答）消費生活総合センター

啓発活動の強化については、高齢者や民生委員、介護関係者を対象に出前講座を開催するほか、区民まつり等で啓発を実施してまいります。

更に、自治会回覧チラシや情報紙の作成を行い、高齢者の消費者トラブルの未然防止に努めてまいります。

- ・消費者行政推進事業 77,565千円の内数

3. 消費生活協同組合などの市民の自主的な消費者運動への補助金額を増額すること。

（回答）消費生活総合センター

市民の自主的な消費者活動への補助金については、消費者団体連絡会運営会議において、毎年次年度の活動計画等をお伺いし、消費者団体に対し補助金の交付を行っております。

引き続き、市民の自主的な消費者活動を支援してまいります。

- ・消費者行政推進事業（消費者団体等運営補助金）150千円

【9】「さいたま市平和都市宣言」をいかした平和行政の推進

1. 「さいたま市平和都市宣言」に基づき平和行政の推進をはかること。

（1）「平和に関する行事」の後援に関する要綱に基づいた確認書は撤回すること。

（回答）総務課

「さいたま市平和に関する行事の後援等名義使用承認事務取扱要領」の申請書添付書類の「確認書」は、「市が後援できない場合」を例示することによって申請者と市との見解の相違を解消し、相互理解を深めて円滑に事務手続きを進めるために作成したものであって、後援のための要件については従前と変わりはありません。

（2）「さいたま市平和都市宣言」に基づき平和行政の充実をはかること。そのために市内平和団体・市内被爆者・専門家・有識者などによる「平和行政推進会議」（仮称）を設置すること。

（回答）総務課

平成17年に制定した「さいたま市平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、引き続き、各種平和事業の内容等の充実を図ってまいります。

- ・平和推進事業 2,331千円

(3) 被爆者の要望を聞く機会を定期的にもうけ、市独自の被爆者救援対策、被爆者団体への援助を制度として確立するよう国・県に働きかけること。

(回答) 疾病予防対策課

被爆者援護事務の実施主体は県であり、本市は経由事務を行っております。今後も県の対応にあわせて事務を実施してまいります。

(4) 市において、「平和都市宣言」だけでなく「非核平和都市宣言」をおこなうこと。

(回答) 総務課

平成17年に制定した「さいたま市平和都市宣言」を踏まえ、平和首長会議（平成22年加盟）加盟都市と連帯しながら、核兵器の廃絶と世界の恒久平和実現に貢献してまいります。

(5) 学校教育、社会教育において戦争と被爆の悲惨さを知らせ、戦争体験者や被爆者の話を子どもたちに聴かせるなど平和教育を積極的に取り入れること。

(回答) 指導1課

学校教育の中で、平和について学習することは非常に重要なことであり、引き続き、小・中学校学習指導要領の趣旨に則り、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う教育活動を推進してまいります。

(6) 中央図書館の平和図書コーナーの充実を図ること。

(回答) 資料サービス課

中央図書館の平和図書コーナーについては、資料を適切に管理し、更なる充実を図ります。

・図書館資料整備事業 165,631千円

(7) 「平和のための戦争展」「原爆と人間展」などを今後も更に積極的に後援すること。

(回答) 総務課

事業内容が市の平和推進事業に寄与するものであり、政治的な目的や宗教的な目的、あるいは私的な利益を追求するものでなければ、後援を行ってまいります。

(8) 原爆の灯をともし続けている常泉寺（見沼区片柳）に対する助成を行い、市民に広く取り組みを知らせること。

(回答) 総務課

一つ一つの取組の紹介はいたしかねますが、長年にわたり被爆の実相を世界に伝える活動に取り組みまれてこられたすべての方々の努力に、心からの敬意を表します。

2. 自衛隊について

(1) 自衛官募集のための住民基本台帳の名簿提供には、今後も協力しないこと。

(回答) 市民生活安全課

自衛官募集のための住民基本台帳の名簿提供については、以前より住民基本台帳法第11条第1項に基づいて住民基本台帳の一部の写しの閲覧で対応しております。

(2) 埼玉県基地対策協議会に加入すること。

(回答) 危機管理課

埼玉県基地対策協議会については、県境近くに所在する米軍横田基地に隣接、又は航空自衛隊入間基地、大規模な陸上自衛隊朝霞駐屯地が所在する14市町と県で構成されています。14市町では、日常のかつ広範囲に深刻な騒音の影響や、基地周辺のまちづくりへの影響などがあり、それらの問題の解決を目指すために協議会が設置されたものと認識していることから、本市においては協議会へ加入することは考えておりません。

(3) 自衛隊機及び米軍の市上空での飛行や自衛隊の基地外の訓練については、自衛隊・防衛庁に対し事前の報告を求めること。報告の内容を市ホームページ等で市民に知らせること。とりわけ野外演習は国に中止を求めること。

(回答) 危機管理課

本市上空や市域での大規模な訓練については、関係機関と連絡を密にし、事前の情報収集及びホームページにて問い合わせ先をお知らせするなど努めてまいります。なお、基地外での訓練について国に中止を求めていくことは考えておりません。

(4) 災害訓練が名目であっても、地方自治体からの要請がなく、地方自治体を自衛隊に従わせるやり方の訓練に対しては、協力しないこと。

(回答) 危機管理課

平常時より、自衛隊を含めた関係機関との合同訓練等を実施することは、市民生活の安心安全を確保する上で必要であり、災害時における関係機関との協力体制の構築を継続的に図ってまいります。

(5) 陸上自衛隊の大宮駐屯地でのCBR戦の研究、訓練の中止、核シェルターや、放射性物質などの撤去を関係機関に要請すること。

(回答) 危機管理課

大宮駐屯地は、国際機関である「化学兵器禁止機関OPCW」の定期的な査察を受け、継続的にその安全性が確認されていることから、大宮駐屯地でのCBR戦の研究、訓練の中止、放射性物質などの撤去を求めることは考えておりません。

(6) 陸自大宮駐屯地化学学校で製造している毒ガスの安全対策について

① 大宮駐屯地内の事故は全て市に報告させるよう防衛省に求めること。

(回答) 危機管理課

大宮駐屯地内における事故の報告については、消防法に基づき、火災や事故などについて速やかに市に通報することとなっております。

② 住宅地で毒ガスを製造することは適切でないため、施設の移転を防衛省に求めること。

(回答) 危機管理課

大宮駐屯地は、国際機関である「化学兵器禁止機関OPCW」の定期的な査察を受け、継続的にその安全性が確認されていることから、移転を求めることは考えておりません。

(7) 市や区のイベントに自衛隊関連の参加をさせないこと。特に武器や武装の展示などはさせないこと。

(回答) 危機管理課

各イベントへの参加は、正式に参加申請が出され、イベントの参加基準を満たしている場合においては、断ることは難しいと考えております。

同様に、展示についても、イベントの基準を満たしている場合においては、断ることは難しいと考えております。

また、平常時より、自衛隊を含めた関係機関と連携しておくことは、災害時等における協力体制の強化に資するものであり、市民生活の安心安全を確保する上で必要であると考えております。

【10】 地方自治権を拡充し、清潔・公正・市民に開かれた市政へ

1. 市民の税負担を軽減することについて

(1) 災害、水害等で被災した市民に対し特別減免対策を創設し、緊急融資はじめ、援助施策の一層の充実を図ること。

(回答) 税制課、福祉総務課

災害、水害等で被災した市民に対する減免制度については、市税条例の規定に基づき、被害の程度に応じて市税を減免しております。

また、被災時の援助施策については、さいたま市災害見舞金等支給条例に基づく災害見舞金及び災害弔慰金の支給を行っております。

・災害救助事業（一部） 6,000千円

(2) 市民税について、実態にあった申請減免の実施を図ること。

(回答) 市民税課

市民税の減免については、個々の状況を勘案し適正に対応しております。

(3) 市税条例の改善について、医療費控除額対象を拡大し、市民負担の軽減を図るため、当面2万円まで引き下げること。

(回答) 市民税課

医療費控除額対象の拡大については、スイッチO T C医薬品の購入費に係る医療費控除の特例が創設されましたが、従来の医療費控除については、引き続き、国の動向を注視してまいります。

2. 情報公開と市民参加について

(1) 市政への住民参加の道を広げること。

① すべての審議会と計画策定委員会について市民公開とし市民公募の委員を増やすこと。

(回答) 行政透明推進課、総務課

本市では、「情報公開条例」第23条において附属機関等の会議を原則公開とするとともに、「附属機関等の会議の公開に関する要綱」を定め透明かつ公正な会議の運営を図り、また、「附属機関等に関する要綱」を定め、委員の公募に留意しているところです。引き続き、開かれた市政の実現とより多くの市民が行政に参画できるように努めてまいります。

② 区民会議の委員選出について、募集枠の拡大、選考方法など住民自治の立場から充実をはかること。提言を活かすこと。

(回答) コミュニティ推進課

区民会議については、平成30年度をもって廃止し、令和元年度からは、各区が主体となって区民の意見を区政に反映する新たな取り組みを実施しています。

③ 行政区の権限及び予算の拡大をはかること。当面、生活道路の整備、都市下水路、近隣公園の管理、整備、融資などを区役所業務に加え職員配置を進めるための予算措置を図ること。

(回答) 区政推進部

行政区の権限及び予算の拡大については、これまでの区役所改革の中で、区長権限の拡大として予算要求権限等を付与しており、各区役所において、それらを活用した、地域課題等の解決に取り組んでいるところです。

一方、区役所だけでは対応できない生活道路の整備や都市下水路の管理等の業務については「さいたま市区における総合行政の推進に関する規則」により、関係部局との連携により対応をしているところです。

・区まちづくり推進事業（10区分） 1, 622, 232千円

（２）情報公開条例は、市民の知る権利を保障し充実すること。政策決定過程を含めた行政情報を広く公開し、意見を聴取すること。

（回答）広聴課、行政透明推進課

情報公開条例については、「市民の知る権利の保障」が目的に明記されており、今後もその運用において開示請求者の利便の向上を図ります。

また、全庁統一的な情報提供や会議の公開など、更なる総合的な情報公開の推進に努めてまいります。

意見を聴取することについては、引き続き、市長への提案制度「わたしの提案」、タウンミーティング、パブリック・コメントなど各種広聴事業を実施して市民意見を聴取してまいります。

・広聴事業 42, 479千円

（３）公共用地確保のために土地提供者に対する税の特別措置を継続すると共に、譲渡所得の特別控除を実状に即して大幅に引き上げるよう国に要求すること。

（回答）土木総務課

公共用地の取得を円滑に進めるため、引き続き、用地対策連絡協議会を通じ、国に対して用地補償に係る制度の改善に関する要望を行ってまいります。

（４）市民生活サポートセンターにおいて、市民の自由な利用を保障すること。

（回答）市民協働推進課

市民活動サポートセンターにおける市民の自由な利用を保障することについては、「市民の福祉が最大限に増進され、センターを設置した目的を効果的に発揮する」ことができるよう、適切な管理運営に努めてまいります。

・市民活動サポートセンター管理運営事業 73, 385千円

3. 指定管理者制度について

（１）安易な導入はしないこと。すでに導入されている施設についても実態を把握し、常に点検・見直しをはかること。

（回答）行財政改革推進部

指定管理者制度については、民間事業者等の能力やノウハウを幅広く活用することで、利用者の満足度を上げるとともに施設を効果的、効率的に管理運営することが可能であるかを様々な観点から検討した上で導入しております。

引き続き、適宜、立ち入り検査や報告書による確認、外部の評価機関による第三者評価などを行い、施設の効用が最大限に発揮されるよう適正な運用に努めてま

います。

- ・民間力活用推進事業（指定管理者制度の推進） 3, 257千円

（２）指定管理者の選定にあたっては、市内業者を重視するとともに、公開・公平な選定基準により行い、公共性の確保、労働法遵守と行政水準の後退を招かないよう公的な責任を果たすこと。

（回答）行財政改革推進部

指定管理者の選定にあたっては、施設の設置目的や実情を踏まえたうえで、市内本店業者の参画について配慮するものとしております。また、市民の平等な利用、効率的かつ効果的な管理運営、事業者の安定した管理運営能力などの観点から適切に選定基準を定め、雇用、労働条件等の確保についても、指定管理者の資格要件の中に「労働基準監督署からは是正勧告を受けていないこと」を資格要件とすることで、適正な管理運営が図られるよう努めております。

- ・民間力活用推進事業（指定管理者制度の推進） 3, 257千円

（３）事故が起きた場合の責任の所在を明確にすること。

（回答）行財政改革推進部

公の施設で不測の事態により第三者に損害が生じた場合、市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険が適用されます。

そのうえで、市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとしております。また、双方の責めに帰すことができない事由による場合は、協議の上対応を決定してまいります。

- ・民間力活用推進事業（指定管理者制度の推進） 3, 257千円

（４）指定管理者が管理している公共施設における市民からの苦情について、指定管理者が対応しない、あるいは対応が不十分な場合は市が適切な指導をおこない、最終的に市が責任をもって苦情解決にあたること。

（回答）行財政改革推進部

指定管理者の業務内容が適切な水準に達していない場合は、市は、速やかに業務改善の勧告や必要な指示を行うこととしております。また、指定管理者が市の指示に従わないときや、公の施設の管理を継続することが適当でないときは、その指定を取り消し、又は期間を定め管理業務の全部又は一部の停止を命ずることとしております。

市としては、これまでも市民サービスの向上に向けて、利用者満足度調査や指定管理施設への立入調査を実施してきたところですが、引き続きこうした取組を行う中で、市民からの苦情への対応を含めた指定管理施設の適正な管理を行ってま

います。

- ・民間力活用推進事業（指定管理者制度の推進） 3, 257千円

4. マイナンバー制度について

- (1) マイナンバーは重大な個人情報であるとの認識を持ち、セキュリティ対策に万全を期すこと。

(回答) 情報政策部

セキュリティ対策については、人的対策として階層別に職員研修等を継続して実施しております。また、技術的対策として、異常な通信を監視、分析する内部監視システムや個人情報の操作記録を保存するログ管理システムの維持管理をするなど、万全を期すよう努めております。

- ・情報化推進事業（一部） 79, 685千円

- (2) 市独自の個人番号カードの用途の拡大はしないこと。

(回答) 情報政策部

個人番号カードの利用については、市民の利便性向上につながるコンビニ交付などを実施しております。今後も、個人番号カードの普及状況や費用対効果を鑑みながら市民の利便性向上となる利用方法について検討してまいります。

【11】 憲法と「子どもの権利条約」を生かした教育の推進

1. 憲法の精神を尊重した民主的教育をすすめることについて

- (1) 教育の公正・中立性・自主性を確保すること。

(回答) 教育政策室

教育基本法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に則り、引き続き、教育行政の政治的中立性や継続性・安定性を確保し、公正かつ適正に行ってまいります。

- (2) 教育委員会の運営は市民に開かれたものとし、議事録の公開を一層早めること。また、ホームページへの情報公開を増やすこと。

(回答) 教育総務課

教育委員会の運営については、教育委員会会議によって決定しており、その会議は、法律や市教育委員会規則に基づき原則として公開しております。引続き、市ホームページへ、会議開催予定日の適切な情報提供に努めるとともに、その議事録や会議資料について可能な限り速やかに公表してまいります。

情報公開については、これまでも各種教育施策について、市ホームページへの掲載や、記者発表などを通じ積極的に公開してきたところでございますが、さらにわかりやすく丁寧な情報の公開に努めてまいります。

(3) 子どもの命と権利を大切にす観点でいじめ問題にとりくむこと。子ども、保護者に寄り添った対応をすること。

(回答) 指導2課

いじめ問題については、さいたま市いじめ防止対策推進条例に基づき、教育委員会の附属機関であるさいたま市いじめのない学校づくり推進委員会を設置し、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行ってまいります。

・いじめ防止等対策推進事業 14,238千円の内数

(4) 教職員による暴言・体罰をなくすこと。

(回答) 教職員人事課

体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為であり、児童生徒や保護者との信頼を損なうものであることから、体罰、暴言等不適切な指導の根絶をめざし、引き続き、全ての市立学校において、「未来を拓く学校づくり推進運動」に取り組み、信頼関係に立つ教育活動を推進してまいります。

(5) 「さいたま市学習状況調査」や民間学力テストは、全国、県とあわせてテストが過多になっているため、中止を含めて見直すこと。

(回答) 指導1課

英語効果測定については、授業改善を目的に実施しております。客観的な指標に基づき、児童生徒の学力を測ることを通して、教員の指導力向上等に役立てております。

(回答) 教育研究所

「さいたま市学習状況調査」は、児童生徒一人ひとりの生活習慣や学習状況等の改善に役立てる目的で実施しております。

本調査は、小学3年生から中学3年生まで調査を実施することで、より継続的・多面的に児童生徒の学習状況等を把握しております。

また、本市独自の調査ではありますが、全国学力・学習状況調査と同様に、実施要領や調査の目的に則り、調査や分析の結果を分かりやすく示しつつ、学校における教育指導の充実や家庭、地域との連携・協力を役立てております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた児童生徒の学習の補充は令和2年度だけではなく、令和3年度においても継続して行われるものと考えております。このことを鑑み、令和3年度さいたま市学習状況調査は令和2年度と同様な形で実施し、児童生徒の学習や生活状況の把握を行い、各学校における教育指導の充実に役立ててまいります。

・教育研究所管理運営事業（さいたま市学習状況調査事業） 10,088千円

(6) 教科書採択は、教育現場の意見及び選定委員会の意見を尊重すること。

(回答) 指導1課

教科用図書の採択については、法令等に基づき、教科用図書選定委員会報告書、教科用図書調査専門員会報告書及び各学校からの調査研究結果を参考資料として、さいたま市教育委員会の権限と責任において行ってまいります。

(7) 教育方針にかかわる重要事項の決定は、校長を含めた教師全体の協議を尊重し、専門的事項にかかわる教職員の意見が学校運営に反映されるようにすること。

(回答) 教職員人事課

各学校では、教職員が参加する職員会議等において様々な事項について連絡、報告あるいは協議し、学校運営を進めております。

(8) 教職員の人事評価の目的は学校の教育力・チームワークを高めるものであり、人事評価結果を利用した賃金格差につながるような昇給制度を導入しないこと。

(回答) 教職員人事課

人事評価は、賃金に格差をつけるために行うのではなく、人材育成と学校の教育力を高めること、教職員が意欲をもって学校運営に参画し、教育活動に責任と自覚をもって臨むことを目的としております。

(9) 「部活動の在り方指針」が実施されるよう現場に徹底すること。部活動予算を増額し、保護者負担を軽減するとともに、大会等の派遣の際は全額市費で負担すること。部活動に関わる外部指導者の暴言・体罰をなくすこと。

(回答) 指導1課、高校教育課

「さいたま市部活動の在り方に関する方針」に基づきながら、引き続き、各中学校・高等学校において適切な部活動が行われるよう指導してまいります。

大会等の派遣補助については、今後も県の動向を見守りながら検討してまいります。

部活動指導員に関しては、研修会を通して、体罰など不適切な行為を行わないよう指導してまいります。

- ・学校教育推進事業（部活動指導員配置事業） 40,350千円
- ・学校教育推進事業（一部） 28,500千円
- ・高等学校管理運営事業（部活動指導員配置の推進） 3,042千円
- ・高等学校管理運営事業（一部） 2,801千円
- ・クラブ活動等推進事業 2,759千円

(10) 休日の部活動指導教員の手当は教員の給与を基準に支給すること。

(回答) 教職員給与課

部活動指導教員の手当については、国及び他指定都市の改定状況等を注視し、適切な給与水準の確保に努めてまいります。

(11) 中学生の社会体験・職場体験で、大宮駐屯地をはじめとする自衛隊での体験学習を対象から除くこと。

(回答) 生涯学習振興課

職場体験学習の活動場所については、各学校が実行委員会を組織し、事業の趣旨等について関係事業所等に御理解をいただいた上で、保護者の理解を得て、生徒の興味・関心をもとに決めております。

・さいたま市中学生職場体験事業 1,699千円

2. 教職員の業務軽減と健康管理の充実をはかり、児童生徒一人ひとりに行き届いた教育を保障することについて

(1) 学校現場での休憩・休息のための休憩室等を整備すること。

(回答) 教育総務課

今後も、休憩できる場所と設備を確保できるよう努めてまいります。

(2) 妊娠および病休者の代替教員を隙間なく確保すること。妊娠時の体育代替教員を配置すること。

(回答) 教職員人事課

産休および病休者の代替教員の確保に努めてまいります。また、今後も妊娠体育代替教員の配置に努めてまいります。

・小学校管理運営事業(教職員人事課)(非常勤講師の配置)(一部)
501千円

・中学校管理運営事業(教職員人事課)(非常勤講師の配置)(一部)
906千円

(3) 教員と子どもの多忙化に拍車をかける年間授業日数205日以上を見直すこと。

(回答) 指導1課

学校生活にゆとりを確保し、教育活動の充実を図るために、年間の授業日数を205日以上としております。

(4) 臨時的任用教員の割合を引き下げる採用計画に、引き続きとりくむこと。臨時的任用教員の正規採用希望者に対し、経験を評価すること。

(回答) 教職員人事課

臨時的任用教員の割合については、すでに採用計画の見直しを行い、本採用教員の採用数を増やすことにより、臨時的任用教員の占める割合の減少に取り組んでいるところです。

教員採用については、今後も、本市の選考方針に基づき、公正、公平、厳正に実施してまいります。

(5) スクールアシスタントの待遇を県費教員並みの時給 2500 円以上に引き上げること。また、学校図書館司書の待遇改善を図ること。

(回答) 教職員人事課

スクールアシスタント及び学校図書館司書の報酬については、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、適正な勤務条件を示し、広く募集をしております。

- ・スクールアシスタント配置事業 629,751千円
- ・小学校管理運営事業(教職員人事課)(学校図書館司書の配置) 148,794千円
- ・中学校管理運営事業(教職員人事課)(学校図書館司書の配置) 83,494千円
- ・特別支援学校管理運営事業(教職員人事課)(学校図書館司書の配置) 2,884千円

(6) グローバルスタディ科は、教員の負担を軽減するため小学校低学年では中止すること。

(回答) 指導1課

「グローバル・スタディ」については、授業の進め方や評価についての教師用指導資料を各学校に配布し、円滑に指導が実施されるように努めているところです。また、本市独自作成の低学年向け映像教材を各校に配付するなど、教員の負担軽減に努めております。

本教科は、9年間の一貫した指導の中で、小学校低学年においても児童の発達段階や実態に合わせた指導が各学校で充実してきており、授業の質も向上しております。引き続き、外国語指導助手等の配置を行い、各学校での「グローバル・スタディ」の実施状況を把握し、訪問指導や研修等で教員を支援してまいります。

- ・英語教育充実推進事業 669,356千円

3. 教育環境の整備と父母負担の軽減をはかることについて

(1) 過大規模校を早期に解消するための計画を立て、具体化すること。とりわけ新設校による解消を重視して進めること。

(回答) 教育政策室、学校施設課、学事課

過大規模校については、「教育環境整備検討会議」において、新設校の設置を含め、解決に向けた対策を研究、調査し、大規模校の解消を図ってまいります。

なお、武蔵浦和駅周辺地区におきましては、学校規模の適正化とともに、教育の質の向上を図るため、義務教育学校を整備するための基本計画を策定します。

- ・ 小学校新設校建設事業（新設大和田地区小学校整備事業） 87,722千円
- ・ 小学校新設校建設事業（武蔵浦和駅周辺地区新設校建設事業）
23,760千円

(2) 教育の機会均等の立場から予算配分し、教育条件整備をはかること。

- ① 学校配当金の需用費を増額し、市内小・中・高校から要望の上がっている危険な施設・設備や老朽化したものについて緊急に修繕等を行うこと。

(回答) 教育財務課、高校教育課

今後も、必要に応じた学校予算を配当いたします。

- ・ 小学校管理運営事業（一部） 83,594千円
- ・ 中学校管理運営事業（一部） 53,044千円
- ・ 高等学校施設等維持管理事業（一部） 15,446千円

- ② 教育振興費を増額し、PTA・学校後援会や自治会などの寄付行為を中止させること。

(回答) 教育財務課

教育振興費については、必要に応じた額を学校に配当いたします。

寄附については、地方財政法等に抵触しないこと、自発的、任意なものであることなどに留意して受け入れるよう、引き続き学校長に対して指導してまいります。

- ③ 父母負担の軽減のため、学級費、学年費等を徴収しないこと。特に紙代・印刷費・プールの消毒液等は、すべて公費で賄うこと。

(回答) 教育財務課、健康教育課

引き続き、必要に応じた学校予算を配当いたします。

- ④ 大規模改修、トイレ改修等予算を拡充して改修学校数を大幅に増やすことで「学校施設リフレッシュ計画」を前倒し実施すること。

(回答) 学校施設課

「学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、校舎の外壁改修や屋上防水等の大規模改修工事、校舎の建替え工事等について、計画的に進めてまいります。

- ・ 小学校営繕事業（一部） 870,233千円
- ・ 小学校校舎増改築事業（一部） 1,619,926千円
- ・ 中学校営繕事業（一部） 99,951千円

⑤ 全中学校に男女別更衣室を設置すること。また、性的マイノリティの生徒への支援策として着替えの場所等を確保すること。

(回答) 学校施設課、人権教育推進室

性的マイノリティの生徒への支援策については、当事者が在籍する学校において、管理職、担任、養護教諭等で共通理解を図り、当事者及びその保護者の希望を最優先にした支援策を検討し、それに基づき、学校全体で、きめ細かな支援をしてまいります。さらに、平成27年4月の文部科学省通知に基づき、組織的に対応できるように、人権教育研修会をはじめとした様々な機会を通じて指導を徹底しております。着替えの場所等については、各学校の状況に応じて適切に確保いたします。

なお、更衣室整備については、引き続き検討してまいります。

・学校教育に係る人権教育事業 5,612千円

⑥ 新築・改築にあたっては、保護者の声をよく聞き、バリアフリーを重視すること。子どもにやさしいデザインや構造、ユニバーサルデザインを採用すること。

(回答) 学校施設課

バリアフリー化については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や、県及び市の条例に基づいた整備を進めてまいります。

⑦ 校外学習の保護者負担を引き下げること。また、自然の教室へのバス代補助金を増額すること。

(回答) 指導1課

校外学習に係る費用については、各学校の実態を引き続き把握し、適切な保護者負担になるように対応しております。

(回答) 館岩少年自然の家

自然の教室に係るバス輸送費については、現在、費用の一部を補助しております。引き続き、補助の継続に努めてまいります。

・少年自然の家野外活動事業（自然の教室バス輸送補助金） 67,617千円

⑧ 保健事務員の補助事業を復活させること。

(回答) 健康教育課

健診業務の補助については、健診業務の中で一番煩雑と思われる定期歯科健診時の記録業務を、引き続き歯科衛生士が行えるよう努めてまいります。

・児童生徒健康診断事業 485,184千円

(3) 就学援助制度の適用範囲を広げること。また、支給対象費目を拡大すること。

(回答) 学事課

就学援助制度の適用範囲については、所得認定の際は引下げ前の生活保護基準を準用することで対象者の減少につながらないように努めるとともに、支援を必要とする方が確実に援助を受けられるよう適正な運用を行ってまいります。また、新たに就学援助世帯に対し、家庭でのオンライン学習に係る通信費の一部援助を行います。

- ・ 小学校教育扶助事業 (一部) 209, 728 千円
- ・ 中学校教育扶助事業 224, 250 千円

4. 児童・生徒の安全と健康を重視した教育にとりくむことについて

(1) 小学校特別教室および体育館へのエアコン設置を早急に行うこと。

(回答) 学校施設課

市立小中学校の体育館へのエアコン設置については、エアコン設置に対する財政措置を引き続き国へ要望を行うとともに、令和元年度に実施した、小中学校体育館及び小学校特別教室へのエアコン設置・既存の老朽化したエアコンの更新に係る今後の整備手法、整備スケジュール、整備に係る概算事業費等の検討結果を踏まえて、財政状況も考慮しながら取り組んでまいります。

- ・ 中学校空調整備事業 (中学校体育館空調整備事業) 18, 470 千円

(2) 運動会・体育祭での組体操は安全を考慮し、ピラミッドにおいては基準を設けること。

(回答) 指導1課

組体操を実施する場合には、事故防止に向けて、引き続き、体育の授業との関連を図り、計画的かつ安全に配慮した学習指導に努めるよう指導してまいります。

(3) 運動会・体育祭での児童生徒席への暑さ対策を講じること。

(回答) 指導1課、健康教育課

熱中症事故防止については、経口補水液等の熱中症対策用品購入費を学校へ配当するとともに、WBGT測定器を有効に活用し、引き続き、適切な水分補給をすること、競技の間に休憩を入れること、直射日光を避けるために帽子をかぶることなどの対策に努めるよう指導してまいります。

- ・ 学校保健事業 (一部) 1, 224 千円

(4) さわやか相談室、スクールソーシャルワーカー等、関係機関との連携を強化すること。

(回答) 総合教育相談室

本市では、学校の相談体制の更なる充実を図るため、全ての市立中学校にさわやか相談員を配置しております。令和2年度よりスクールソーシャルワーカーを全

ての市立小学校に配置し、今後、関係機関との連携強化も図りながら、児童や保護者の相談を担ってまいります。

・教育相談推進事業 598, 178千円の内数

(5) 学校警備員は1日配置すること。

(回答) 健康教育課

P T Aや地域の皆様に、防犯ボランティア活動や子どもひなん所110番の家の設置等に御協力をいただきながら、引き続き学校警備員の半日配置を含む「学校安全ネットワーク体制」を推進してまいります。

また、「学校安全ネットワーク」を強化するため、事業者との「子ども安全協定」の締結を更に拡充してまいります。

・健康教育指導事業(一部) 118, 251千円

5. 安心・安全の学校給食への対策について

(1) 小学校の給食調理業務の民間委託を見直すこと。

(回答) 健康教育課

効果的かつ効率的な管理運営を図るため、小学校給食調理業務の民間委託を実施してまいります。

・学校給食管理運営事業(一部) 2, 327, 483千円

(2) 給食調理員を増員し、常時交替要員を確保すること。給食配膳員の常時交替要員も確保すること。

(回答) 教育総務課

学校給食調理員の配置基準に基づき、現在の体制で引き続き対応してまいります。また、病気休暇等が生じた場合には、その都度会計年度任用職員で対応しております。

(3) 給食費を値下げすること。多子世帯の減免制度を創設すること。給食費滞納世帯の児童・生徒に対し差別的対応をしないことと共に就学援助制度を紹介すること。消費税および徴収手数料は公費で負担すること。

(回答) 健康教育課

学校給食法及び同法施行令の規定により、食材の購入費は保護者の方に負担していただいておりますが、その他給食の実施にかかる経費については、本市が負担しております。このため給食費の値下げ及び多子世帯における減免制度の創設については考えておりません。

給食費滞納の児童生徒に対しては、今後も差別的対応がないよう指導してまいります。

また、学校において、保護者と面談の際に就学援助制度を案内するなど継続的な

取り組みを行ってまいります。

消費税・徴収手数料については、現行どおりとしてまいります。

(4) 米飯給食の回数を増やし、学校給食用の米・牛乳などの補助金を継続するよう国などに要請すること。

(回答) 健康教育課

米飯給食の実施については、国の学校給食実施基準を踏まえながら、今後も推進を図ってまいります。また、学校給食用物資については、必要な物資が適切に供給されるよう関係機関と引き続き連携してまいります。

(5) 食の安全点検を一層強化すること。輸入冷凍食品や半加工品の使用をさげること。特に米国産牛肉は使用しないこと。

(回答) 健康教育課

学校給食では、国産などの鮮度の良い衛生的なものを選択しております。また、内容表示、賞味期限、製造業者、産地等について確認し、安全な食材の確保に努めております。市立全小・中・中等教育・特別支援学校で使用する牛肉については、産地を確認しております。

・健康教育指導事業（一部） 3, 225千円

(6) 学校給食に地産地消の立場から市内産の米をはじめとした地元農産物を積極的に使うこと。

(回答) 健康教育課

地場産物の活用・拡大を図るために、「地元生産者と栄養教諭・学校栄養職員の情報交換会」や、地元のシェフが地場産物を活用したメニューを提案し、食への関心を高める「地元シェフによる学校給食」、市内で収穫された新米を全ての市立小・中・中等教育・特別支援学校の給食に活用するなどの取組を、引き続き実施してまいります。また、学校給食週間記念行事を開催して、地場産物の活用を含む食育を推進してまいります。

・健康教育指導事業（一部） 697千円

6. 高校教育の充実について

(1) 老朽化した校舎は早急に建て替えること。

(回答) 高校教育課

老朽化した校舎の対応については、必要に応じ改修工事を実施し、「公共施設マネジメント計画」及び「学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、計画的に整備してまいります。

(2) 市立高校の耐震式プールやエレベーターの設置など施設の拡充をはかること。

(回答) 高校教育課

市立高等学校の施設の拡充については、必要性に応じて今後検討してまいります。

7. 私立学校に通う子どもの父母負担軽減のため、市単独の補助事業を実施すること。外国人学校児童生徒保護者補助金の所得制限をなくし、増額をはかること。

(回答) 学事課

私立学校に通う子どもの父母負担軽減については、学校教育法第1条に規定される学校に通学する学齢児童生徒は本市の就学援助制度の対象としているところであり、引き続き現行の就学援助制度を適正に運用してまいります。

外国人学校児童生徒保護者補助金については、平成27年度の包括外部監査において、公平性の観点から問題があるとのことご意見を踏まえて総合的に判断した結果、所得制限の導入を行ったものであり、引き続き現行制度により対応してまいります。

- ・ 小学校教育扶助事業 (一部) 209, 728千円
- ・ 中学校教育扶助事業 224, 250千円
- ・ 外国人学校就学補助事業 2, 400千円

8. 幼児教育の充実について

(1) 私立幼稚園補助金及び私立幼稚園園児教育費助成金を増額すること。

(回答) 幼児政策課

私立幼稚園への補助については、幼児教育振興補助金を始め、私立幼稚園が実施する事業に対する補助を継続し、幼稚園教育のより一層の充実に取り組んでまいります。

また、私立幼稚園等に通う幼児に係る保護者負担の更なる軽減を図るため、令和3年度より入園料補助事業等を実施してまいります。

- ・ 幼児教育推進事業 (一部) 108, 964千円
- ・ 幼稚園就園奨励事業 (一部) 5, 240, 440千円

9. 障害児・者の発達を保障する教育について

(1) 市内の子どもは、市内の特別支援学校に通えるよう、市立の知的障害特別支援学校を建設すること。

(回答) 特別支援教育室

特別支援学校については、設置義務が都道府県にあるため、知的障害特別支援学校の建設については、県に要望を伝えてまいります。

(2) 特別支援学級における正規教員の割合を引き上げるとともに、特別支援教員免許の保有割合を増やすこと。

(回答) 教職員人事課、特別支援教育室

採用計画の見直しを行い、本採用教員の採用数を増やすことにより、臨時的任用教員の占める割合の減少に取り組んでいるところでございます。また、本市独自で免許法認定講習を実施しており、引き続き保有率の向上に取り組んでまいります。

・特別支援教育推進事業 99,387千円の内数

(3) 特別支援学級の開設にあたっては、施設・設備などの条件整備に万全を期すこと。

(回答) 特別支援教育室

特別支援学級新設のために教室整備をする際には、関係課と連携しながら、施設設備などの整備を進めてまいります。

・特別支援教育推進事業 99,387千円の内数

(4) 市内障害児学級の合同行事予算を市費負担とすること。

(回答) 特別支援教育室

特別支援学級の合同行事については、開催者の主体性を尊重しながら、適正規模等の行事の在り方について研究してまいります。

10. 奨学金制度について

(1) 高校・大学における給付型入学準備金・奨学金制度を市独自で創設すること。

(回答) 学事課

給付型奨学金制度の創設については、令和元年度に一定の要件を満たした場合に返還金の一部を免除する返還免除制度を創設し、新制度の対象となる貸付けを開始したところです。引き続き、現行の入学準備金・奨学金貸付制度及び返還免除制度を維持し、適正な運用に努めてまいります。

・入学準備金・奨学金貸付等事業（一部） 66,392千円

(2) 相互扶助制度の考え方を学生支援の考え方に転換し、連帯保証人制度は廃止すること。

(回答) 学事課

本市の奨学金等制度は、将来の返済時の負担も考慮し無利子の貸付金であるほか、多くの方にご利用いただけるよう学業成績等も設けていないことから、この制度を維持していく上で確実に返還をしていただけるよう連帯保証人を選任していただいております。引き続き、現行の制度により適正に対応してまいります。

・入学準備金・奨学金貸付等事業（一部） 66,392千円

(3) 市内在住の奨学金利用者全員の実態調査を行うこと。

(回答) 学事課

市内在住の奨学金利用者の実態調査については、どのような形による調査等であれば実態把握が可能なのかなどを含めて研究してまいります。

1 1. 学習支援、民間の無料塾の支援をすること。

(回答) 生活福祉課、子育て支援政策課

生活困窮者自立支援法に基づき実施する学習支援事業については、自治体の実施主体になり、直営、又は厚生労働省令に定める基準を満たした法人等へ委託し実施するものであり、民間団体が行う事業に対する補助制度はございません。現在実施している事業がより効果的に実施できるよう、今後も検討してまいります。

- ・生活困窮者自立支援事業（生活困窮者学習支援事業） 79, 530千円
- ・生活困窮者自立支援事業（生活困窮者学習支援事業（小学生））
7, 510千円

1 2. 夜間中学を作ること。

(回答) 教育政策室、学事課

今後の国の動向を的確に捉えるとともに、埼玉県中学校夜間学級関係市町村連絡協議会の場を活用しながら、夜間中学に係る研究を進めてまいります。

【12】社会教育の充実と文化・芸術・スポーツの発展

1. 社会教育の充実と文化・芸術・スポーツの発展について

(1) 九条俳句不掲載訴訟の高裁判決を公民館行政に活かすこと。

(回答) 生涯学習総合センター

判決を真摯に受け止め、公民館職員の研修を通じ、市民の自主的な学習を支援する取組のより一層の強化を図ってまいります。

(2) 公共施設マネジメント計画を見直し、中学校区単位に公民館を建設すること。老朽化した公民館は、すみやかに改修、建て替えをすること。

(回答) 生涯学習総合センター

公民館は、原則として、さいたま市公共施設マネジメント計画策定時の自治会連合会地区単位で整備してまいります。

また、施設の老朽化対策につきましては、公民館施設リフレッシュ計画に基づき計画的に進めてまいります。

(3) 全ての公民館についてバリアフリー化をはかること。靴のはき替えなしで使用できるようにすること。エレベーターを設置すること。

(回答) 生涯学習総合センター

施設のバリアフリー化については、施設の状況等を勘案しながら、順次推進に努めてまいります。

エレベーターについては、設置可能性がある公民館14館のうち、2階が入口となっている公民館2館から優先して整備を進めてまいります。その他の12館については、エレベーターの設置にあたり多額の費用が見込まれることから、設置の規模や整備手法、維持管理等を含めたコスト縮減等を検討して、設置についての方針を決定していく必要があると考えております。

- ・公民館安心安全整備事業 733,088千円

(4) 社会教育主事は、各館に1名以上配置すること。公民館長は有資格者とし、専門職員としての身分を保障すること。

(回答) 生涯学習総合センター

社会教育主事については、社会教育主事講習の機会をとらえて資格取得者を増やしております。

公民館長については、有資格者の雇用に努めてまいります。

(5) 公民館運営費を抜本的に増額し、修繕はすみやかに行うこと。

(回答) 生涯学習総合センター

修繕については、安全性、緊急性を考慮し優先順位を付け、随時対応してまいります。

- ・生涯学習総合センター管理運営事業 620,930千円
- ・地区公民館管理運営事業 482,563千円

(6) 現在、夜間開放を行っている学校の校庭への照明施設整備をすすめること。

(回答) スポーツ振興課

夜間照明設備については、学校等を市民に幅広く活用してもらうため、老朽化が進む既存設備の改修を随時行うとともに、学校を新設する際には設置の検討をしてまいります。

- ・学校体育施設開放事業 22,401千円

(7) 区ごとに市民スポーツセンターを建設すること。スポーツ振興費を増額すること。

(回答) スポーツ振興課

区ごとの市民スポーツセンターの建設については、将来を見据えた計画的なスポーツ環境の整備を行う中で、市民ニーズを的確に捉えながら民間力を最大限活用した環境整備を検討してまいります。

なお、施設整備に当たっては、施設維持費等を考慮しながら計画的に予算を確保

するべきであること、また多額の経費を要することも想定されるため、財源の確保も含め、中長期的な観点からの検討を行うとともに、今後は、民間施設を借り受け活用していくことなども行いながら取り組んでまいります。

(8) 政令市中最低水準の文化・芸術予算を大幅に増額し、自主的・民主的な文化・芸術団体の積極的育成と振興を図ること。

(回答) 文化振興課、国際芸術祭開催準備室

文化芸術都市創造補助金をはじめとして、自主的に文化芸術活動を行っている市内文化団体に補助金を交付するなどし、その活動を支援します。

- ・文化芸術都市創造事業 70,242千円

(9) スポーツ施設の利用料金の軽減をはかること。

(回答) スポーツ振興課

利用料金については、他の公共施設とのバランスを考慮しつつ、適正な受益者負担をお願いしてまいります。

(10) ビッグイベントは開催しないことも含めて検討し、市民主体のとりくみとすること。

(回答) スポーツイベント課

市民のスポーツに対する意欲・関心を高め、生涯スポーツの振興を推進するため、多くの市民が楽しめるファンラン等のランニングイベントを開催するとともに、新たなランニングイベントを検討してまいりたいと考えております。

また、さいたまクリテリウムを開催することは、本市が進める自転車を活用したまちづくりの推進や、「スポーツのまち さいたま」の実現、地域経済の活性化に繋がると認識しており、開催に向けて主催者と連携し、調整を行ってまいります。

- ・ランニングイベント開催事業 38,069千円
- ・国際自転車競技大会開催支援事業 846千円

(回答) 国際芸術祭開催準備室

これまでの芸術祭のレガシーとして、市民サポーター活動の支援を継続するほか、市民が主体となって参加することができるアートプロジェクトを継続して実施してまいります。

- ・文化芸術都市創造事業 70,242千円

2. 見沼ヘルシーランドについて

(1) 高齢者・障害者と同様に、一般市民の利用料金も引き下げ、他市有施設との整合性を図ること。

(回答) 市民生活安全課

見沼ヘルシーランドの利用料金については、設置目的に即し安定した管理運営

を継続するため、適正な受益者負担をお願いしているところです。

しかしながら、同様の市有施設で利用料金が異なるため、公共施設利用料金の考え方の策定に向け、行財政改革推進部をはじめとした関係部局と見直しに向けた協議を行っております。

- ・保養施設管理運営事業（見沼ヘルシーランド） 84,765千円の内数

3. 新治ファミリーランドについて

(1) 温泉棟の使用時間を延長し、入浴料を無料にすること。

(回答) 市民生活安全課

新治ファミリーランドの温泉棟の使用時間延長及び利用料金については、利用状況、利用者からの要望、費用対効果等を総合的に検討し、指定管理者と協議してまいります。

- ・保養施設管理運営事業（新治ファミリーランド） 13,862千円の内数

(2) バンガローの老朽化が進んでいるため、建て替えること。

(回答) 市民生活安全課

新治ファミリーランドのバンガローの建替えについては、施設の在り方の検討と合わせて、施設の状況等を勘案しながら検討を進めてまいります。

- ・保養施設管理運営事業（新治ファミリーランド） 13,862千円の内数

4. 市立美術館の拡充について

(1) 学芸員の増員をはかること。

(回答) うらわ美術館

学芸員の増員について、事業内容を踏まえつつ、適切な人員配置に努めてまいります。

(2) 貸画廊の使用料金は、市内在住者及び学生は無料にすること。

(回答) うらわ美術館

貸館事業の使用料金については、適正な受益者負担をお願いしてまいります。

5. 市の文化財や史跡の保護について

(1) 文化財保護予算を大幅に増やすと共に文化財保護職員を増やし、市内文化財の調査と保護を実現すること。

(回答) 文化財保護課

文化財保護予算については、見沼通船堀の再整備事業や真福寺貝塚の公有地化事業を進めていることから、引き続き、財源の確保に努めてまいります。また、職員の増員につきましては、適正人員の確保等に努め、文化財の調査・保存・活用な

ど、文化財保護事業の充実を図ってまいります。

・文化財保護事業 655,950千円

(2) 市内の歴史的な文化財、史跡保存を充実するため、予算を増額すること。

(回答) 文化財保護課

歴史的な文化財・史跡の保全については、文化財等の保存活用の充実を図るとともに、それに応じた財源の確保に努めてまいります。特に見沼通船堀の再整備事業、真福寺貝塚の公有地化事業を進めてまいります。

・文化財保護事業 655,950千円

(3) 国の特別天然記念物である田島ヶ原サクラソウ自生地のサクラソウを専門家の知見、市民との協働で保全すること。

(回答) 文化財保護課

田島ヶ原サクラソウ自生地の保全については、引き続き専門家の指導・助言を受けるとともに、市民との協働を継続してまいります。

・文化財保護事業(サクラソウ自生地の保存管理事業) 15,475千円

【13】 ジェンダー平等の実現と個人の尊厳を守る

1. 各種審議会、委員会、協議会、政策立案部門の半数を女性の委員とするよう積極的に女性を登用し、女性の地位向上を図り、社会参画の場を拡大すること。

(回答) 人権政策・男女共同参画課

各種審議会、委員会、協議会、政策立案部門への女性委員の登用については、第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプランに基づき、同プランに掲げる審議会等における女性委員の登用率目標値42%の達成に向けて、引き続き推進してまいります。

2. 女性管理職を拡大するため、女性市職員の幹部養成と女性幹部職員登用の比率を国が示している30%に引き上げること。

(回答) 人事課、人材育成課

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定された特定事業主行動計画「女性活躍推進プラン」において、管理職及び監督職への女性登用率の目標値を定め、女性の活躍促進に向けた研修等を実施するなど、目標達成に向けて計画的に取り組んでおります。

令和3年度以降は新たに「(仮称)さいたま市職員の子育ておもいやり・女性活躍推進プラン」を策定し、その目標値については、これまでの取組による女性管理職の登用率の推移や組織全体における管理職のポスト数、職員の男女構成比や今後

の退職者の見込み、また、国や他自治体の動向等を総合的に勘案し、更なる引き上げも含め検討してまいります。

**3. 市職員の育児、介護、看護休業を雇用形態や性別に関わらず保障すること。
とりわけ男性職員の取得率を計画的に上げること。**

(回答) 人事課

職員の仕事の効率化を進め、市民満足度の向上に資するため、今後も職員のワーク・ライフ・バランスを積極的に推進し、働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

また、男性職員の育児休業取得率については、令和元年度には、特定事業主行動計画「子育ておもいやりプラン」及び「女性活躍推進プラン」の目標値である13%を上回る27.3%を達成しておりますが、令和3年度以降は目標値の引き上げを含め検討した上で、新たに「(仮称)さいたま市職員の子育ておもいやり・女性活躍推進プラン」を策定し、子育て支援制度の周知等、目標達成に向けて計画的に取り組んでまいります。

4. 女性の活動や団体に対する必要な支援・助成の増額をはかること。

(回答) 人権政策・男女共同参画課

女性の活動や団体に対する必要な支援・助成の増額をはかることについては、さいたま市男女共同参画推進団体連絡協議会や市民企画講座実施団体への補助金を引き続き交付するなど、団体への支援を行い、市との協働により本市の男女共同参画推進事業を実施してまいります。

・男女共同参画推進センター等管理運営事業（団体活動・交流支援事業）

967千円

5. あらゆる施策で多様性を尊重し、個人の尊厳を貫くこと。

(1) 学校教育において、性の多様性やジェンダー平等への理解を進めるとりくみを、教員と児童生徒の協同で行うこと。

(回答) 人権教育推進室、人権政策・男女共同参画課

性の多様性やジェンダー平等の理解が深まるよう、引き続き、人権課題の1つとして捉え、各種人権教育研修会等を通じて、各学校の教育課程に位置付けるよう指導していくとともに、専門の講師による講演を支援しながら、教員や児童生徒一人ひとりの理解に努めてまいります。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、学校などを対象に様々な出前講座を実施してまいります。

・学校教育に係る人権教育事業 5,612千円

・男女共同参画推進センター等管理運営事業（学習・研修事業）

6,594千円の内数

(2) 「さいたま市パートナーシップ宣誓制度」を、他自治体の先進事例を参考にしながら運用を改善すること。

(回答) 人権政策・男女共同参画課

「さいたま市パートナーシップ宣誓制度」については、他の自治体の先進事例を参考に、今後も、本制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、周知啓発に努めます。

・男女共同参画推進センター等管理運営事業（学習・研修事業）

6, 594千円の内数

6. 男女共同参画相談室等において行われている女性の悩み相談事業、男性の悩み相談事業について、相談員の体制を強化し、あらゆるハラスメントの防止、児童虐待と関連するDV防止などに向けた啓発、対策を講じること。

(回答) 人権政策・男女共同参画課

男女共同参画相談室において行われている女性の悩み相談事業、男性の悩み相談事業については、ハラスメントの防止、児童虐待などに関連する研修等へ相談員を参加させ、相談員の資質の向上に努めるとともに、そこでの知識を活用し防止に向けた啓発、対策に取り組んでまいります。

・男女共同参画推進センター等管理運営事業（相談・DV防止事業）

39, 448千円の内数

7. 市内の女性団体が交流・学習等行うためのセンター施設として、男女共同参画センターとは別に、市独自の女性センターを建設すること。

(回答) 人権政策・男女共同参画課

男女共同参画に関する各種事業については、引き続き、男女共同参画推進センターを拠点施設として実施してまいります。

8. DV被害者支援について

(1) 配偶者暴力相談支援センターにおいてはDV相談について話を聞くだけにとどめず、一時保護、福祉との連携で住まい確保など、救済できるしくみを作ること。

(回答) 人権政策・男女共同参画課

一時保護、福祉との連携で住まい確保など、救済できるしくみを作ることについては、配偶者暴力相談支援センターにおいて、緊急時の安全を確保するための相談及び自立に向けた支援を実施しています。

今後も、庁内、庁外の関係する機関と連携を図りながら、DV被害者の救済に取り組んでまいります。

・男女共同参画推進センター等管理運営事業（相談・DV防止事業）

39, 448千円の内数

(2) 住民票を移さずさいたま市内に避難しているDV被害者の実態をつかみ、必要な支援や情報が届くよう他自治体と連携すること。

(回答) 人権政策・男女共同参画課

住民票を移さずにさいたま市内に避難しているDV被害者の実態をつかみ、必要な支援や情報が届くようにすることについては、男女共同参画相談室で実施している各相談窓口の周知を他自治体関係機関へも拡大し各相談窓口へ繋げるよう努めるとともに、他自治体との連携を強化し、避難者が必要とする支援や情報が届くよう取組んでまいります。

9. 犯罪被害者支援について

(1) 犯罪被害者支援条例の制定にあたり、性暴力犯罪被害者支援について特記すること。幅広い被害者を対象とした上で、経済的支援及び生活支援を盛り込み、被害者に寄り添った実効性のあるものにすること。

(回答) 市民生活安全課

犯罪被害者等支援条例(仮称)については、性犯罪被害を含めた幅広い犯罪被害者等を対象とするとともに、経済的負担の軽減や日常生活支援を別途要綱で定め、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かで継ぎ目のない支援を実施して参ります。

・犯罪被害者等支援事業 13,358千円の内数

(2) 性暴力被害者のために病院拠点型のワンストップ支援センターを設置すること。

(回答) 市民生活安全課

病院拠点型のワンストップ支援センターについては、年間を通じて24時間対応できる体制が整い、さらに充実した支援が可能になることから、有効性については認識しております。

本市としては、県をはじめとした各関係機関と一層の連携、協力体制を構築し、きめ細かで継ぎ目のない支援を行うことができるよう努めて参ります。

(3) 犯罪被害者相談窓口を各区役所に設置し、被害者からの相談に丁寧に対応できるようにすること。

(回答) 市民生活安全課

犯罪被害者等の相談については、複雑多岐であるため、原則として市民生活安全課で一元化して実施して参りますが、相談者の事情により、市役所での相談が困難な場合には、相談員が最寄りの区役所に出向き対応する事も想定をしております。

・犯罪被害者等支援事業 13,358千円の内数

【14】住民福祉の向上のために

1. 生活保護行政の改善・充実について

(1) 生活保護の申請要件を満たしている者からの申請はすみやかに受理し、車の所有・住居費の超過・就労活動等の問題を申請受理の条件にしないこと。

(回答) 生活福祉課

生活保護の申請相談時の対応については、相談者の状況を把握した上で、他の制度の活用について助言を適切に行うとともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認しております。保護申請の意思が確認された方からの申請は速やかに受理しております。

なお、生活保護の相談に当たっては、保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われることがないように保護の実施要領に基づき適正に実施しております。

(2) 生活保護受給世帯の扶養義務者への再照会や預貯金通帳などの調査などは、人権侵害とならないよう細心の注意を払うこと。また、保護決定まで宿泊できる施設（シェルター）の利用を周知徹底させること。

(回答) 生活福祉課

扶養義務者の扶養については、保護に「優先して行われる」ものであり、「保護の要件」とは異なる位置付けとなっております。そのため、扶養義務者に対する照会の実施にあたっては、扶養の可能性などを受給者から聞き取るなど、扶養義務者の状況を十分に考慮して実施してまいります。預貯金通帳等の調査にあっても、制度の主旨について説明を行って理解を得るなど、人権侵害にならないよう配慮して適正な実施に努めてまいります。

また、住居を喪失している生活困窮者に対しては、居宅移行支援事業を実施しており、アパート等の住居が確保されるまでの期間において一時宿泊施設の活用により支援しております。今後も、福祉事務所に利用の周知を図り、適切な支援に努めてまいります。

・生活保護執行管理事業（生活保護等居宅移行・地域生活復帰定着支援事業）

87,585千円

(3) 生活保護受給者に対し、以下について丁寧な説明を行うこと。

① 高校生のアルバイト収入が認められるケース

(回答) 生活福祉課

高校生のアルバイト収入の認定については、年度当初に全世帯に送付するお知らせに取扱いについて記載するとともに、家庭訪問時等にも説明を行い、周知を図っております。

② エアコン設置が認められるケースへの交通費支給制度について

(回答) 生活福祉課

生活保護世帯に対するエアコンの購入費用の支給については、該当となる方に対して説明を行い、周知を図っております。

③ 差額ベッド室への入院は医療費扶助の対象とならないこと

(回答) 生活福祉課

保険外併用療養費である差額ベッド料の生活保護における取扱いについては、ケースワーカー研修や査察指導員研修など職階ごとに実施する研修の場において、周知徹底を図ってまいります。

また、生活保護受給者からの入院の相談や医療機関からの連絡に対して、ケースワーカーが、差額ベッド料の取扱いについて説明することについても、研修の場において周知を徹底するよう努めてまいります。

④ 子どもの修学旅行費の準備金の補助制度があること

(回答) 生活福祉課

修学旅行の準備金の補助制度については、該当する方に対してお知らせを送付するとともに事前に説明を行い、制度の周知を図っております。

(4) ケースワーカーの大幅増員をはかり、ケースワーカーに占める社会福祉士の割合を高めること。また、質を高める研修をすすめること。

(回答) 生活福祉課

生活保護のケースワーカー及び査察指導員ともに、国の標準数を満たすため、生活保護受給世帯数の動向等を踏まえ、配置を行っております。

令和2年4月時点で、ケースワーカー186人のうち、32人が社会福祉士となっております。

今後も、生活保護受給者数の動向を踏まえ、国の標準数等を勘案した適正なケースワーカーの配置に努めるとともに、各種研修を実施し、ケースワーカーの資質の向上に努めてまいります。

(5) 生活保護世帯に対し、冬季加算額に準じた夏季加算額を、市として法外支給として補助すること。

(回答) 生活福祉課

生活保護世帯に対する夏季加算額の支給については、生活保護制度は国の責任において行うものであることから、市としては、夏季加算額を支給することは検討しておりません。

しかしながら、昨今の異常気象等が生じている現状に鑑み、国に対し保護の実施要領の改正意見として、夏季加算の導入を要望してまいります。

2. 生活困窮者の支援について

(1) 社会福祉協議会が実施している生活保護費支給までのつなぎ生活資金の貸付制度のほかに、市独自で一般市民向けの緊急生活資金貸付制度を創設すること。

(回答) 福祉総務課

緊急生活資金については、引き続き、地域福祉活動の拠点である市社会福祉協議会が実施してまいります。

(2) 当面、緊急生活資金の貸付限度額を引き上げるとともに、据え置き期間・返済期間を延長すること。また、保証人制度の要件を緩和すること。

(回答) 福祉総務課

緊急生活資金については、市社会福祉協議会が実施する事業ですので、申し込みや利用の状況等を踏まえ必要に応じて同協議会と検討を行ってまいります。

(3) 生活保護の申請にあたってのつなぎ生活資金については、世帯人員を考慮し限度額を引き上げること。

(回答) 福祉総務課

生活保護の申請にあたってのつなぎ生活資金については、市社会福祉協議会で、3万円を限度に緊急生活資金の貸付を行っており、3万円を超える貸付を希望される場合には、世帯の状況を把握した上で、埼玉県社会福祉協議会による、限度額10万円の緊急小口資金の貸付も、各区の市社会福祉協議会の窓口で手続を行っております。引き続き、現在の制度の中で対応してまいります。

(4) 母子父子寡婦福祉資金貸付制度は希望する対象者すべてに貸し付けること。

(回答) 子育て支援政策課

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、償還金が貸付金の原資となることを踏まえ、対象者の経済的自立や扶養している子の福祉増進につながる貸付けを引き続き行ってまいります。

・母子父子寡婦福祉資金貸付事業 82,000千円

(5) 高齢者、障害者、子育て世帯などの生活困窮世帯に対するエアコン設置支援制度を創設すること。

(回答) 生活福祉課

本市におけるエアコン設置のための支援制度については、さいたま市社会福祉協議会の緊急生活資金貸付制度及び埼玉県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度において、高齢者世帯や低所得世帯への費用の貸し付けを行っており、これらの制度を利用していただいております。

したがって、新たな支援制度の創設については検討しておりません。

(6) 子どもの貧困の実態調査を行うこと。その際、他政令市の調査を参考にす
る、県の調査と共同で行う、子どもの貧困について研究する大学や機関等の
協力を得るなど、その後の子どもの貧困対策に生かすことができるようにす
ること。

(回答) 子育て支援政策課

本市では、市内の子どもの貧困の実態を把握し、必要な支援を検討するため、平
成29年8月に子育て世帯を対象にした「子どもの生活状況等に関する調査」、及
び日頃から困難を抱える子どもや家庭への支援に関わっている支援者(団体、施
設、専門職等)に対してアンケートやヒアリングによる調査を実施しました。こ
の実態調査を踏まえ、平成30年3月、「さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆ
め)プラン」に新たな章として子どもの貧困対策推進計画を盛り込み、令和2年
3月に策定した「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン」に
おいても基本理念等を継承しています。

今後は、次期計画策定にあたって実施予定の基礎調査の中で行ってまいります。

(7) 学習支援事業を就学援助受給世帯まで拡充すること。高校生教室を全区に
広げること。

(回答) 生活福祉課

学習支援事業については、平成24年度の生活保護受給世帯の中学生を対象と
して始まり、順次検討、拡大しながら実施してまいりました。現在は、生活保護受
給世帯の中高生、児童扶養手当全額受給世帯の中学生、生活自立・仕事相談センタ
ー利用世帯の中学生等を対象としておりますが、利用する施設の制限等も踏まえ
ながら拡充を検討してまいります。

また、高校生教室は平成28年度設置当初は高校生のみを対象としておしまし
たが、平成30年度から学習、受験勉強に特化した進学応援教室と改め、主な対象
は中学3年生及び高校生としております。高校生は各区に設置してある教室にも
参加することができますので、全13教室に参加可能です。

- ・生活困窮者自立支援事業(生活困窮者学習支援事業) 79,530千円
- ・生活困窮者自立支援事業(生活困窮者学習支援事業(小学生))
7,510千円

(8) 学習支援事業の事業者の選定にあたっては、一般競争入札ではなく、総合評
価制度とすること。

(回答) 生活福祉課

令和2年度実施の学習支援事業の事業者選定にあたっては、利用対象者のニー
ズを的確に反映し、かつ、本市の方向性に沿った事業とするため、事業者に提案を
求め、ノウハウを引き出す方法である公募型プロポーザル方式を採用しました。中
高生事業は3年契約ですが、小学生事業は単年契約のため、令和3年度についても

同様に公募型プロポーザル方式の採用を検討しております。

- ・生活困窮者自立支援事業（生活困窮者学習支援事業） 79,530千円
- ・生活困窮者自立支援事業（生活困窮者学習支援事業（小学生））
7,510千円

3. 高齢者のための施策の充実について

（1）敬老祝金制度は、75歳以降毎年支給とすること。

（回答）高齢福祉課

敬老祝金の金額については、平成28年度に改正条例の規定に基づく検討を行った結果、現状を維持することとしております。

- ・長寿慶祝事業（敬老祝金支給事業） 313,550千円

（2）福祉電話の対象枠を増やし、全ての一人暮らし高齢者世帯及び生活保護世帯に設置すること。

（回答）高齢福祉課

福祉電話事業については、65歳以上のひとり暮らしで市県民税非課税者及び生活保護者で現在電話を保有していない方を対象として、孤独感を和らげることを目的として実施しております。近年、電話設置に係る料金の低廉化などにより電話架設が容易になっていることや、携帯電話が広く普及していることから、福祉電話の対象枠を拡大することは考えておりません。

- ・在宅高齢者支援事業（福祉電話事業） 5,638千円

（3）運転免許を自主返納した高齢者に対する移動支援制度を創設すること。

65歳以上の人にバスの無料乗車パスを支給すること。

（回答）市民生活安全課、高齢福祉課、交通政策課

高齢者等の移動支援については、市内の一部地域において、日常生活に必要な買い物や通院等の移動が困難な高齢者などの外出を支援することを目的に、令和元年度からモデル事業を実施してまいりました。その結果を踏まえ、令和3年度から、対象地域を市内全域に拡大したうえで、本格実施いたします。

今後も、関係部局が連携を図りながら、高齢者・障害者等の移動支援の拡充について検討を進めてまいります。

なお、無料乗車パスなどの割引制度については、現在、民間バス会社が独自に高齢者向け定期券を発行しており、現在のところ制度化する予定はありません。

- ・生涯現役のまち推進事業（高齢者等の移動支援事業） 1,800千円

（4）高齢者に福祉タクシー券を支給すること。

（回答）高齢福祉課

高齢者等の移動支援については、市内の一部地域において、日常生活に必要な買

い物や通院等の移動が困難な高齢者などの外出を支援することを目的に、令和元年度からモデル事業を実施してまいりました。その結果を踏まえ、令和3年度から、対象地域を市内全域に拡大したうえで、本格実施いたします。

今後も、関係部局が連携を図りながら、高齢者・障害者等の移動支援の拡充について検討を進めてまいります。

なお、福祉タクシー券の支給については、現在のところ制度化する予定はありません。

- ・生涯現役のまち推進事業（高齢者等の移動支援事業） 1, 800千円

（５）シルバーフォン緊急通報システム（ペンダント）は、昼間一人になる高齢者や障害者世帯をはじめ、希望者全員に全額市費負担で設置し、使用料も市が負担すること。

（回答）高齢福祉課

緊急通報システムについては、慢性疾患等により常時注意を要する単身高齢者や重度障害者の緊急時を想定している事業であることから、昼間一人になる高齢者や障害者世帯などで設置を希望される方全員に全額市費負担で設置することは考えておりません。

- ・在宅高齢者支援事業（ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業）
74, 285千円

（６）浦和区と南区に風呂付老人福祉施設を建設すること。

（回答）高齢福祉課

風呂付老人福祉施設については、浦和区、南区を除く全ての区において整備されており、新たな風呂付老人福祉施設を整備する予定はありません。

なお、市内に居住する65歳以上のひとり暮らしの方及び高齢者のみの世帯の方を対象とした浴場利用事業が利用できる公衆浴場が、大宮区、中央区、浦和区、南区、岩槻区の5区にあります。

- ・老人福祉施設等管理運営事業（一部） 413, 530千円

（７）各区に老人福祉センターを複数増設すること。

（回答）高齢福祉課

老人福祉センターについては、市内全区において1か所ずつ整備されており、各区で複数の老人福祉センターを整備する予定はありません。

- ・老人福祉施設等管理運営事業（一部） 413, 530千円

（８）老人憩いの家を公民館単位で増設すること。

（回答）高齢福祉課

老人憩いの家の公民館区単位での設置については、整備・運営ともに非常に大き

な経費がかかることから、増設は考えておりません。引き続き、老人憩いの家の管理、運営を適正に行ってまいります。

・老人福祉施設等管理運営事業（一部） 23,990千円

（9）寝たきり高齢者寝具支給事業を市の制度として創設すること。

（回答）高齢福祉課

寝たきりの高齢者に寝具を支給することについては、個々の身体の状態や生活環境によって使用する寝具が様々であることから、支給事業を創設する考えはございませんが、引き続き寝たきりの重度要介護高齢者に対し、寝具乾燥及び丸洗いサービスを提供することにより、重度要介護高齢者の在宅生活を支援するとともに、介護者の負担の軽減を図ってまいります。

・重度要介護高齢者対策事業（重度要介護高齢者等寝具乾燥事業）
7,885千円

（10）家庭内暴力・虐待から高齢者を保護するための対策を講じるとともに、養護老人ホームの増設を図ること。また、老朽化したホームについては改修計画を立てること。

（回答）高齢福祉課、介護保険課

家庭内暴力・虐待から高齢者を保護するための対策については、虐待発生時に迅速かつ的確に対応するため、高齢者虐待対応フローチャート及び様式集の活用を図るとともに、高齢・障害者権利擁護センター事業において、虐待対応に係る職員からの相談に対応するなどしております。

養護老人ホームの増設については、現状の利用状況を勘案すると、早期に市内に養護老人ホームを増設する必要性は低いものと考えております。

改築・大規模修繕については、老人福祉施設等施設建設補助事業に含まれております。

・高齢・障害者権利擁護センター事業 31,349千円

（11）高齢者施設での虐待を防止するために、抜き打ち検査を実施すること。

（回答）介護保険課

施設に抜き打ちでの訪問調査を行うことについては、高齢者虐待を未然に防ぐためには一定程度効果があると考えられます。

一方で、施設の数が多いこと、法令上、事業者が抜き打ちでの訪問調査に従う義務がないこと、また、突然の調査への対応など、日常行われている施設の業務に過大な負担を課すことは避けるべきとの国の見解が示されていることから、抜き打ちでの調査の実施は難しい面があります。

引き続き、通知や指導により、虐待防止に向けた取組を促すなど積極的に行ってまいります。

(12) 加齢性難聴者への補聴器補助制度を創設すること。

(回答) 高齢福祉課

加齢性難聴者への補聴器補助については、国においては補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能の低下予防の効果を検証する研究を、平成30年度からの3か年計画で、実施しております。

また、令和2年9月には東京都及び各指定都市で構成される「令和2年度21大都市高齢者福祉・高齢者医療主管課長会議」において、厚生労働省に対し、「補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について」要望をいたしました。

本市における補助制度の導入については、国による研究成果等の結果を踏まえ、対応を検討したいと考えております。

4. 介護保険制度の改善について

(1) 介護認定の申請から決定までの期日を短縮できるよう対策を強化すること。

(回答) 介護保険課

介護認定の申請から決定までの期日の短縮については、認定調査票の確認作業等に時間を要していることから、認定調査員に対して調査時の誤りやすい点に関して重点的に研修を行うほか、認定調査業務の一部を認定調査に特化した職員体制をもつ事務受託法人へ委託することなどにより、業務の効率化、迅速化に努めてまいります。

また、介護認定審査会委員の移動に伴う負担を減らし、効率的に審査を行うため、タブレットによるテレビ会議システムを活用した介護認定審査会を拡大してまいります。

- ・ 介護認定審査会事業 162, 326千円
- ・ 認定調査等費 566, 226千円

(2) 介護認定の更新等にあたっては、本人の状態、家族等の聞きとりを丁寧に行い、機械的に判断しないこと。

(回答) 介護保険課

介護認定の更新申請については、新規、変更申請と同様に全国一律の判断基準に基づき適正な審査・判定を実施しております。今後も、本人の状態、家族等の聞きとりを十分行いながら、適正な審査・判定に努めてまいります。

- ・ 介護認定審査会事業 162, 326千円
- ・ 認定調査等費 566, 226千円

(3) 在宅9事業のサービス利用料は、所得制限、資産基準の枠をとり払い、3%に減額すること。

(回答) 介護保険課

サービス利用の自己負担額については、介護保険制度の持続可能性の確保のため

めに重要であり、在宅サービス利用者負担助成制度については、在宅サービスの利用料の支払いが困難な方を対象としているため、全ての利用者の方を3%に軽減することは考えておりません。

- ・在宅助成サービス利用者負担助成事業 3,756千円

(4) 特別養護老人ホーム、ショートステイなどの待機者の解消を早急にはかること。また「認知症老人」の在宅介護体制を強化しショートステイなどを利用しやすくすること。

(回答) 介護保険課

特別養護老人ホームについては、民間活力の活用を前提に、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき計画的に整備してまいります。また、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の地域密着型サービスについても、計画的な整備を進め、在宅介護体制の強化を図ってまいります。

- ・老人福祉施設等施設建設補助事業（老人福祉施設等整備費補助金交付事業）
354,312千円
- ・老人福祉施設等施設建設補助事業（地域密着型サービス等整備助成事業）
430,037千円

(5) 地域包括支援センターを、高齢者人口の増加に見合う数に増設すること。1ヶ所あたりの高齢者人口について、行政区毎の格差を是正し平準化すること。

(回答) いきいき長寿推進課

地域包括支援センターの増設については、日常生活圏域の変更を伴い、既存センターの人員やこれまで地域と築き上げた関係性を見直すこととなることから、各圏域の高齢者人口の推移や各地域支援会議での議論を踏まえ、適切に対応してまいります。

(6) 総合事業において、介護認定申請時に基本チェックリストへの誘導はせず、制度について、ていねいに説明すること。また、業者による専門的なサービスを希望する方についてはすべて保障すること。

(回答) いきいき長寿推進課

基本チェックリストの実施については、区役所及び地域包括支援センターの窓口において誘導となることのないよう、窓口対応マニュアルを作成し、統一した取扱いを行っております。

介護予防・生活支援を目的に、利用者の心身の状況や意向等を伺い、専門的なサービス提供が必要な方には、専門的サービスを御利用いただくこととなります。

5. 障害児・者の生活と権利の保障について

(1) 手話言語条例を制定し、手話を広めること。

(回答) 障害政策課

本市のノーマライゼーション条例は、「手話は言語である」と規定している障害者権利条約の理念を踏まえて制定しており、「手話は言語である」という認識については、共有されていると考えております。平成30年度より「全国手話言語市区長会」に加盟しており、引き続き、各自治体における手話関連施策について情報収集を行うとともに、ノーマライゼーションの理念を踏まえ、聴覚障害をはじめとする障害のある当事者や、障害者福祉に深い見識を持つ有識者の方々に構成された障害者政策委員会で、必要に応じ、障害のある方が直面しているコミュニケーションに係る課題等について、御意見を伺ってまいります。

(2) 難病患者見舞金制度を復活すること。

(回答) 障害支援課

難病患者への見舞金制度については、医療費の助成や法定の障害福祉サービスの対象が拡大されてきていることを受け、現金給付からサービス給付への方針を基に廃止いたしました。

今後も、難病患者の方のニーズを把握し、必要なサービスが受けられるよう検討してまいります。

(3) 市職員や市事業の委託会社の社員として障害者を積極的に雇用すること。

知的・精神障害者の雇用をさらに拡充すること。

(回答) 人事課

障害者の雇用については、障害者の自立と社会参加のための重要な柱であり、令和3年3月から法定雇用率が引き上げられることにより、これまで以上に障害者雇用の促進が求められています。

このような背景を踏まえ、令和元年度よりこれまで身体障害者のみに限定していた正規職員の採用選考について、知的障害や精神障害をお持ちの方についても受験対象として拡大しております。今後も「さいたまステップアップオフィス」も含め、障害者を積極的に雇用してまいります。

(4) 就労継続支援B型施設は市の責任で整備し、対象者の条件、区分判定の利用制限は、市独自で柔軟に対応すること。

(回答) 障害政策課

障害者施設の整備については、整備費補助金を交付し、引き続き、民間活力の活用を通じて整備促進を図ってまいります。

(5) 特別支援学校を卒業する生徒数に見合う障害者の就労先、施設を市の責任で各区に整備すること。特に長時間通所が困難な重度障害者のために生活介護施設を市の責任で各区に整備すること。

(回答) 障害政策課

障害者施設の整備については、整備費補助金を交付し、引き続き、民間活力の活用を通じて整備促進を図ってまいります。

- ・ 障害者施設整備事業（障害福祉サービス事業所等整備促進事業）（一部）
162,000千円

(6) 障害者の医療制度を充実すること。

① 心身障害者医療費支給制度の年齢・所得制限を撤廃すること。

(回答) 年金医療課

心身障害者医療費支給制度については、安定的な生活基盤を築く以前に障害者となった本人とその家族の経済的な負担の軽減を図ることを目的として創設されました。しかしながら、高齢化の進行に伴い対象者の増加が見込まれるとともに、生まれつき又は若くして障害者となった方と高齢になってから障害者となった方とは、社会生活の実態や生活基盤の状況等が異なることから、将来にわたりこの制度を安定的かつ継続的に実施していくために、65歳以上の新規手帳取得者を助成対象外としたものです。また、所得制限の導入については、医療費負担の可能な方には負担をしていただくという考えに基づき、医療費助成対象者を真に経済的負担の軽減が必要な方に限定し、本制度を安定的、かつ継続的に維持していくために行うものです。

- ・ 心身障害者医療費支給事業 3,123,568千円

② 心身障害者医療費支給制度は、市外通院の場合も窓口の一時払いをなくすこと。

(回答) 年金医療課

心身障害者医療費支給制度の現物給付方式については、平成21年4月から公費負担医療制度を導入し、市内医療機関の受診においては、現物給付化を行っております。市外の医療機関での現物給付の実施については、各市町村の助成制度の相違もあり、医療機関での窓口対応や事務処理に混乱が生じること、各地区の医師会等の関係団体との調整が必要になること等解決しなければならない様々な問題があります。

これらの問題の解決については、県単位での事務の統一が必要と考えております。本市としては、受給者の方々の負担を軽減するために、県内で統一して現物給付を実施することが望ましいと考えており、県に対して現物給付の導入を検討するよう要望を行っているところであり、今後も県に対する働きかけを行ってまいります。

- ・ 心身障害者医療費支給事業 3,123,568千円

③ 心身障害者医療費支給制度において、精神障害者保健福祉手帳 2 級も対象にすること。

(回答) 年金医療課

心身障害者医療費支給制度は県の補助事業であり、県の補助金交付要綱に則って実施しております。しかしながら、精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者は、県の補助金交付要綱の補助対象外であり、市が対象とする場合には、全額が市の負担となります。

このように財政的に大きな負担が見込まれることから、将来にわたり持続可能な制度とするには、県の補助が必要であるため、平成 30 年 7 月に本市単独で、平成 31 年 1 月に川崎市と連名で、令和 2 年 3 月にさいたま市を含む県内 13 市町村の連名で、部分的な導入も含め、精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者を医療費助成の対象とするよう県に要望したところです。

また、令和元年 9 月定例会において、補助金の対象者に精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者を加えることを県に求める意見書の提出議案が可決されたことを踏まえ、引き続き県の動向を注視し、働きかけてまいりたいと考えております。

・心身障害者医療費支給事業 3, 123, 568 千円

④ 障害者の救急医療体制を強化すること。

(回答) 地域医療課

障害者の救急医療体制の強化については、市内の障害者団体の方々と意見交換をしたり、国の会議に参加するなど、情報収集を行っているところです。

引き続き、さいたま市地区救急医療対策協議会において、障害の有無に関わらず、だれもが必要なときに必要な医療が受けられ、一人でも多くの命が救われるよう、救急医療体制の充実・強化に努めてまいります。

・地域医療推進事業 (一部) 132 千円

(7) 障害者の社会参加をすすめるためにバリアフリー化を推進すること。

① 公民館、福祉施設など公共の建築物、駅舎や道路等の交通機関について、計画的にバリアフリー化をすすめること。

(回答) 福祉総務課

公共建築物のバリアフリー化については、個々の修繕計画、また施設個別の状況などを踏まえ、関係部局と調整を図りながら、順次計画的に進めてまいります。

・福祉のまちづくり推進事業 3, 304 千円

(回答) 交通政策課

「さいたま市バリアフリー基本構想」に位置付けられた重点整備地区における特定事業の進行管理及びバリアフリーに関する啓発等のソフト施策を展開してまいります。

また、バリアフリー法の基本方針に基づく対象駅について、鉄道事業者と連携

し、引き続きバリアフリー化を推進してまいります。

- ・交通バリアフリー推進事業 72,361千円の内数

(回答) 道路環境課

道路のバリアフリー化については、道路構造令及び移動等円滑化基準等に基づく整備基準により、順次整備を進めてまいります。

- ・交通安全施設整備事業 3,804,762千円の内数

(回答) 生涯学習総合センター

施設のバリアフリー化については、施設の状況等を勘案しながら、順次推進に努めてまいります。

- ・公民館安心安全整備事業 733,088千円

② ショートステイ等の居宅介護サービスは、必要なときにいつでも使えるように整備すること。家族のレスパイトにも対応できるショートステイ専門の施設を市の責任で整備すること。

(回答) 障害政策課

障害者施設の整備については、整備費補助金を交付し、引き続き、民間活力の活用を通じて整備促進を図ってまいります。

- ・障害者施設整備事業（グループホーム整備促進事業）

74,400千円

- ・障害者施設整備事業（障害福祉サービス事業所等整備促進事業）（一部）

162,000千円

③ 自動車燃料費助成制度の所得制限をなくし、助成額を12,000円に戻すこと。

(回答) 障害支援課

自動車燃料費助成については、利用対象者の範囲拡大を目的として制度の再構築を図り、平成25年度より所得制限の導入と助成限度額の減額を実施いたしました。

各種サービスの対象となる障害者の増加が見込まれる中で、今後も持続的、安定的に障害福祉サービスを提供していく必要があることから、今後も障害者施策全体の推進に取り組んでまいります。

- ・障害者支援事業（自動車燃料費助成事業） 41,746千円

④ 福祉タクシー利用サービスは所得制限を撤廃すること。利用対象者、利用対象事業者を拡大すること。

(回答) 障害支援課

福祉タクシー利用料金助成については、利用対象者の範囲拡大を目的として制度の再構築を図り、平成25年度より所得制限の導入を実施いたしました。

各種サービスの対象となる障害者の増加が見込まれる中で、今後も持続的、安定

的に障害福祉サービスを提供していく必要があることから、今後も障害者施策全体の推進に取り組んでまいります。

- ・障害者支援事業（福祉タクシー利用料金助成事業） 106,461千円

⑤ 移動支援においては、当事者（利用者、事業者など）の要望を受け止め、使いやすく、必要に応じて柔軟に対応できるように改善すること。

（回答）障害支援課

移動支援事業は障害者の社会参加の促進に重要な役割を担っていることから、多くの方が使いやすい事業となるように、引き続き事業の研究・検討をしてまいります。

- ・移動支援事業 845,461千円

⑥ 市の公共施設においては、車椅子ドライバー用駐車場、通路に屋根を設置すること。とりわけ、区役所で未設置のところは設置を急ぐこと。

（回答）コミュニティ推進課、福祉総務課、スポーツ振興課、文化振興課、生涯学習総合センター

車椅子ドライバー用駐車場については、「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例整備基準マニュアル」では、推奨基準として「上屋又は庇を設ける」としており、市の公共施設においては、整備基準はもちろんのこと、推奨基準についても、準拠するよう努めているところです。

通路への屋根の設置については、施設の状況等を勘案しながら検討を進めてまいります。

- ・福祉のまちづくり推進事業 3,304千円の内数

（回答）西区総務課

車椅子ドライバー用駐車場は庁舎の庇がある部分が一番近い場所に駐車できるよう配慮しておりますが、駐車場及び通路への屋根の設置については、今後、公共施設マネジメント計画に沿い、関係部局と調整のうえ、検討を行ってまいります。

（回答）見沼区総務課

現状として、車いす利用者用駐車施設については、正面玄関から近い場所に2台設置しておりますが、屋根等は設置されておられません。

なお、運転手が別にいる場合は、正面玄関に庇を設けてあるため、そこで乗り降りすることで濡れずに庁舎内への出入りが可能となっております。

屋根等の設置には、経費や、対応する際に駐車場の利用制限など課題もございますので、見沼区役所の中規模修繕にあわせて、検討してまいります。

（回答）中央区総務課

中央区役所の障害者用の駐車スペースには屋根等がありませんが、庇がある正面玄関から近い場所に配置しております。今後、中央区役所庁舎を含む公共施設再編が予定されており、その中で屋根付きの駐車場の整備を検討してまいります。

(回答) 庁舎管理課 (本庁舎・浦和区)

本庁舎における障害者駐車スペースに係る屋根の設置については、正面玄関が構造の関係上設置できないため、別場所へ設置する方向で検討しているところです。

・庁舎管理事業 (一部) 5, 870 千円

(8) 障害者の参政権を保障すること。

① 在宅投票制度を利用しやすくし、投票所のバリアフリー化をすすめること。

(回答) 選挙課

郵便等による不在者投票の適用範囲の拡大等については、指定都市選挙管理委員会連合会を通じて国に法改正要望を行っております。

また、投票所のバリアフリー化については、投票所に簡易スロープを設置するとともに投票所施設への要望などを行っております。

・衆議院議員総選挙費 (一部) 125 千円

② 車椅子でも議会を傍聴できるよう、傍聴席の改修を早急に行うこと。

(回答) 議会局総務課

車椅子での傍聴については、現在、議場ロビーでのテレビ放映による傍聴をしていただいております。

傍聴席の改修については、各派代表者会議、議会運営委員会などにおける議論を踏まえて検討してまいります。

③ 議会棟のトイレの洋式化、及び「みんなのトイレ」を設置すること。

(回答) 議会局総務課

洋式トイレは3階東側、3階西側、2階にそれぞれ男女1か所ずつ設置されており、他に洋式の車椅子用トイレがあります。和式トイレから洋式トイレへの改修は、排水設備の状況にも影響されるため、大規模改修時に検討してまいります。

みんなのトイレについては、議会棟内には車椅子用トイレが設置されていることから、総合的に勘案し検討してまいります。

(9) 障害者の住まいを保障すること。

① 重度障害者・医療的ケアが必要な障害者のために専門的な職員が配置された設備の整った入所施設を整備すること。

(回答) 障害政策課

重度障害者・医療的ケアが必要な障害者のための入所施設については、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、西区で定員50名の施設を整備し、平成31年4月に開所しました。今後も、入所待機者の把握に努めてまいります。

② 生活ホーム事業の補助金の削減を撤回し、市が責任を持って維持・拡充すること。

(回答) 障害支援課

生活ホーム事業については、地域社会の中で自立した生活を営むための大きな役割を担っていると認識しておりますので、引き続き現行制度により支援してまいります。

また、類似の法定施設であるグループホームとは、移行促進など今後の事業の在り方について、一体的に検討してまいります。

- ・ 障害者支援事業（生活ホーム事業） 56,825千円

③ グループホーム運営費補助事業を拡充し、市独自の整備費補助を創設すること。利用者への家賃補助を実施すること。

(回答) 障害支援課

グループホームについては、障害者総合支援法に基づくサービスであり、障害者が地域で自立した生活を送るための重要な住まいの場となっております。

令和元年度より重度障害者に対し十分な支援ができるよう看護職員等を加配する事業所に対し、市独自に人件費の一部を補助しているところです。

また、家賃補助についても特定障害者特別給付費の引上げを行うよう国に対して報酬の見直しを要望しているところです。

引き続き必要な支援の在り方について研究してまいります。

- ・ 自立支援給付等事業（グループホーム運営費補助事業） 16,030千円

④ 障害者向け市営住宅、ケア付き市営住宅の建設を促進すること。県にも同様の住宅建設をはたらきかけること。

(回答) 住宅政策課

市営住宅の建替えの中で、障害者向けの住戸を一定割合整備しております。引き続き住戸の確保を図ってまいります。また、県には要望があることについてお伝えいたします。

(10) 心身障害者福祉手当の所得制限をなくし増額をすること。

(回答) 障害支援課

心身障害者福祉手当については、所得制限を導入することで生じた財源により障害者の相談支援体制の整備を促進し、地域における障害者の生活を支援する環境づくりを充実強化してまいりました。

また、平成22年1月からは精神障害者保健福祉手帳1～2級の所持者も制度の対象とするなど、3障害の公平な福祉を推進しているところです。他制度との均衡等の観点からも、所得制限を撤廃するのは難しい状況です。

- ・ 心身障害者福祉手当給付事業 1,022,062千円

(11) 税の障害者控除について、再度要綱を見直し、介護保険認定基準を参考に認定できるシステムに変え、住民がもっと使いやすくすること。申請書を全対象者に送付すること。

(回答) 高齢福祉課

本事務については、障害者手帳を申請する方と障害者控除対象者認定書を申請する方の間に可能な限り不公平が生じないように、要介護度と要介護認定調査票の情報を組み合わせた基準を定め事務を行っております。また、要介護認定は介護の手間のかかり具合を判断するものであり、それに対して障害認定は永続する機能障害の程度と機能障害による日常生活活動の制限の度合に基づいて判定することから、要介護度のみによる税控除認定は障害認定と齟齬が出てしまうため、困難です。

加えて、申請書の全対象者への送付については、本来介護保険に係る範囲でのみ収集・利用が可能な介護認定に関する情報について御同意をいただいた上で調査し税控除認定をしているため、対象者の抽出の手段が存在せず困難です。

なお、要支援・要介護認定を申請され、結果が要支援・要介護となった方に対し、認定結果通知とともに、障害者控除認定に関するお知らせを送付することで周知を図っております。

(12) 各区で行われる防災訓練において障害当事者も参加して行えるようにすること。

(回答) 防災課

各区で行われる防災訓練への障害者の参加については、例年、関係部局と連携して各区に障害のある方が訓練に参加できるよう、働きかけを行うとともに、さいたま市障害者協議会理事会で訓練日程等の周知をしております。引き続き、障害のある方の訓練参加について取り組んでまいります。

(13) 補聴器使用者のために公共施設への磁気ループの設置をすすめること。

(回答) 福祉総務課

磁気ループの設置については、「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例整備基準マニュアル」では、推奨基準として「聴力を補う設備を設ける」としているところです。市の公共施設においては、整備基準はもちろんのこと、推奨基準についても、準拠するよう努めているところです。

・福祉のまちづくり推進事業 3,304千円

(14) 精神障害者の社会的入院について、実態を調査すること。

(回答) 健康増進課、精神保健課

社会的入院については、患者個人の状況や病状等を複合的に判断する必要があるため、定義づけが困難なため、現状では実態調査を行う予定はございません。

(15) わーくはびねす農園さいたま岩槻に看護師を配置すること。夏期、ビニールハウス内の暑さ対策を行うこと。

(回答) 障害者総合支援センター

わーくはびねす農園さいたま岩槻における夏場の暑さ対策については、障害のある方が健康的に永く就労を継続するうえで重要な課題と認識しており、引き続き運営会社に配慮をお願いしてまいります。また、看護師の配置につきましても併せてお願いをしてまいります。

6. 安心して産み育てるために

(1) 不妊治療への補助金をさらに拡充すること。

(回答) 地域保健支援課

不妊治療への補助金については、国や埼玉県が科学的根拠に基づき実施方法等を示している事業であり、現在のところ、市単独で制度拡大を行う予定はありません。今後、国等の制度変更に伴い、助成内容の拡充を検討してまいります。

・母子保健事業（地域保健支援課）（不妊治療支援事業） 296,076千円の
内数

(2) 不育症の治療費への補助を実施すること。

(回答) 地域保健支援課

不育症治療への補助については、平成24年1月1日から保険適用拡大が進められており、ほとんどが保険適用となっております。保険適用とならない医療費に関する公的補助のあり方については今後も国の動向等を注視してまいります。

・母子保健事業（地域保健支援課）（不妊治療支援事業） 296,076千円の
内数

(3) おたふく風邪の予防接種を定期接種化するよう国に求めること。

(回答) 疾病予防対策課

定期予防接種については、国の責任において、有効性・安全性・公平性の確保されたワクチンは、早期に定期接種化するよう要望しております。

(4) 入院助産の所得制限を緩和し、適用範囲を広げ、指定産院、病院及び産婦人科を増やすこと。

(回答) 地域医療課

分娩を取り扱う施設に対する補助金を交付し、産科医等を確保するための支援を行ってまいります。

・地域医療推進事業（産科医等確保支援事業） 19,852千円

(5) 妊婦検診の全額公費負担を実現すること。

(回答) 地域保健支援課

妊婦健康診査については、健やかに子どもを産み育てるための支援の一環として、14回の費用を一部公費で負担しております。令和3年度は助成金額を増額予定です。検査項目については、国の通知に基づき設定しており、費用については県内統一で実施しております。

・母子保健健診事業（一部） 929,614千円

(6) 出産育児一時金とは別に、市独自の出産祝い金制度を創設すること。

(回答) 子育て支援政策課

市独自の出産祝い金制度の創設については、現在のところ予定はありません。

(7) 妊娠期からの切れ目ない妊産婦支援サービスをワンストップの窓口で行うこと。また、デイケアやショートステイで利用できる設備がある「産後母子支援センター」を設置し、その運営について助産師の力を借りること。

(回答) 地域保健支援課

妊娠期からの切れ目ない支援については、妊娠・出産包括支援センターにおいて、助産師や保健師等の専門資格を持つ母子保健相談員が、妊娠期から個々にあったプランを作成し、支援を行っております。また、宿泊型・デイサービス型産後ケアについては、令和2年10月から医療機関等の空床を活用する方法で開始したところであり、より身近な社会資源を活用してまいります。

・母子保健健診事業（妊娠・出産包括支援事業） 62,847千円

・母子保健健診事業（産後ケア事業） 10,665千円

7. 保育施設の量と質の向上について

(1) 60名定員以上の認可保育所を増設し、希望するすべての子どもが入所できるようにすること。

(回答) のびのび安心子育て課、幼児政策課、保育課

認可保育所等の整備促進については、保育需要の高い地域を中心に積極的に取り組んでおり、令和3年4月1日に3,094人の定員増を行うとともに、令和4年度の開設に向け、定員1,305人分の施設の新設整備に対する助成を行う予定です。今後、新規利用申込者が増えることも予想されますので、引き続き、整備促進に努めてまいります。

また、認可保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業・幼稚園・ナーサリールーム・家庭保育室等を活用してまいります。

その他、保育所等の利用に関する相談、保育所等利用保留児童の保護者へのアフターフォロー、個別のニーズに合った保育サービスや保育施設等の情報提供を行う保育コンシェルジュを引き続き各区に配置するとともに、市民が来庁せずに、

24時間365日、いつでもオンラインで、保育サービス等の情報を簡単に入手できるAIを活用した自動応答サービスの導入等、あらゆる方策を駆使して待機児童の解消を図ります。

- ・特定教育・保育施設等整備事業（のびのび安心子育て課）（特定教育・保育施設の整備） 2,671,425千円
- ・特定教育・保育施設等整備事業（幼児政策課）（保育コンシェルジュ事業） 32,613千円
- ・認可外保育施設運営事業（認可外保育施設の運営に対する事業） 784,051千円
- ・特定教育・保育施設等運営事業 37,141,212千円

（2）保育のガイドラインを作成すること。

（回答）保育課

保育のガイドラインの作成については、民間保育所も含めた本市の保育のガイドラインについて、令和2年度中の作成を目指し、引き続き関係団体と協議を進めてまいります。

（3）0～2歳児の保育料を決定する所得階層の区分を細分化すること。

（回答）保育課

利用者負担額（保育料）については、幼児教育・保育無償化の影響等を見極めつつ、他市の状況等を参考に検討してまいります。

（4）保育施設の形態によって保育の質に格差が生じないようにすること。小規模保育C型はさいたま市内で展開しないこと。

（回答）のびのび安心子育て課

保育の質については、格差が生じないように、本市が実施する子育て支援員研修等に積極的に参加するよう働きかけます。また、小規模保育事業C型については、子ども・子育て支援新制度のメニューの1つであることから、実施に当たっては、保育の質が確保できるよう努めてまいります。

- ・特定教育・保育施設等整備事業（のびのび安心子育て課）（家庭的保育者等研修事業） 3,000千円

（5）保育施設がAEDを設置するための補助金制度を創設すること。

（回答）保育課、幼児政策課

AEDの設置については、市が行う立入調査時において、AEDの設置状況を確認し、未設置の場合には近隣の設置場所を把握し、万が一の場合に連携できる関係づくりを進めるよう助言しております。

今後も安心・安全な保育環境の確保に努めてまいります。

(6) 公立認可保育所について

- ① 保育士定数を増やし、フルタイムで働く臨時の保育士を正規雇用すること。通常の保育には正規の保育士を配置すること。現場の声を聞きながら、保育士を確保するための具体的な対策をすすめること。

(回答) 保育課

公立保育所の保育士については、今後も適正配置と確保に努めてまいります。

- ② 産休明け保育を減らさないこと。1・2歳児の定員増、父母の勤務の実態にみあった長時間保育を行うこと。

(回答) のびのび安心子育て課、保育課

産休明けからの0歳児保育実施園の拡充、1・2歳児の定員増については、認可保育所等の新設等により、受入児童数の拡大を図ってまいります。公立保育所の産休明けからの0歳児保育については、ニーズや各園の状況を鑑みながら、受け入れについて毎年度見直してまいります。

また、長時間保育についても、需要に対応するため、引き続き実施してまいります。

- ③ 0歳児保育実施園には看護師を全園配置とするよう、市の要綱を改定すること。

(回答) のびのび安心子育て課、保育課

看護師の配置については、現行の要綱等に基づいた配置を維持してまいります。

- ④ 障害児保育枠を拡充すること。

(回答) 保育課

障害児保育については、公立保育所では、さいたま市公立保育所育成支援制度実施要綱に基づき、引き続き実施してまいります。

- ⑤ 給食の食材は輸入食品、遺伝子組み替え食品の不使用を徹底し、市内の農家、県内の農家と協力し、地産地消を推奨すること。

(回答) 保育課

給食の食材については、今後も情報に留意しながら、安全性を第一に考えた食材を使用してまいります。また、地産地消の食材を可能な範囲で取り入れてまいります。

・公立保育所管理運営事業（賄材料費） 514,601千円

- ⑥ 給食調理員の委託を廃止し、直接雇用とすること。

(回答) 保育課

給食調理員については、正規調理員等の退職に伴い、民間業務委託を実施すると

ともに、正規調理員による直営体制も維持してまいります。

・ 公立保育所管理運営事業（給食調理委託事業） 780, 524千円

⑦ 緊急一時保育の全園の実施をめざし、拡充をはかること。

（回答） 保育課

一時保育については、今後も対象保育所の拡充に努めてまいります。

（7） 私立認可保育所について

① 保育料の「無償化」に伴い、副食材費も無償とすること。

（回答） 保育課

幼児教育・保育の無償化の制度の実施状況を見守り、必要に応じ研究してまいります。

② 運営費補助金の抜本的拡充を図ること。児童の定員区分の見直しや0歳児の定員割れ削減をやめ、定員定額の補助金に改善すること。

（回答） 保育課

運営費補助金については、現行の補助制度を維持いたします。

また、定員区分の見直しについては、現行制度で実施いたします。

・ 特定教育・保育施設等運営事業 37, 141, 212千円の内数

③ 老朽化に伴う新設・改築のための補助を増額すること。

（回答） のびのび安心子育て課

認可保育所の施設整備補助金については、現行の補助制度に基づき、予算の範囲内で最大限の補助に努めてまいります。

・ 特定教育・保育施設等整備事業（のびのび安心子育て課）（特定教育・保育施設の整備） 2, 671, 425千円

④ 保育所整備のため必要となる用地購入への補助、及び固定資産税の減免を行うこと。

（回答） のびのび安心子育て課

現時点では、施設整備における用地購入費用補助や固定資産税の減免制度を創設する予定はありません。

⑤ 職員の給与は公立保育所職員の給与基準に準ずること。

（回答） 保育課

私立保育所職員給与に係る補助の見直しについては、市独自の処遇改善事業補助金により、引き続き、職員の処遇改善に努めてまいります。

・ 特定教育・保育施設等運営事業（保育士等処遇改善事業） 904, 947千円

⑥ 栄養士を雇用し、アレルギー児への対応や安全・安心の給食を提供できるように市独自の人件費補助を創設すること。

(回答) 保育課

栄養士の補助については、令和2年度、国の公定価格が改定され、配置等行った場合の加算が増額されております。

- ・ 特定教育・保育施設等運営事業（特定教育・保育施設等の運営費給付事業）
33,157,231千円の内数

⑦ 0歳児保育を行っている私立保育所の離乳食調理員予算を増額すること。

(回答) 保育課

0歳児保育を行っている私立保育所の離乳食調理員予算については、現行の補助制度を維持いたします。

- ・ 特定教育・保育施設等運営事業（給食調理員雇用費補助金）
136,002千円

⑧ 保育施設で使用する上・下水道料金の減免を行うこと。

(回答) 下水道総務課・営業課

保育施設への減免制度の創設については、現在のところ予定はありません。

⑨ 保育士配置の特例措置について、措置期間の期限を設けること。保育士の確保に全力を挙げること。

(回答) のびのび安心子育て課、保育課、幼児政策課

保育士配置の特例措置については、今後も保育需要の増加が見込まれる中、保育士の安定的な確保が可能となる時期を正確に見込むことが難しいことから、国の基準のとおり当分の間を実施期間としておりますので、本市を取り巻く状況が改善した場合や国基準が変更された場合には、速やかに廃止等の対応を行ってまいります。

保育士の確保については、保育士の処遇改善や資格取得支援、負担軽減に資する施策を実施するとともに、本市の施策や魅力の発信・PRのほか潜在保育士や学生など、これから保育士として働く方への支援など、引き続き様々な施策を実施してまいります。

- ・ 特定教育・保育施設等運営事業（保育人材確保対策事業）
1,631,679千円
- ・ 特定教育・保育施設等整備事業（幼児政策課）（保育士資格取得支援事業）
544千円

(7) 病児・病後児保育について、学童保育に通う児童も対象とすること。

(回答) 保育課

学童保育に通う児童の受入れについては、医療機関等、関係機関と協議しながら研究してまいります。

(9) 認可外保育施設について

① 児童福祉法にもとづき、県と協力して措置費並の補助を行うこと。産休明けからの0歳児保育の定員枠を広げること。

(回答) 幼児政策課

保育サービス水準の維持向上を目的とした事業委託料については、現行制度により実施いたします。

・認可外保育施設運営事業（認可外保育施設の運営に対する事業）

784,051千円

② 長時間保育対策費としての補助を増額すること。

(回答) 幼児政策課

長時間保育対策費としての補助については、現行制度により実施いたします。

・認可外保育施設運営事業（認可外保育施設の運営に対する事業）

784,051千円の内数

③ 冬季暖房用灯油の安定確保及び増額出費分の援助を行うこと。

(回答) 幼児政策課

冬季暖房用灯油の安定確保等については、委託運営費の中で対応をお願いしております。

・認可外保育施設運営事業（認可外保育施設の運営に対する事業）

784,051千円の内数

④ 施設改善のための補助を増額するとともに、施設増改築のための無担保長期、低利の融資制度をつくること。

(回答) 幼児政策課

施設改善のための補助等については、委託運営費のうち、施設の実情に応じて活用できる運営事業の施設割等による対応をお願いしております。

・認可外保育施設運営事業（認可外保育施設の運営に対する事業）

784,051千円の内数

⑤ 施設を借りている保育施設のために賃借料の補助を行うこと。

(回答) 幼児政策課

施設の賃借料補助については、委託運営費のうち、施設の実情に応じて活用でき

る運営事業の施設割等による対応をお願いしております。

- ・認可外保育施設運営事業（認可外保育施設の運営に対する事業）
784,051千円の内数

**⑥ さいたま市認定、及び企業主導型保育施設も含めた認可外保育施設で事故
が起きた場合でも、市が積極的に関与すること。**

（回答） 幼児政策課

さいたま市認定保育施設やその他の認可外保育施設で事故が起きた場合は、その都度、施設から報告や相談を受け、事故後の対応や再発の防止に取り組んでおります。また、重大事故が起きた場合は、速やかに特定教育・保育施設等重大事故検証専門分科会を設置し、事故発生の実態把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討してまいります。

（10）株式会社の目的は営利の追求であるため、参入を認める際は慎重にすること。

（回答） のびのび安心子育て課、幼児政策課

株式会社による認可保育所整備については、保育に係る良好な運営実績のある企業は整備協議の対象になると考えており、引き続き、整備協議を実施いたします。

ナーサリールーム等の市認定保育施設については、新規募集を行っておりません。

**（11）児童虐待における一時保護体制を強化すること。児童福祉司と児童心理士
を増員すること。引き続き、教員、保育士、医師、保健師等との連携を強化すること。**

（回答） 南部児童相談所

児童の一時保護について、児童の心のケアの必要性を考慮しながら、一時保護所、里親、ファミリーホーム、乳児院を活用し、引き続き一人ひとりの児童に合わせた、きめ細かな対応を務めてまいります。児童相談所は、平成30年2月に子ども家庭総合センターに移転し、年々増加する児童虐待相談件数に対応できるよう機能の充実を図っております。職員の増員については、平成31年度に児童福祉司15人、心理士を4名増員いたしました。令和2年度につきましても、児童福祉司21人増員いたしました。引き続き国から示されております児童福祉司の配置基準に基づき、児童相談所の体制及び専門性の強化に努めてまいります。

要保護児童対策地域協議会や学校警察連絡協議会等を通じ、児童相談所と教師、保育士、医師、保健師等の情報の共有化などの連携強化を図ってまいります。

- ・児童相談等特別事業（南部児童相談所） 47,561千円

8. 子どもの放課後と学童保育政策の充実について

(1) 公立放課後児童クラブの拡充を図ること。

- ① 待機児童が増加している現状を踏まえ、運営基準の適正化をはかるため、公立放課後児童クラブの大規模施設の分離・増設など公立の施設整備を抜本的に拡充すること。

(回答) 青少年育成課

放課後児童クラブの待機児童の解消については、令和3年度も、民間物件を活用した新設・分離による16か所の整備により、受入可能児童数を増員するとともに、新設時の改修費補助を実施してまいります。

運営基準の適正化については、待機児童の解消をまずは優先し、施設整備を積極的に進めてまいります。

- ・放課後児童健全育成事業（民設放課後児童クラブ運営委託事業）
2,286,773千円
- ・放課後児童健全育成施設整備事業（民設放課後児童クラブ整備促進事業）
39,783千円

- ② 公立放課後児童クラブの放課後児童支援員の処遇改善をすすめること。

(回答) 青少年育成課

公設の放課後児童クラブは、指定管理者制度において管理運営を行っていることから、平成31年4月の指定管理期間更新時に、必要な人件費を適切に見積り、指定管理料を設定いたしました。

あわせて、指定管理者の募集要項において、賃金の改善に努めるよう記載したうえで指定管理者を選定しましたので、更新後の指定管理者における処遇改善の状況を確認してまいります。

- ・放課後児童健全育成事業（公設放課後児童クラブ運営委託事業）
897,908千円の内数

(2) 民間学童保育への支援を進めること。

- ① 施設確保のために独立施設の建設、学校内施設の確保、公的施設の貸与、民間施設の借り上げ貸与・斡旋などより一層の支援をすること。

(回答) 青少年育成課

余裕教室の積極的活用を含む学校用地内への整備及び公共施設の活用については、令和2年度も、学校の教室を改修した放課後児童クラブ整備を実施いたしました。今後も、学校施設以外の市有地等を含めた公共施設の活用による民設放課後児童クラブの整備について、関係部局と連携を図り、地域における放課後児童クラブの必要性を見極めながら、検討してまいります。

また、待機児童の解消のため、令和3年度も、民間物件を活用した新設・分離による16カ所の整備により、受入可能児童数を増員してまいります。

- ・放課後児童健全育成施設整備事業（学校施設を活用した放課後児童クラブ整備事業） 82,067千円
- ・放課後児童健全育成事業（民設放課後児童クラブ運営委託事業）
2,286,773千円

② 家賃補助は全額補助すること。

（回答）青少年育成課

民設放課後児童クラブの家賃補助については、委託料に含めて支給しており、令和元年度には、一部地域における基準額を拡充いたしました。引き続き、運営者の自己負担の状況や家賃の実勢価格等を踏まえ、支援の拡充を検討してまいります。

- ・放課後児童健全育成事業（民設放課後児童クラブ運営委託事業）
2,286,773千円の内数

③ すべての民間学童保育に AED を設置すること。

（回答）青少年育成課

民設放課後児童クラブにおける AED 設置については、民間の物件を活用しているクラブについて、AED 維持費相当分も含めた委託料の拡充を行います。

- ・放課後児童健全育成事業（民設放課後児童クラブ運営委託事業）（一部）
11,280千円

（3）指導員の処遇改善と、研修制度を確立すること。

① 指導員の専門性にふさわしい労働条件を確保するため、国の指導員の処遇改善と委託金補助を満額活用すること。

（回答）青少年育成課

放課後児童支援員の処遇改善については、民設放課後児童クラブ放課後児童支援員処遇改善費補助金制度を平成27年度に創設して以降、対象者や交付額の拡充に取り組んでまいりました。令和2年度からは、他職種との給与格差を踏まえて基本給改善加算の拡充を行っております。

引き続き、この制度の実績及び効果を検証し、国の補助金も活用しながら、放課後児童支援員の処遇改善に取り組み、人材の確保及び経験豊富な支援員の定着の支援に努めてまいります。

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童支援員処遇改善事業） 87,593千円

② 市主催研修について、市として体系的な研修を検討し、専門性の向上を図ること。

（回答）青少年育成課

市主催の研修については、放課後児童支援員等の専門性の向上を図るため、研修

内容の更なる充実を図ってまいります。

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童支援員研修事業） 525千円

（４）障害児の学童保育利用について改善すること。

- ① 障害児加算の基準額をさらに引き上げ、国庫補助額以上となるよう拡充すること。

（回答）青少年育成課

放課後児童クラブの委託金における障害児加算については、1～2人の障害児を受け入れる場合及び3人以上の障害児を受け入れる場合について、基準額の引き上げを行います。今後も国庫補助額と同額となるように障害児加算を拡充してまいります。

- ・放課後児童健全育成事業（民設放課後児童クラブ運営委託事業）（一部）
207,100千円

- ② 巡回相談制度の拡充をすすめるとともに複数以上の体制にすること。

（回答）青少年育成課

放課後児童クラブに対する巡回相談事業については、令和元年度より、巡回相談員の拡充を実施いたしました。支援員研修の開催、関係機関との連携促進など、様々な障害児支援の充実とあわせ、巡回相談事業の拡充について引き続き取り組んでまいります。

- ・放課後児童健全育成事業（巡回相談事業） 240千円

- ③ 中学生になっても通所できるよう、市独自で支援策を講じること。

（回答）青少年育成課

放課後児童クラブについては、児童福祉法に基づく小学生を対象とした事業ですが、障害のある児童が中学生になっても安心して放課後を過ごすことができるよう、放課後等デイサービス等の現行制度と連携しながら、引き続き支援に努めてまいります。

（５）「放課後児童支援員等処遇改善事業」等を満額活用すること。

（回答）青少年育成課

放課後児童支援員の処遇改善については、民設放課後児童クラブ放課後児童支援員処遇改善費補助金制度を平成27年度に創設して以降、対象者や交付額の拡充に取り組んでまいりました。令和2年度からは、他職種との給与格差を踏まえて基本給改善加算の拡充を行っております。

引き続き、この制度の実績及び効果を検証し、国の補助金も活用しながら、放課後児童支援員の処遇改善に取り組み、人材の確保及び経験豊富な支援員の定着の

支援に努めてまいります。

・放課後児童健全育成事業（放課後児童支援員処遇改善事業） 87,593千円

9. ケアラー支援について

（1）埼玉県がケアラー支援条例を制定したことを踏まえ、市独自でケアラー支援条例を制定すること。

（回答）いきいき長寿推進課、障害支援課、子育て支援政策課、総合教育相談室「市独自でケアラー支援条例を制定すること」については、対象者が、児童・障害者・高齢者など多岐に渡ることから、関係部局で連携の上、ケアラー支援条例を制定した埼玉県の事業展開や他指定都市等の動向を参考にしながら、様々な課題の整理や条例制定の是非などについて、研究してまいります。

（2）市内のケアラーの実態をつかむこと。

（回答）いきいき長寿推進課、障害支援課、子育て支援政策課、総合教育相談室「市内のケアラーの実態をつかむこと」については、令和2年度に埼玉県が実施した実態調査の結果などを参考としながら、令和3年度において、市内の介護者に対する調査を実施することを検討しております。

また、ヤングケアラーの実態調査については、国の動向も踏まえ、市立中学校における調査等について検討してまいります。

なお、調査対象者及び調査項目については、家族介護者が介護を行う対象が、児童・障害者・高齢者など多岐に渡ることなどから、関係部局で連携の上、今後、実施にあたり検討してまいります。

・包括的支援事業（一部） 1,047,225千円

【15】市民のいのちと健康を守る医療制度の充実

1. 後期高齢者医療制度について

（1）後期高齢者検診において、他市が行っているように、心電図、貧血検査など検査項目を市独自で増やすこと。また、短期保険証の発行を行わないこと。

（回答）年金医療課

後期高齢者健診については、健康診査実施主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合の実施要綱見直しにより、心電図検査については、当該年度健康診査受診時の血圧値または自覚症状等により不整脈が疑われる場合、貧血検査についても、受診時の既往歴や視診等で貧血が疑われる場合に、詳細な健診として医師の判断により実施されるものとなっております。健診基本項目への追加については、県内各市町村の意向や実施状況、また、保険料負担への影響等を考慮した上で、広域連合により県内統一した基本項目とされることが適切であると考えております。

短期被保険者証の交付については、保険者である広域連合が定める交付要綱に

基づき、十分な資力を持つ滞納者との納付相談の機会を得ることを目的として、広域連合より交付されており、被保険者間の負担の公平性の確保のために必要な措置であると考えております。

- ・後期高齢者保健事業（詳細健診項目） 32,307千円

2. 市内の医療体制の充実について

(1) 市立病院について

- ① 医師・看護師の確保と定着のため、労働条件の向上につとめること。とりわけ小児科医の増員をはかること。

(回答) 病院総務課

市立病院の医師については、関係大学病院に依頼し、確保に努めてまいります。

看護師については、市報・ホームページによる採用選考の広報、看護大学等の就職説明会への参加など、積極的に募集活動を行うほか、院内保育室を運営するなど、確保と定着対策を行ってまいります。

- ・看護師確保対策事業 1,650千円
- ・院内託児事業 70,986千円

- ② 看護師の夜勤体制について「3名以上、月6回以内」とすること。看護師・医療技術者等職員の研修を充実すること。

(回答) 病院総務課

市立病院の看護師の夜勤体制については、日本看護協会のガイドラインに沿って、月8回以内を基本に実施しており、月6回以内とすることは人件費の増加につながることから、現在の診療報酬においては実現が難しい状況にあります。

しかしながら、職員の負担軽減を図り、働きやすい職場の実現に向け、適正な職員配置に努めてまいります。

また、看護師や医療技術員の研修に関しては、学会や研修会に参加する際の参加費や旅費、認定看護師等の資格取得のための学費等を負担しており、引き続き専門知識の習得を支援してまいります。

- ・看護職員研修研究事業 6,365千円
- ・医療技術員研修研究事業 2,781千円

- ③ 医師・看護師および職員の定員増をはかり、充足率の向上を図ること。

(回答) 病院総務課

充実した医療を提供するため、業務量に応じた職員定数とするとともに、積極的な採用活動を行うことにより、充足率の向上に努めてまいります。

④ 医療過誤をおこすことのないよう医療体制の整備等万全を期すこと。

(回答) 病院総務課

医療事故を防止するため、医師・看護師・医療技術員を主体とした医療安全管理委員会を設置し、医療安全研修会を開催するなど、職員の意識向上に努めております。

⑤ 女性医師の計画的配置をすすめ、女性専門外来を創設すること。

(回答) 病院総務課

女性専門外来の創設については、経営状況や、女性の専門医師の確保状況を踏まえ、検討してまいります。

⑥ 経営については、公営企業法の一部適用を維持すること。

(回答) 病院財務課

市立病院の経営形態については、「さいたま市立病院経営評価委員会」からの意見を踏まえつつ、新病院開院後の状況や新型コロナウイルス感染症などによる経営に与える影響を十分検証した上で、地方公営企業法の全部適用への移行についての判断をしております。

(2) 市内の医療機関における差額ベッド代の徴収については、厚労省の「徴収してはならない基準」を守るよう周知徹底すること。

(回答) 医事課

差額ベッド代については、厚生労働省の徴収してはならない基準を引き続き遵守してまいります。

(3) 市内の小児一次救急医療体制の充実をはかること。

(回答) 地域医療課

各医師会や主要な病院の協力のもと、深夜帯を含む小児救急医療を提供しております。引き続き、市内の小児救急医療体制の充実に努めてまいります。

・地域医療推進事業（一部） 269,721千円

(4) 医師・看護師の確保など一層の医療体制の充実をはかること。

(回答) 地域医療課

地域の医療従事者の確保については、本市も参加している全国衛生部長会議や大都市衛生主管局長会において、医師、看護職員の確保対策を推進するための措置を講じることや、そのために必要な予算措置をすることを、引き続き、国に要望してまいります。

また、埼玉県において、埼玉県地域保健医療計画の一部として、医師確保計画等

を定めているため、それらに基づき、埼玉県に協力をし、医療従事者の確保に努めてまいります。

(5) 市内に、分娩のできる産科医療施設の確保を急ぐこと。

(回答) 地域医療課

分娩のできる産科医療施設の確保については、引き続き、分娩を取扱う産科医等の処遇の改善を図るため、分娩手当を支給する施設に補助金を交付してまいります。

- ・地域医療推進事業（産科医等確保支援事業） 19,852千円

(6) 小児医療及び24時間小児救急医療体制の一層の充実をはかること。

(回答) 地域医療課

各医師会や中核病院の協力のもと、小児の重層的な救急医療体制を構築しております。今後も、市内の小児救急医療体制の充実に努めてまいります。

- ・地域医療推進事業（一部） 544,891千円

3. 予防医療対策と保健所・保健センターの充実について

(1) 保健所を市内にもう1ヶ所増設すること。

(回答) 健康増進課

保健所の持つ専門的、技術的機能は人材・設備の集約により適切に発揮できることから1か所とし、市民に密着したサービスは各行政区に設置した保健センターで提供することとしており、保健所を増設することは考えておりません。

(2) 医師や保健師、栄養士、歯科衛生士など専門職員の抜本的な増員と専門的な研修を保障すること。

(回答) 保健総務課

医師や保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職については、社会情勢の変化や市民の様々な健康課題に対応できるよう、制度改革や業務の変遷に合わせ、関係部局と調整を図り、適切に配置してまいります。

また、保健所及び保健センターなどに勤務する保健師、管理栄養士、歯科衛生士、精神保健福祉士などの専門職を対象に、各部署において、専門研修を実施しております。

引き続き、各研修の実施や外部研修への派遣を行うなど、専門職としての能力を発揮できるよう、職員一人ひとりの資質の向上を図り、良質な市民サービスを提供する為の人材育成を行ってまいります。

- ・保健所管理運営事業（職員研修事業） 815千円
- ・保健所管理運営事業（保健師活動体制強化事業） 1,334千円

(3) 健康診査の内容を充実し、受けやすくすること。

① 70歳以下でもガン検診を無料にすること。

(回答) 地域保健支援課

がん検診の受診費用については、70歳以上の方や市民税非課税世帯の方等は無料にしております。また、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん検診は、検診対象初年度の40歳の方は無料で受診でき、同様に子宮がん検診は20歳の方が無料で受診できます。

・健康づくり健診事業（がん検診事業） 3,850,522千円

② 市独自も含めて、喘息患者の医療費助成制度の充実をはかること。

(回答) 疾病予防対策課

小児慢性特定疾病医療給付事業の中で、18歳未満（継続の場合には20歳）の「厚生労働省が定める疾病の状態の程度にある気管支喘息」の方に対して、医療費の助成を行っております。

・母子保健事業（小児慢性特定疾病医療給付事業その他） 441,335千円

③ 生活習慣病予防特定健診の受診費用に対する市単独予算の増額を行うこと。

(回答) 国民健康保険課

医療保険者ごとに40歳から74歳を対象に生活習慣病予防に着目した特定健診の実施が定められていることから、市町村においては国保加入者への特定健診を実施しております。さらに、本市では市単独事業として、国保加入者の35歳から39歳の男性にも同様の健診を行っております。

・特定健康診査等事業 1,060,368千円

・疾病予防事業 11,151千円

4. 国民健康保険制度の充実について

(1) 国民健康保険税を一人1万円以上引き下げること。子どもの均等割りを廃止すること。

(回答) 国民健康保険課

国民健康保険の取巻く状況は依然厳しいものがあります。国民健康保険税は国民健康保険事業費納付金等の財源を確保し、国保の健全な運営を維持するため必要なものです。前年所得に応じ適正な御負担をいただいていると考えており、一般会計から多額の繰入を行い、不足を補っている状況でもありますので、一般会計から繰り入れを行っての国民健康保険税の引き下げは考えておりません。

多子世帯に対する均等割の減免については、保険制度の在り方を検討する中で、税と社会保障の一体改革として本来、国で議論されるべきものと考えております。このため、令和2年10月の二市長会共同提言にて、国の財政負担による制度創設

を要望しています。

・賦課徴収事業 291,499千円

(2) 資格証明書の発行をただちに止めること。

(回答) 国民健康保険課

資格証明書の交付については、国民健康保険法の規定により、一定の条件のもと交付しなければならないものです。被保険者間の負担の公平性を確保し、安定的な国保運営を図る観点からも、特別な事情等が認められないにも係わらず滞納が続く場合には、資格証明書の交付を行っております。交付の前には督促、催告、被保険者証が切り替わる旨の通知、さらに訪問による状況の確認等に努めておりますので、資格証明書の発行を止めることは考えておりません。

・賦課徴収事業 291,499千円

(3) 国保法第44条の医療費の窓口負担軽減の減免要件の拡充を図り市民に周知すること。

(回答) 国民健康保険課

一部負担金の減免制度については、一時的に生活困窮に陥った方を救済する制度であると考えています。そのため、恒常的に低所得である方については、制度の対象外であると考えています。なお、減免基準は「さいたま市国民健康保険一部負担金の免除及び徴収の猶予に関する取扱要領」において、平成28年8月5日施行分からは従前の生活保護基準額の29分の30から10分の11に変更し、平成30年11月6日施行分からは885分の990に変更、さらに令和元年9月30日施行分からは870分の990に、そして令和2年9月30日施行分からは1000分の1155に変更しました。減免基準額の引上げは、国民健康保険の財政運営の観点から容易に引き上げることができるものではないため、今後の対応は生活保護基準額の見直し等を注視しながら検討していきます。

一部負担金の減免制度の周知については、毎年市内全戸に配布している「国民健康保険のしおり」に制度の案内を記載しております。また、市ホームページにも制度内容を掲載しておりますが、今後も広く周知を図ってまいります。

・国民健康保険管理事務事業 198,782千円

(4) 国保の人間ドックへの補助金を15000円に戻すこと。

(回答) 国民健康保険課

国民健康保険人間ドックについては、現在、特定健康診査か人間ドックのどちらかを選択し、受診できる体制としております。人間ドックへの補助金については、平成28年度から1万1千円へ引上げを行い、自己負担が無料である特定健康診査の委託単価と同程度の金額とすることで、国民健康保険加入者間の負担の公平を図ることといたしました。そのため、補助額を元に戻すことは現時点では考えて

おりません。

・特定健康診査等事業 1,060,368千円

(5) 県単位化で国保税が値上げにならないよう、法定外繰り入れを継続すること。

(回答) 国民健康保険課

医療費の適正化や健診等の保健事業、事務の効率化などに取り組み、国民健康保険財政の健全化を図るとともに、国保税の急激な負担増とならないよう、基金を活用しながら計画的に一般会計法定外繰入の段階的な削減・解消を行う予定です。

・その他一般会計繰入金 1,715,249千円

・基金繰入金 47,551千円

5. 子育て支援医療費助成事業を現行のまま堅持すること。

(回答) 年金医療課

子育て支援医療費助成事業を将来にわたり持続可能な制度として安定的に実施していくために、適正受診の推進などを含め、他市の取組状況等を参考に検討してまいります。

・子育て支援医療費助成事業 4,770,780千円

<後期高齢者広域連合に対して要望されたい>

(1) 特例軽減の廃止や高額療養費の限度額引き上げなどを中止するよう国に意見を上げるよう求めること。

(回答) 年金医療課

特例軽減の廃止や高額療養費の限度額引上げなどを中止するよう国に意見を上げることについては、今後、広域連合に要望してまいります。

(2) 窓口負担を2割に引き上げないよう国に意見を上げること。

(回答) 年金医療課

窓口負担を2割に引き上げないよう国に意見を上げることについては、今後、広域連合に要望してまいります。

(3) 来年度に実施される特例軽減の一部廃止や高額療養費の限度額引き上げ分を広域連合で独自に負担し、高齢者の負担を軽減すること。

(回答) 年金医療課

独自負担による高齢者の負担軽減については、今後、広域連合に要望してまいります。

(4) 生活保護基準相当の低所得者に対する独自の減免を拡充すること。

(回答) 年金医療課

低所得者に対する独自減免の拡充については、今後、広域連合に要望してまいります。

【16】動物愛護について

1. 飼い主のいない猫の去勢・不妊手術への助成金を増額すること。

(回答) 動物愛護ふれあいセンター

飼い主のいない猫の去勢・不妊手術への助成については、引き続き、市民の意見や要望を伺いながら実施してまいります。

・動物愛護指導事業(動物愛護ふれあいセンター)(飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費等助成) 6, 500千円

2. 動物虐待防止に向けての取り組みを強化すること。

(回答) 動物愛護ふれあいセンター

動物虐待防止について、不適正飼養や殺傷等、犯罪としての動物虐待というべき事案については、法令上、警察の対応が想定されています。

本市では警察との協働により、情報に基づく巡回や現地確認を行っております。

また、動物の愛護及び管理に関する法律において、虐待の疑いのある動物を診療した獣医師の通報が義務付けられましたので、虐待防止に向けた飼い主への啓発と併せ、情報の把握に努めてまいります。

・動物愛護指導事業(動物愛護ふれあいセンター)(動物愛護推進事業)
20, 030千円の内数

3. 動物福祉的な殺処分ゼロを実現すること。動物愛護ふれあいセンターをシェルター化すること。

(回答) 動物愛護ふれあいセンター

殺処分ゼロを目指すことについては、人への危害防止、動物の苦痛解放など、やむを得ない安楽死処分を行うことがあります。

こうした安楽死という措置については、治癒の見込みがない動物の苦しみを長引かせないため、あるいは市民や職員の安全を確保するためにやむを得ない措置として必要と考えており、ここ数年はこうした理由による処分以外は行っていない状況です。

本市としては、健康状態等に問題がない動物については、譲渡を推進するとともに、引き続き保護収容動物の返還及び飼い主への適正飼養の啓発を行ってまいります。

・動物愛護指導事業(動物愛護ふれあいセンター)(動物愛護推進事業)
20, 030千円の内数

4. 災害時、ペットの同伴避難が可能となる避難所を整備すること。

(回答) 防災課、動物愛護ふれあいセンター

災害時のペット同伴避難については、避難所は長期的なペットの飼養には適していないことから、避難生活の長期化に備えあらかじめペットに適した預け先を確保しておくなど、防災訓練の機会なども活用し、引き続き関係部局による連携のもと、周知啓発に取り組んでまいります。

【17】 緑と自然環境を守り、安心・安全なさいたま市へ

1. 自然エネルギーの普及について

(1) 地球温暖化対策の推進にむけて各部局・担当課との連携を強め、CO₂削減目標の達成にむけて具体的な施策を進めること。

(回答) 環境創造政策課

地球温暖化対策の推進については、「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、関連施策を実施している関係部局と連携を図りながら、市域の温室効果ガス排出量削減を進めてまいります。

・地球温暖化対策事業 173,720千円

(2) 公共交通の利用促進を進めること。各事業所での二酸化炭素排出量削減を義務づけること。

(回答) 環境創造政策課、環境対策課

公共交通の利用促進については、バスや鉄道利用に関する情報提供をイベント等で実施するなどの施策を引き続き推進してまいります。

併せて、公共交通機関等を賢く使う方向へ転換するための施策であるモビリティマネジメントを推進するため、区役所等で市内に転入届を提出された方に公共交通利用促進につながるツールを配布しております。

また、事業所への義務付けについては、引き続き、エネルギー使用量が一定以上の大規模事業所等に対して、環境負荷低減計画の提出を義務付けるとともに、提出義務のない中・小規模事業所等に対しても活用を図ることで、自主的な温室効果ガス削減の取組を促進してまいります。

・環境保全政策推進事業（転入者モビリティマネジメントツール作成業務）

999千円

・地球温暖化対策事業（環境負荷低減計画制度） 4,008千円

(3) 小水力発電を積極的に推進すること。

(回答) 環境創造政策課、配水課

小水力発電の推進にあたり、令和元年度に詳細調査を行い令和2年度には実施設計を行う予定でしたが、詳細調査のなかで埼玉県企業局では、今後より効率的な

水運用を検討しているとのことであり、このことは小水力発電設備の発電量低下が想定され、将来の費用対効果が現状では見込めないことから、実施設計を取りやめたものです。

今後も県企業局の動向を注視し設置の検討を行っていきます。

(4) 太陽光パネルを全ての公共施設・市営住宅に設置すること。

(回答) 環境創造政策課、住宅政策課、生涯学習総合センター

太陽光パネルの公共施設への設置については、令和元年度末時点で、全市立学校を含めた214施設に設置しました。引き続き、公共施設マネジメント計画等との整合性を図りながら、関係部局と調整し、設置を推進してまいります。

また、公民館では、要配慮者優先避難所に指定されている公民館に太陽光発電設備と蓄電池の設置を進めており、令和元年度末時点で12館に太陽光パネルを設置しています。今後も、公共施設マネジメント計画等との整合性を図りながら、関係部局と調整し、設置を推進してまいります。

・公民館安心安全整備事業（一部） 34,238千円

(5) 太陽光発電促進のため、設置補助金の増額や、奨励金、融資斡旋、ファンドの設立などを行うこと。

(回答) 環境創造政策課

太陽光発電促進については、「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金により、引き続き、省エネ・創エネ機器の普及を促進するとともに、効果的な補助事業となるよう、随時内容の見直しを行ってまいります。また、新たに市内事業者に対しても、太陽光発電設備等への補助を実施してまいります。

・地球温暖化対策事業（再生可能エネルギー等の導入促進） 96,600千円

(6) LEDや太陽熱温水器など省エネ機器を普及すること。

(回答) 市民生活安全課、環境創造政策課、商業振興課

省エネ機器の普及については、「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金により、引き続き、住宅向け太陽熱温水器などの普及を図ってまいります。

さらに、市有施設及び街路灯などについても順次LED化を図ってまいります。

・地球温暖化対策事業（再生可能エネルギー等の導入促進） 96,600千円

・商店街環境整備補助事業（LED推進事業） 4,912千円

・交通安全施設設置及び維持管理事業（一部） 804,709千円

(回答) 産業展開推進課

さいたま市発の新技术・新製品の創出を目指すイノベーション推進事業において、市内中小企業に対し、研究開発及び実証実験に対する補助金を交付しています。

対象分野に環境・新エネルギー分野を含め、研究開発・実証実験を推進していま

す。

・イノベーション推進事業 8,608千円

(7) ゴミ焼却施設においては、ガス化溶融炉方式を採用しないこと。

(回答) 環境施設整備課

サーマルエネルギーセンター整備事業では、落札者の提案であるストーカ炉方式に決定いたしました。

2. 公共下水道について

(1) 市街化調整区域においては、公共下水道の整備か合併浄化槽の導入かを市民の意向に沿って進めること。工事予定地域には工事説明会を行うこと。

(回答) 下水道計画課

市街化調整区域の下水道整備については、「さいたま市生活排水処理基本計画」に基づき、道路状況や人口分布、下水道幹線の整備状況などを勘案しながら、事業効果の高い区域の整備を進めてまいります。なお、整備の際には着工前に工事内容などについて、関係者に個別にお知らせいたします。

・下水道汚水事業 3,062,520千円の内数

(2) 政令市で最も高額である受益者負担金を廃止すること。

(回答) 下水道総務課

下水道事業受益者負担金については、下水道事業により利益を受ける方に事業費の一部を負担していただくもので、建設財源確保に重要な役割を果たしており、また、受益者負担金制度の継続性、負担の公平性の観点から、減額については考えておりません。

(3) 下水道企業会計に対する一般会計からの出資金および補助金を復活させ、行政の責任で整備を促進し、下水道料金を引き下げること。

(回答) 下水道財務課

下水道事業は地方公営企業法に基づき独立採算が原則とされており、経費回収率100%を目指した本市の下水道使用料水準は適正であると考えております。したがって、一般会計からの基準外繰入による下水道使用料の引下げについては考えておりません。

(4) 下水道の不明水調査と改修を早急におこなうこと。

(回答) 下水道維持管理課

不明水対策については、流量調査により雨水浸入量が多いエリアを選定し、順次、管内調査を実施し、不具合箇所の修繕等を進めてまいります。

・管きよ維持管理事業 759,574千円の内数

(5) 下水道の誤接調査を一刻も早く完了させ、対策を計画的に進め、早期に解消すること。

(回答) 下水道維持管理課

誤接続調査については、雨天時における雨水浸入量の多いエリアを選定し、順次、調査を実施し、誤接続が発見された場合には改善指導を行ってまいります。

・管きよ維持管理事業 759, 574千円の内数

(6) 合流式下水道は分流式下水道に切り替えること。

(回答) 下水道計画課

下水道の分流化については、下水道施行令の改正に基づき、合流式下水道改善事業により対策を実施したことから現在のところ予定はございません。

(7) 老朽化した下水道管の敷設替えを早急に行うこと。

(回答) 下水道計画課

老朽化した下水道管については、布設年度の古い合流区域を優先し、管更生や布設替えにより引き続き改築を進めてまいります。

・下水道施設老朽化対策事業 2, 522, 400千円の内数

3. 公園整備について

(1) 公園整備は年次計画をもって進めること。

(回答) 都市公園課

身近な公園整備方針に基づいて、公園空白地域を優先し、地域バランスも考慮しながら計画的に公園整備を進めてまいります。

・都市公園等整備事業（身近な公園の整備推進） 1, 318, 458千円

(2) 公園用地を積極的に取得し、公園面積の拡充をはかること。

(回答) 都市公園課

公園空白地域を優先し、地域バランスも考慮しながら積極的に公園整備を進めてまいります。

・都市公園等整備事業（身近な公園の整備推進） 1, 318, 458千円

(3) 身近に憩える街区公園の建設（整備）を積極的に進めること。

(回答) 都市公園課

公園空白地域を優先し、地域バランスも考慮しながら積極的に公園整備を進めてまいります。

・都市公園等整備事業（身近な公園の整備推進） 1, 318, 458千円

(4) 市内に残る自然林を市の責任で購入するとともに、管理への補助を行なうこと。

(回答) みどり推進課

さいたま市みどりの条例に基づき、市内に残る樹林地の維持管理に対する所有者への支援に取り組みつつ、今後の社会・経済情勢の動向を見据えながら、公有地化等による保全に努めてまいります。

・指定緑地等設置・保全事業 393, 159千円の内数

(5) 国の一斉点検により撤去された公園遊具の新設を急ぐこと。

(回答) 都市公園課

令和2年度までに、修繕や修繕ができない遊具は撤去を行い、危険個所をなくします。その後、撤去した遊具と同等品の遊具の再設置を行ってまいります。

・都市公園等管理事業（公園遊具安全性向上事業） 228, 294千円

4. 見沼たんぼの保全について

(1) 見沼の農業を守るために地権者、農業者の固定資産税、相続税の減免、及び低金利融資、植木の公共利用など特別の優遇措置をとること。

(回答) 固定資産税課

現時点では、見沼の農業を守るための地権者、農業者への固定資産税の減免制度を創設する予定はありません。相続税については、国税における制度ですので、今後の動向を注視してまいります。

(回答) 農業政策課

見沼の農業を守るために特別の優遇措置をとることについては、農業近代化資金利子補給制度等の融資制度の活用を促進してまいります。

・農業経営支援事業（農業の担い手確保・育成の強化）（一部） 1, 207千円

(2) 県と協議し、見沼たんぼへのゴミの不法投棄防止対策を緊急に行うこと。不適切な保管については徹底指導し、撤去させること。

(回答) 産業廃棄物指導課

見沼田圃は、不法投棄の重点監視地区として県及び県警と連携し対応するほか、令和3年度からは民間事業者と不法投棄情報の通報に関する協定を締結して監視体制を強化してまいります。さらに、見沼田圃の監視カメラを増設し、不法投棄の未然防止に取り組んでまいります。

なお、不適切な保管に対しては、撤去等を徹底指導いたします。

・産業廃棄物対策事業（不法投棄防止対策の推進）

32, 486千円の内数

(3) 耕作放棄地をなくし、農業振興のための対策を講じること。農地転用してからもフォローすること。

(回答) 農業政策課

農業振興対策については、農業委員会と連携を図りながら現状調査を行い、遊休農地の発生を未然に防ぐとともに、営農再開による農業利用や農地中間管理事業を活用し、企業等の農業参入などの農地利用集積を促進するなど、農地の保全・有効活用に努めてまいります。

- ・ 農業政策推進事業（人・農地プラン関連事業）（一部） 3, 200千円
- ・ 農業政策推進事業（効率的かつ安定的な農業経営の実現） 1, 100千円

5. 水害・治水対策について

(1) 芝川第一調節池の早期完成及び新川などの水害解消に万全を期すこと。

(回答) 河川課

一級河川芝川の河道拡幅・第一調節池の早期完成については、今後も積極的に県に要望してまいります。準用河川新川などについても改修を引き続き行ってまいります。

- ・ 河川改修事業 1, 635, 716千円の内数

(2) 都市型水害対策の計画作成や内水ハザードマップの周知、学校や公園・道路など公共施設・住宅を利用した遊水池・地下貯水槽の増設、排水路整備、河川改修を促進すること。河川の両岸の土手の雑草は、定期的に草刈りをする。

(回答) 河川課、下水道計画課

河道改修、雨水管及び雨水貯留施設の整備については、浸水対策の一環として引き続き進めてまいります。降雨時の自助・共助を促進するための内水ハザードマップを公表し周知してまいります。また、河川の草刈については、草の繁茂状況を考慮し、適切な河川の維持管理を行ってまいります。

- ・ 河川維持管理事業 682, 926千円の内数
- ・ 河川改修事業 1, 635, 716千円の内数
- ・ 下水道浸水対策事業 3, 427, 097千円の内数

(3) 引き続き内水排除のポンプアップ必要箇所について、全市的調査を行い、年次計画で実施すること。

(回答) 河川課、下水道計画課

内水排除ポンプについては、浸水履歴及び河川の整備状況を見定めながら、必要箇所について検討を進めてまいります。

- ・ 河川改修事業 1, 635, 716千円の内数
- ・ 下水道浸水対策事業 3, 427, 097千円の内数

(4) 未整備の排水路の改修を急ぐこと。排水路整備後の土地利用については地元の声の聞いて計画を立てること。

(回答) 河川課

未整備の排水路については、下流の整備状況を勘案して、整備を検討してまいります。また、整備後の土地利用は、必要な箇所について検討してまいります。

・河川改修事業 1, 635, 716千円の内数

(5) 宅地化のすすんでいる地域での農業用水路の整備については、農家組合、用水組合まかせにせず、市が責任をもって行うこと。

(回答) 農業環境整備課

農業用水路の整備については、関係部局と協議の上、推進してまいります。また、用水路等で直ちに補修等を要する場合は、緊急的に補修工事を行ってまいります。

・農業環境整備事業(一部) 26, 400千円

(6) 岩槻西徳力団地・東都住宅・北部公民館周辺・諏訪団地内とその周辺・東海団地・東岩槻駅周辺の水害対策解消の年次計画を策定すること。

(回答) 河川課、下水道計画課

県と本市において、古隅田川流域の浸水被害軽減に向けて双方で、重点的に取り組むことに合意しているところです。これに併せて市では、浸水被害軽減に向けて対策を進めることとしております。また、東海団地の地域においても、浸水被害の軽減が図れるよう、浸水対策を検討してまいります。

・河川改修事業 1, 635, 716千円の内数

・下水道浸水対策事業 3, 427, 097千円の内数

(7) 浸水被害時・後の対応について、床下浸水になったら、直ちに仮設トイレを設置すること。また、罹災証明用紙をただちに届けること。罹災したら使える諸制度について被害者に周知徹底すること。

(回答) 防災課

浸水被害時のトイレについては、地域の防災拠点である指定避難所や、そのほかの公共施設で対応をすることとしております。

罹災証明書の発行については、罹災証明書を円滑に発行できるよう平成29年度にシステムを導入したところです。

罹災した場合に使える諸制度については、市ホームページで周知を行うほか、自治会・自主防災組織の会長へ通知するなど積極的に周知を図っております。

・防災対策事業(被災者生活再建支援システム事業) 3, 608千円

(8) 水害時の広域避難について区を超えた避難訓練や避難所運営訓練を行うこと。

(回答) 防災課

水害時の広域避難については、西区、桜区、南区において、自治会長などを対象に、水害対策勉強会の開催、または、避難所運営訓練において、垂直避難の訓練の実施や広域的な避難も含めた避難行動の周知を行っているところです。

区を超えた広域避難の訓練については、まずは、広域避難計画による避難先の確認を含めた避難先である避難所運営委員会との顔合わせや、広域避難計画を踏まえた自主防災組織による地区防災計画の策定などの対策を進めてまいります。

(9) 浸水被害にあった個人の住宅については消毒に関する情報の周知だけでなく、希望者には無料で消毒を行うこと。

(回答) 生活衛生課

厚生労働省から家屋内部については、汚れを落として十分乾燥させた後、消毒薬を浸した布で拭くとの方法が示されており、こうした消毒に関する情報の周知啓発を引き続き行ってまいります。

(10) 綾瀬川・元荒川の水質改善に努め、定期的に汚染情報の公開・報告を行うこと。

(回答) 環境対策課

河川の水質改善に向け、合併処理浄化槽の普及等の施策を引き続き推進してまいります。また、河川の水質測定を、引き続き毎月定期的を実施し、結果をホームページ等で公開してまいります。

(11) ゲリラ豪雨等による「道路冠水」被害を把握し、適切な対応を行うこと。

(回答) 河川課、下水道計画課

ゲリラ豪雨などの大雨による被害の把握については、関係部局と連携して浸水状況の収集を行い、水位情報システムを活用し、大雨時の早期対応に努めてまいります。

- ・河川維持管理事業 682,926千円の内数
- ・下水道浸水対策事業 3,427,097千円の内数

(12) 避難タワーを建設すること。

(回答) 防災課

避難に暇がない場合の避難先の確保のため、浸水想定区域内にある指定緊急避難場所45箇所について、建物の上層階への垂直避難を可能としております。また、水平避難場所として、大型ショッピングモール等の駐車場の利用を予定していることから、避難タワーの建設を行うことは、現時点では考えておりません。

6. 災害に強いまちづくりについて

(1) 消防職員および消防団員の100%充足を早期に達成すること。

(回答) 消防企画課、消防団活躍推進室

消防職員及び消防団員の充足については、「さいたま市消防力整備計画」及び「消防団充実強化計画」に基づき、消防力の向上に努めてまいります。

・消防団充実強化事業 137,929千円

(2) 災害時に区役所が区の実態を把握し、被害状況を集約できる体制をつくること。

(回答) 防災課

災害時に区役所が被害状況を把握することについては、被害状況や対応状況を管理する「総合防災情報システム」を構築しており、区役所においても被害状況を把握できる体制を整えております。

・防災対策事業（総合防災情報システム事業） 7,919千円

(3) 液状化対策を位置づけたまちづくりをすすめること。

(回答) 防災課

液状化対策については、関係部局と連携を取り、区別に示した液状化危険度分布図の周知を通じて、液状化対策への啓発を進めてまいります。

(4) 防災体制の充実をすすめること。

① 防火貯水槽、消火栓を100%整備すること。防災予算の増額をはかること。

(回答) 消防施設課

耐震性防火水そう・消火栓を整備し、消防水利の整備率向上に努めてまいります。

・消防水利整備事業 196,837千円

② 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設の耐震化について関係機関を指導すること。また、中心市街地におけるライフラインの共同溝建設を促進すること。

(回答) 防災課

ライフライン施設の耐震化については、関係機関と連携しながら、促進に努めてまいります。

(回答) 道路環境課

共同溝の整備については、現在のところ計画はありません。

③ 民間住宅の耐震診断に対する補助制度をさらに拡充すること。

(回答) 建築総務課

昭和56年以前に建築された木造の戸建て住宅に対して、平成21年度より木造住宅耐震診断員派遣事業を実施し、平成22年度から建替え工事に係る助成制度や木造戸建て住宅への耐震シェルター等設置に係る助成制度を創設しております。

また、平成23年10月には、戸建て住宅及び共同住宅等の耐震補強設計及び補強工事に対する助成額の拡充を、平成27年4月には、耐震化促進建築物の耐震診断に対する助成額の拡充を行っており、これらの助成制度について、引き続き周知を図ってまいります。

・建築総務事務事業(既存建築物の耐震化促進事業) 347,773千円の内数

④ 民間の医療機関・福祉施設などの、耐震補強のための助成制度をさらに拡充すること。また、耐震診断士の養成と活用を図ること。

(回答) 建築総務課

病院及び老人ホームなどの特定既存耐震不適格建築物(旧特定建築物)及び自治会館などの特定既存耐震不適格建築物以外の建築物に対して、平成21年度から耐震補強工事に対する助成制度を創設し、制度の周知・啓発を行っております。

また、(一財)日本建築防災協会等が主催する木造住宅の耐震診断の講習会の受講や耐震診断の実績により、約600名の耐震診断資格者が市に登録されており、木造戸建住宅の耐震診断、耐震補強設計及び耐震診断員派遣事業に従事しております。

⑤ 地震などの大規模災害に際して一部損壊の場合の住宅再建の補助、無利子融資制度をつくること。

(回答) 住宅政策課

被災者支援という観点から、今後も国・県の施策動向や他指定都市の震災に対する支援状況について注視してまいります。また、融資制度については、被災を受けた住宅に対し住宅金融支援機構において災害復興住宅融資を低利で実施しておりますので、今後の研究課題としてまいります。

⑥ 感震ブレーカーを住宅密集地域すべてに配布できるようにすること。

(回答) 防災課

感震ブレーカーについては、「さいたま市防災都市づくり計画」のうち「推進地区候補」であること等を条件に、平成29年度から自主防災組織の育成補助金の対象といたしました。

(5) 福祉避難所の指定を増やすこと。

(回答) 福祉総務課

災害対策基本法に基づく指定福祉避難所については、令和元年度に市有施設1箇所を指定したところです。引き続き、関係部局と連携し、指定福祉避難所の拡充に取り組んでまいります。

(6) 第一次避難所としての指定福祉避難所を作ること。

(回答) 防災課、福祉総務課

令和2年4月1日現在、災害対策基本法に基づく指定避難所である福祉避難所として、市有施設5箇所を指定しており、協定に基づき民間の社会福祉施設92施設を福祉避難所としております。

発災時には、施設の被災状況、平時からの施設利用者及び職員配備状況など、受入可否について確認する必要があることから、現在、市では発災から概ね3日程度経過後に、福祉避難所において受け入れる計画としております。

(7) 災害弱者に対する避難誘導の対策を強化すること。

(回答) 防災課、障害支援課、介護保険課

災害弱者に対する避難誘導の対策については、避難行動要支援者名簿を自治会、自主防災組織、民生・児童委員などの避難支援等関係者に提供し、避難にかかる連携を図っております。

また、水防法等の改正により避難確保計画が義務付けられた事業所に、計画の作成と提出を求めており、併せて訓練の実施も指導しております。

また、ホームページにおいて要配慮者利用施設に対して避難確保計画の作成・避難訓練の実施に当たり必要な情報提供を行っております。

7. マンション建設の規制について

(1) 住民の日照権の侵害や災害の恐れのある建築物や開発行為を規制し、調和のとれた街づくりをすすめるために、「まちづくり条例」をつくること。

(回答) 都市総務課、建築行政課

まちづくりの様々な課題については、地区計画や建築協定などの既存の制度により対応しているところです。今後も、調和のとれたまちづくりを進めていくため、これらの制度の周知、啓発に努めてまいります。

また、「まちづくり条例」の方向性や、その必要性について、他都市の状況も参考に市民等の御意見を踏まえながら引き続き検討してまいります。

(2) 住民の住環境を守る立場から適切な行政指導を積極的に行うこと。

① 市の開発指導要綱を改め、近隣住民の同意条項を設けること。

(回答) 都市計画課

近隣住民の同意条項を設けることは、法的な位置付けがないので、「さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例」において、近隣住民に対する計画の事前説明を義務付けており、問題があれば話し合いにより解決するよう指導しております。

② 法の網の目をくぐる脱法的開発を規制すること。道路位置指定に隣接して開発する場合は少なくとも2~3年の期間をおくこと。

(回答) 都市計画課、建築行政課

道路位置指定については、建築基準法に位置付けられ、定められた基準を満たしていれば、指定を拒むことはできません。

脱法的開発を規制することを目的に、道路位置指定に隣接する開発行為については、法的な位置付けがありませんが、1年の期間を空ける指導を行っているものです。なお、期間は他自治体の動向も踏まえ1年としております。

・開発行為等許認可事業 6,951千円

③ ワンルームマンションは30戸以下に規制すること。

(回答) 建築総務課

ワンルームマンションについては、少子高齢化による人口構成の変化や単身世帯の増加傾向に配慮していくことも重要であることから、30戸以下に規制することは考えておりません。

(3) 中高層建築物について、3階建てや高さが7メートル未満(準工地域・商業地域の場合は15メートル未満)の場合でも、近隣住民に影響がある場合には事前届出を適用すること。

(回答) 建築総務課

「さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例」において、対象事業区域の面積が3,000平方メートル以上の建築物等の建築又は開発行為においては、中高層建築物の有無に係わらず、計画の事前公開、近隣説明、報告が義務付けられております。

(4) マンションの戸数分の駐車場を確保することを建築主に義務づけること。

あわせて敷地内の駐車場の立体化については、住民の意見をよく聞くこと。

(回答) 自転車まちづくり推進課、建築総務課

マンションの駐車場を確保することについては、「さいたま市自動車駐車施設の設置基準」に基づき指導しております。また、駐車場の立体化については、相隣関係を損なわないよう、建築主に指導しております。

- (5) 大手ゼネコンはもとより、地元業者のマンション建設被害に対する徹底した指導を行い、協定書締結の義務化など市条例で紛争防止の対応を行い、住民被害が出ないように指導を行うこと。住民からの相談に対し良く聞き取り丁寧な対応と支援を行うこと。

(回答) 都市計画課 建築総務課

「さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例」の中で、計画の事前公開及び事前説明を義務付けており、紛争が起きた場合、あっせん及び調停の制度の活用により紛争の解決を図ることに努めておりますが、協定については、当事者双方が相互の立場を尊重した上で、自主的に締結するものであり、義務化することは大変難しいと考えております。また、紛争は、当事者同士での解決が基本となりますが、当事者双方の主張を正確に受け止め、公正な指導や適切な助言を行うことにより、双方が歩み寄りを図れるよう問題解決に努めております。

- (6) 中高層建築物の斡旋・調停については市が責任をもって解決にあたること。同時に勧告に従わない行為に対する罰則を条例に盛り込むこと。

(回答) 建築総務課

「さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例」の中で、計画の事前公開及び事前説明を義務付けており、あっせん及び調停の制度の活用により紛争の解決に努めております。あっせん及び調停は当事者双方の協力により実現されるものであるため、勧告に従わないからといって、強制することまではできないのが現状であり、勧告に従わない行為についての罰則を条例に盛り込むことは考えておりません。

8. 総合的な交通網整備と交通対策について

- (1) コミュニティバス等導入ガイドラインを見直すこと。

- ① 行政の責任で運行を図るようにすること。

(回答) 交通政策課

コミュニティバス等の地域公共交通については、持続可能な運営を目指し、「コミュニティバス等導入ガイドライン」に従って、地域特性に応じ、地域住民が主体となって検討することとしております。

地域から発意があった場合には、市は地域の声を丁寧に伺いながら、技術的な支援を行ってまいります。

・バス対策事業（コミュニティバス等の導入及び改善支援） 18,216千円の
内数

② 収支率（40%以上）を撤廃すること。

（回答）交通政策課

コミュニティバス等を継続的に運行するためには一定の採算性が必要であると考えており、税負担の公平性等を鑑み、一定の目安を設ける必要があります。

なお、「コミュニティバス等導入ガイドライン」の改定（平成29年11月）にあたっては、地域が実証運行に移行できる機会をより得やすいよう、需要調査の段階での収支率を40%から30%に変更したところであり、導入機会の向上に努めてまいります。

③ 土日祝祭日の運行を行うこと。

（回答）交通政策課

休日運行時の利用者数の動向を把握するため、平成30年度に西区、岩槻区で乗降調査を実施しましたが、平日運行時と比較し約2～3割少ない利用でした。当該利用状況及び採算性から実施は難しい状況であり、現在のところ運行の予定はありません。

④ 1時間につき2本に増便すること。

（回答）交通政策課

「コミュニティバス等導入ガイドライン」では、運行本数について、採算性や事業者との競合等の観点から1時間に1本程度を基本としております。

⑤ 料金は、一律100円（ワンコイン）とすること。

（回答）交通政策課

コミュニティバスは、路線バスの補完交通として位置付けております。100円運賃などの低運賃制度を実施すると、路線バスと競合するところでは、路線バスの減便や撤退を招く可能性があるため、「コミュニティバス等導入ガイドライン」では、路線バスと同様の対距離運賃制度を基本としております。

なお、乗合タクシーについては、路線バスの運賃を考慮しつつ、導入地域における運行計画により運賃を設定することとしております。

⑥ 全便ノンステップ化を早期に実施すること。

（回答）交通政策課

バス事業者にノンステップバスの導入を働きかけてまいります。

⑦ 高齢者が公共交通機関を利用しやすいように福祉パスなど割引補助制度を創設すること。

（回答）高齢福祉課、交通政策課

高齢者等の移動支援については、市内の一部地域において、日常生活に必要な買

い物や通院等の移動が困難な高齢者などの外出を支援することを目的に、令和元年度からモデル事業を実施してまいりました。その結果を踏まえ、令和3年度から、対象地域を市内全域に拡大したうえで、本格実施いたします。

今後も、関係部局が連携を図りながら、高齢者・障害者等の移動支援の拡充について検討を進めてまいります。

なお、福祉パスなどの割引制度については、現在、民間バス会社が独自に高齢者向け定期券を発行しており、現在のところ制度化する予定はありません。

- ・生涯現役のまち推進事業（高齢者等の移動支援事業） 1, 800千円

（2） 高齢化社会の到来に対応する福祉型の交通手段を図ること。

（回答） 高齢福祉課、交通政策課

高齢者等の移動支援については、市内の一部地域において、日常生活に必要な買い物や通院等の移動が困難な高齢者などの外出を支援することを目的に、令和元年度からモデル事業を実施してまいりました。その結果を踏まえ、令和3年度から、対象地域を市内全域に拡大したうえで、本格実施いたします。

今後も、関係部局が連携を図りながら、高齢者・障害者等の移動支援の拡充について検討を進めてまいります。

- ・生涯現役のまち推進事業（高齢者等の移動支援事業） 1, 800千円

（3） JR 東日本など鉄道事業者に対し、住民利用者の意見や要望に真摯に応えるよう求め、以下の点を強く要求すること。

① 駅のバリアフリー化を推進すること。

（回答） 交通政策課

バリアフリー法の基本方針に基づき、対象となる駅について、鉄道事業者と連携し、バリアフリー化を図ってまいります。

- ・交通バリアフリー推進事業 72, 361千円の内数

② 高崎線、宇都宮線の混雑解消、輸送力増強、始発・終電時刻の延長を図ること。駅コンコースに車イスを常備すること。

（回答） 交通政策課

埼玉県鉄道整備要望や本市が加盟する関連協議会等を通じて、鉄道事業者へ要望してまいります。

③ 武蔵野線南浦和駅と東浦和駅の間にも新駅を設置すること。

（回答） 交通政策課

埼玉県鉄道整備要望や本市が加盟する関連協議会等を通じて、鉄道事業者へ引き続き要望してまいります。

- ④ 駅ごとに利用者の要望をよく聞き、駅舎の改善（改札口の充実、ホームの延長、トイレ、ベンチなど）を行うこと。

（回答）交通政策課

埼玉県鉄道整備要望や本市が加盟する関連協議会等を通じて、鉄道事業者へ引き続き要望してまいります。

- ⑤ 駅前などの自転車置き場について、JRとも積極的に協議し、市の責任で増設し安価とすること。また、JRにも負担を求めること。

（回答）自転車まちづくり推進課

市内各駅周辺の自転車駐車場整備については、駅周辺における駐輪需要を勘案し、計画的な整備に努めてまいります。利用料金については、平成25年度に策定した「市営自転車等駐車場の利用料金の考え方」に則して、料金設定をしてまいります。また、JRの負担については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車法）」の趣旨に基づき、引き続き協力を求めてまいります。

・自転車駐車場整備事業 11,597千円の内数

- ⑥ 高崎線・宇都宮線の列車増発、武蔵野線の大宮駅乗り入れ増発、埼京線の大宮駅以南の運行本数の増発を図ること。東大宮駅への通勤快速の停車を実現すること。籠原～大宮間折り返し列車の増発を図ること。

（回答）交通政策課

埼玉県鉄道整備要望や本市が加盟する関連協議会等を通じて、鉄道事業者へ引き続き要望してまいります。

- ⑦ 京浜東北線のラッシュ時の増発と東武野田線との相互乗り入れについて検討すること。

（回答）交通政策課

埼玉県鉄道整備要望や本市が加盟する関連協議会等を通じて、鉄道事業者へ引き続き要望してまいります。

- ⑧ 埼京線踏切1番、3番、7番の歩行者用の通路が狭く、特に1番踏切はカーブしており大変危険。抜本的な対策をとること。

（回答）道路環境課

踏切については、踏切道改良促進法の指定を受けた箇所のうち、拡幅等の整備が必要である歩道が狭い踏切について、優先的に整備を進めております。宮前第1踏切、宮前第3踏切および宮前第7踏切は、法の指定を受けていないため、法の指定を受けた箇所の整備状況を考慮し、検討してまいります。

⑨ 川越線（大宮～川越）の全線複線化を図ること。

（回答）交通政策課

埼玉県鉄道整備要望や本市が加盟する関連協議会等を通じて、鉄道事業者へ引き続き要望してまいります。

⑩ 武蔵浦和駅武蔵野線側に改札口を設置すること。

（回答）浦和西部まちづくり事務所

武蔵浦和駅武蔵野線側に改札口を設置することについては、埼玉県鉄道整備要望や本市が加盟する関連協議会等を通じて、鉄道事業者へ引き続き要望してまいります。

⑪ 全駅にホームドアを設置すること。

（回答）交通政策課

埼玉県鉄道整備要望や本市が加盟する関連協議会等を通じて、鉄道事業者へ引き続き要望してまいります。

また、ホームドアの設置を促進するため、補助要綱に基づき、鉄道事業者からの申請に対し、事業費の一部を補助しております。

⑫ 踏切の拡幅についての協議をすすめること。

（回答）道路環境課

拡幅などの対策が必要な踏切については、引き続き関係機関と協議を行い、事業を進めてまいります。

- ・交通安全施設整備事業（踏切改良事業） 436,370千円の内数

⑬ 精神障害者に対する運賃割引を実施すること。

（回答）障害支援課、交通政策課

精神障害者に対する運賃割引については、埼玉県鉄道整備要望を通じて、鉄道事業者へ引き続き要望してまいります。

⑭ 駅の無人化をやめ、適切な職員配置を行い駅構内の安全を図るとともに障害者等がスムーズに利用できるようにすること。

（回答）交通政策課

埼玉県鉄道整備要望や本市が加盟する関連協議会等を通じて、鉄道事業者へ引き続き要望してまいります。

⑮ 鉄道事業者に対し、市民要望が反映されるよう、直接交渉を進めること。

（回答）交通政策課

埼玉県鉄道整備要望や本市が加盟する関連協議会等を通じて、鉄道事業者へ要

望していくとともに、転落防止対策等、駅のバリアフリー化をはじめとした個別の案件については、引き続き協議を行ってまいります。

(4) 新見沼大橋有料道路の早期無料化をはかり、当面、自転車は無料にすること。また、災害時には一時的に無料にすること。

(回答) 道路計画課

埼玉県道路公社で管理している新見沼大橋の無料化については、多額の未償還額があり、自転車を含め無料化は難しい状況と伺っております。

また、災害時の一時的な無料化については、埼玉県や埼玉県道路公社と協議を行ってまいります。

(5) さいたま市上空を飛行する羽田空港への新ルートの中止を国に求めること。

(回答) 交通政策課

国に対して、市民への丁寧な説明、騒音の軽減及び安全対策について十分配慮するよう、求めてまいります。

(6) スマイルロードやくらしの道路の積み残しがないようにすること。道路の緑化、歩道の設置、電線の地中化を促進するための財政措置を強めるよう国に要求すること。

(回答) 道路環境課

スマイルロード整備事業や暮らしの道路整備事業については、申請受理から早期に工事着手できるよう、引き続き整備を進めてまいります。

歩道等の整備については、国へ社会資本整備総合交付金等を要望してまいります。

- ・道路維持事業（スマイルロード整備事業） 2, 470, 330千円
- ・道路整備事業（暮らしの道路整備事業） 701, 970千円
- ・社会資本整備総合交付金等 1, 604, 350千円

(7) 交通信号機の大幅増設と改良を積極的に推進し、お年寄りや障害者が安心して渡れるよう整備すること。道路照明灯、道路標識の整備など、交通安全施設の予算増をはかること。

(回答) 市民生活安全課

信号機の設置及び改良については、所管警察署からの上申に基づき、県公安委員会がその可否を決定しておりますので、自治会等からの要望に応じて、所管警察署へお伝えいたします。また、道路照明灯や道路安全施設の設置については、自治会等の要望や交通環境を踏まえて、適宜設置いたします。

- ・交通安全施設設置及び維持管理事業 804, 709千円の内数

- (8) 私道の道路舗装・側溝整備については、予算の大幅な増額を図るとともに、全額公費で行うこと。また5戸以上とする要件を3戸以上に緩和すること。段差、老朽化のある箇所の緊急整備を行うこと。

(回答) 道路環境課

私道の整備については、要綱に基づき整備費の助成を行ってまいります。なお、令和2年度7月1日より要綱を改訂して、対象戸数を5戸以上から4戸以上、助成限度額を300万円から350万円としております。

段差、老朽化箇所の対応については、私道所有者で対応することとなります。

- ・私道舗装等整備助成事業 50,000千円

9. 住民の声を活かしたまちづくりについて

- (1) 工場移転跡地などについては、直ちに全体的な都市計画の立場から検討し、必要に応じて、用途地域を準工業地域から住居系地域に改めるなどして、住環境の破壊を招かないよう安心して住める都市づくりを行うよう指導すること。また、都市公園建設のためにも、国庫補助事業として、用地買収を積極的に進めること。物納等で失われていく屋敷林の保全を計画的に進めること。

(回答) 都市計画課、都市公園課、みどり推進課

工場移転跡地の用途地域などの見直しについては、都市計画上の位置付けが明確であり、計画的にまちづくりが行われる場合には、適切な時期に必要な用途地域の見直しや地区計画制度等の導入を推進してまいります。

また、公園用地取得に当たっては、積極的に国庫補助制度を活用してまいります。

物納等で失われていく屋敷林については、法令や条例に基づく各種保全制度を活用して保全に努めてまいります。

- ・都市計画推進事業（地域地区・地区計画の策定、調査等業務） 1,251千円の内数
- ・都市公園等整備事業（身近な公園の整備推進） 1,318,458千円
- ・指定緑地等設置・保全事業 393,159千円の内数

- (2) 駅周辺の整備については、住民の要望を尊重し、民主的に行うこと。

(回答) 都市総務課

駅周辺の整備については、地域拠点形成の観点から重要であると認識し、市民と行政との協働を基本に合意形成を図りながら進めてまいります。

- (3) 大宮駅西口へトイレを新設すること。

(回答) 生活衛生課

大宮駅西口の公衆トイレの設置については、JR東日本から提案された用地に公

衆トイレを新設するための設置工事等を行います。

- ・ 公衆便所維持管理事業（大宮駅西口公衆トイレ設置工事） 95,711千円

（４） JR、東武野田線、ニューシャトルの駅前の公衆トイレの設置を進めること。

（回答）生活衛生課

駅前公衆トイレの設置については、駅前という立地条件から設置のための用地確保が最大のネックとなっています。現在、生活衛生課が維持管理している駅前公衆トイレも、近年はそのほとんどが駅前広場、駅舎等の再整備の際に当該整備事業者により設置されたものです。

土地の有効利用や経費の面からも、駅前公衆トイレは駅舎等の再整備に併せて設置されることが望ましいと考えております。

今後、再整備計画等の情報収集に努めるとともに、計画段階から事業実施主体に要請を行って参ります。

（５） 浦和駅周辺整備については、交通渋滞緩和、地元商店繁栄の立場を基本に、市民の合意が得られる内容とすること。地元地権者、商店参加の街づくりを行うこと。

（回答）浦和駅周辺まちづくり事務所

浦和駅周辺整備については、引き続き関係権利者の合意形成に努めてまいります。

- ・ 市街地再開発推進事業費（浦和駅周辺まちづくり事務所）
4,011,020千円

（６） 区画整理はあくまでも計画を透明にし、情報を開示して関係者の理解と合意を尊重して民主的に対処すること。組合施行に限らず市施行も含めて市民合意ですすめること。住民要望の強い区画整理事業の予算を確保すること。国庫補助金の増額に努めること。

（回答）市街地整備課、区画整理支援課、日進・指扇周辺まちづくり事務所、浦和東部まちづくり事務所、東浦和まちづくり事務所、与野まちづくり事務所、岩槻まちづくり事務所、大宮駅西口まちづくり事務所

土地区画整理事業の推進については、引き続き住民との合意形成及び財源の確保に努めてまいります。

- ・ 市内土地区画整理事業に要する経費 12,559,645千円

（７） 事業期間が長期化している地区については、市が責任をもって事業をすすめること。

（回答）区画整理支援課

事業長期化の要因としては、住民との合意形成に時間を要すること等様々あり

ますが、引き続き、住民との合意形成及び財源の確保に努めてまいります。

- ・組合施行等土地区画整理支援事業（組合施行等土地区画整理事業）
8,960,643千円

（８）区画整理完了後、市の所有となる道水路・公園・遊水池等についてはその用地及び築造費は権利者負担軽減のため、市の補助金を増額すること。

（回答）区画整理支援課

権利者負担の軽減の観点から、市の助成金について、必要な支援に努めてまいります。

- ・組合施行等土地区画整理支援事業（組合施行等土地区画整理事業）
8,960,643千円

（９）各自治会単位に集会場をつくるため、土地の購入とその貸与、建設費補助金の制度の増額をはかること。

（回答）コミュニティ推進課

自治会集会所整備のための土地の購入・貸与については、各自治会において対応していただいております。

また、市有地の提供については、市における利活用を検討した後、将来的にも市として利活用が無いと判断された場合について、自治会への貸付を検討することとし、市有地以外の公有地については、市有地の利活用の方向性を踏まえて検討してまいります。

引き続き、自治会活動の拠点となる集会所を整備するため、自治会集会所の新築、増改築修繕及び建物本体・用地の借上げに要する経費の一部に対して補助を実施してまいります。

- ・自治振興事業（自治会集会所整備事業補助金） 58,935千円
- ・自治振興事業（自治会集会所借上事業補助金） 2,705千円

10. 安心・安全の住宅政策について

（１）市民の要求にこたえる安心・安全の住宅政策を実施すること。

- ① 憲法25条の生存権に基づく「住まいは福祉」とする見地から、高齢者、障害者、非正規雇用など低所得の青年労働者、母子・父子家庭等に対応した公営住宅を増設すること。

（回答）住宅政策課

市営住宅について増設は考えておりませんが、その建替えに際して、高齢者、障害者にやさしいバリアフリー化を図ってまいります。

- ② 市営住宅の長寿命化計画にもとづく建て替え計画を見直し、戸数を大幅に増やすこと。

(回答) 住宅政策課

市営住宅については、「さいたま市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した市営住宅の建替えを進めてまいります。戸数については、「さいたま市公共施設マネジメント計画」を踏まえ対応してまいります。

③ 公共住宅・民間アパートを活用した借り上げの市営住宅の設置を進めること。

(回答) 住宅政策課

公共住宅・民間借上げ住宅においては、その立地によって借上げ料が高額となること、長期的には管理コストが高くなること、また、借上げ契約期間終了時に居住者の移転先問題が生じること等の課題もあり、今後の研究課題としてまいります。

④ 市営住宅家賃は据え置くとともに、家賃の減免規定を充実させ、低所得者の救済をはかること。

(回答) 住宅政策課

市営住宅家賃については、入居者の所得に応じた能力と、入居する住宅から受ける便益による応能応益方式で算定しており、毎年、入居者の収入申告に基づき決定しております。

また、入居者の収入が著しく低額であるときや、年度途中で退職した場合等、特別な事情がある場合には家賃減免を行っております。

⑤ 勤労者住宅建築資金融資制度の内容を充実し、全市民を融資の対象とすること。

(回答) 労働政策課

勤労者支援資金融資については、勤労者の生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的として設けております。

今後も勤労者がより利用しやすい制度となるよう、融資利率や保証料の見直しを行い、制度充実に努めてまいります。

・勤労者支援事業 57,527千円の内数

⑥ 公営住宅の有期入居はやめ、居住権の継承をせめて一親等まで認めること。

(回答) 住宅政策課

本市においては、公営住宅の期限付き入居制度は実施しておりません。また、市営住宅の名義承継については、入居希望者と入居者との公平性を確保する観点から、配偶者及び高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者に限定しております。

⑦ ハウスクター制度を確立すること。

(回答) 建築総務課

市の担当窓口において、一般的な建築についての相談は受けております。(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいても、住宅の新築や既存住宅の増改築、契約上の紛争及びライフスタイルに応じたリフォームの相談等、建築士や弁護士等の資格を持つ専門の相談員が住宅全般についての相談に応じておりますので、ハウスクター制度を確立する予定はありません。

⑧ 市営住宅の収入基準の上限を市民生活に見合うよう引き上げ、入居資格の幅を広げることを国に申し入れること。

(回答) 住宅政策課

公営住宅の入居基準等については、いわゆる地域主権改革一括法により、政令で定める金額を超えない範囲で、事業主体が条例で定めることとされているところです。

⑨ 市営住宅に光回線を導入すること。

(回答) 住宅政策課

光回線(インターネット)サービスについては、平成31年4月に対象住棟入居者の2分の1以上の要望をもって行政財産目的外使用許可をするよう緩和しました。

(2) 高齢者のための住宅対策を実施すること。

(回答) 住宅政策課

市営住宅の建替えをする場合については、高齢者に対応した住戸を確保するとともに、引き続き、サービス付き高齢者向け住宅の供給促進に努めてまいります。

11. 環境対策と清掃事業の充実について

(1) 桜環境センターについて、今後も住民の意見に耳を傾け、安全対策に万全を期すこと。

(回答) 環境施設管理課

桜環境センターについては、施設稼働後も、地域住民との協議を継続し地元の声に耳を傾けながら運営を進め、安全対策についても、市が責任をもってモニタリングを行い、施設の稼働状況等を確認してまいります。

・桜環境センター運営管理事業(一部) 1,800,754千円

(2) 清掃行政を改善し、市民サービスを向上させること。

① ゴミ減量のため事業者の「拡大生産者責任」を明らかにし、発生源で規制を強化すること。

(回答) 資源循環政策課

全国都市清掃会議や九都県市廃棄物問題検討委員会等を通じ、循環型社会形成推進基本法の規定による拡大生産者責任の原則に基づき、事業者と自治体の適切な役割分担と費用負担の見直しを国に要望しております。

・廃棄物処理対策事業（資源循環政策課）（一部） 21,605千円

② 3Rを徹底するなど、分別の強化や資源化の知恵を出し合う場を組織し、行政が説明会等を旺盛に行うこと。特にリユースを進めるとりくみを強化すること。

(回答) 資源循環政策課

「クリーンさいたま推進員」との情報交換の場を設けているほか、自治会への出前講座や学校等へのごみスクールを通じて3Rの大切さについての啓発を行っております。また、環境フォーラム等のイベントではリユース活動を行っている市民団体と連携して啓発活動を実施しております。

・廃棄物処理対策事業（資源循環政策課）（一部） 21,605千円

③ 事業系ゴミの削減の強化をすること。

(回答) 廃棄物対策課

事業系ゴミの削減の強化については、許可業者への搬入物検査や講習会の開催に加え、排出事業者への「ごみ処理ガイド」送付や立入調査、「適正処理講習会」の開催等を実施するとともに、新たにSNS等も活用して、許可業者及び事業者に対する啓発・指導を幅広く行ってまいります。

・廃棄物処理対策事業（事業ごみ適正処理啓発事業）（一部） 10,841千円

④ ゴミ収集は市直営を減らさず、増やすこと。収集は午前中に実施すること。

(回答) 資源循環政策課

定曜収集については民間委託を活用し、効率的、効果的な収集体制を維持するとともに、直営職員によるふれあい収集や住民啓発等の充実を図ってまいります。

⑤ 生ゴミのステーション設置について自治会の協力を得て、市が積極的にすすめ、助成金を増額すること。また、住民誰もが利用できるように指導すること。

(回答) 廃棄物対策課

ごみ収集所の設置については、自治会長の承認をいただいて市民からの申請を受理しております。そのため自治会を通じて収集所の管理、清潔保持等に要する費用の一部として衛生協力助成金を交付しております。

また、誰もが適切に収集所を利用できるよう、住民の相談や協議に応じてまいり

ます。

- ・廃棄物処理対策事業（廃棄物対策課）（一部） 66,624千円

⑥ 無公害処理技術の開発と、公害防止施設を整えた廃棄物の最終処分地を確保するよう国に要求すること。

（回答）環境施設管理課

市町村等を会員として廃棄物処理事業の調査・研究を行っている公益社団法人全国都市清掃会議を通じて、最終処分場に係る財政面での支援及び広域処分場の確保などを要望してまいります。

⑦ 直営によるふれあい収集制度を守り、対象を広げること。また、可燃物の収集を週2日とすること。

（回答）資源循環政策課

ふれあい収集については、市職員が担うべき業務として今後も直営で実施してまいります。

ふれあい収集の対象者は、原則として単身の高齢者や障害者となりますが、同居者がいてもその同居者が高齢者または障害者で収集所にごみを出せない場合など当該世帯の事情に応じて柔軟に対応しております。

また、ふれあい収集の収集曜日や収集回数については、今後の加速する高齢化の状況や各世帯のニーズを踏まえ検討してまいります。

⑧ リサイクル推進のため古紙収集等の補助額を増やすこと。

（回答）廃棄物対策課

団体資源回収運動補助事業の補助単価については、1kgあたり5円としております。これは同様の補助事業を実施している指定都市の単価の平均を上回る額となっており、現在のところ増額を考慮していませんが、今後、更なる当運動の活性化を推進するため、補助金の交付要件を含め、市民からの要望や他市の状況を勘案しつつ、検討してまいります。

- ・リサイクル推進事業（団体資源回収運動補助事業） 70,000千円

⑨ 家庭ごみの有料化は行わないこと。

（回答）資源循環政策課

家庭ごみの有料化については、ごみ減量の取組の最終手段と考えており、最終処分場の延命に向け一層のごみ減量が不可欠であることを周知してまいります。

（3）環境問題を重視し、環境を守り公害をなくすこと。

- ① 県の環境保全条例に基づく緑地保全の地区指定を積極的に進めること。また、相続発生による緑地保全地区の売買のあるときは、市は公共用地取得を**

すること。

(回答) みどり推進課

埼玉県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域への指定については、県が定める指定要件を満たす必要があることから、県と連携しながら研究してまいります。

② 害虫の被害から緑を守るため、公共施設、とりわけ学校、保育所などについて樹木の剪定を行うこと。

(回答) 保育課、学校施設課

学校施設及び公立保育所の樹木の剪定については、学校等からの要望に基づき、必要に応じて速やかに対応しております。

- ・公立保育所管理運営事業（一部） 5, 500千円
- ・小学校施設等維持管理事業（学校施設課） 646, 648千円の内数
- ・中学校施設等維持管理事業（学校施設課） 311, 555千円の内数
- ・特別支援学校施設等維持管理事業（学校施設課） 22, 274千円の内数

③ 水害地域については、浸水後直ちに防疫洗浄車による消毒を行うこと。

(回答) 生活衛生課

水害地域の市管理道路の消毒については、依頼した業者により、浸水後、迅速に実施することとしております。

④ 大気汚染・騒音の常時監視測定局を増設し監視体制を強めること。

(回答) 環境対策課

本市では、環境省「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」に基づき、引き続き適正数の測定局を設置し、大気汚染物質の常時監視を実施してまいります。

また、騒音については、騒音規制法に基づき、引き続き主要幹線道路の騒音調査を実施してまいります。

- ・環境監視事業（大気汚染常時監視測定局保守管理業務委託経費） 23, 760千円
- ・環境監視事業（大気常時監視システム賃借料） 5, 357千円
- ・環境監視事業（道路交通騒音・振動調査） 2, 970千円

⑤ 全ての公害を発生源で規制し、住民の苦情にすぐ応えられるように体制を強化し、科学的検査機能を強化すること。

(回答) 環境対策課、環境科学課

環境法令に基づき、発生源への規制・指導を徹底し、住民の公害相談に対しては、

迅速に対応してまいります。

また、引き続き科学的検査の実施に努めてまいります。

⑥ 広域道路や高速道路の騒音・振動対策と大気汚染調査を行い、あわせてアトピーや喘息などの健康調査を行うこと。

(回答) 環境対策課

騒音規制法に基づき、引き続き主要幹線道路の騒音・振動調査を行い、要請限度を超過している場合は道路管理者に対しその旨を通知いたします。また、大気常時監視測定を実施することにより、国や県と連携し、発生源対策を推進してまいります。

・環境監視事業（一部） 32,087千円

⑦ 土壌浄化方式光触媒、脱硝ブロックによる自動車排ガス対策の実施を強化すること。

(回答) 道路計画課

脱硝ブロックについては、市内の一部路線において導入しております。今後も自動車交通の状況等を見ながら検討してまいります。

⑧ 三菱マテリアル大宮研究所の放射性廃棄物の保管物安全管理の徹底を行うよう指導すること。引き続き立ち入り調査を行い廃棄物の全面撤去を指導すること。

(回答) 環境対策課

放射性廃棄物等の保管に当たっては、安全管理の徹底を指導するとともに、廃棄物の最終処分場が確保されるまで、定期的な立入調査及び現況報告により、引き続きその安全を確認してまいります。

⑨ 産業廃棄物の排出・処理にあたって、ひきつづき不良不適格業者を厳しく摘発し、根絶を図ること。

(回答) 産業廃棄物指導課

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物排出事業者等に対し、計画的に立入検査を実施し、適正処理の指導を行ってまいります。

・産業廃棄物対策事業（産業廃棄物処理業等の許可及び許可業者指導）

1,556千円の内数

・産業廃棄物対策事業（産業廃棄物排出事業者への指導） 1,764千円の内数

⑩ 市内の産業廃棄物不法投棄について、実態をただちに調査し対策を講ずること。昼・夜間のパトロールを強化すること。

(回答) 産業廃棄物指導課

廃棄物の不法投棄は、24時間通報を受付できる「不法投棄110番」等により、市民や事業者から得られた情報を基に、迅速な対応を図ってまいります。なお、令和3年度より民間事業者と不法投棄情報の提供に関する協定を締結し、監視体制を強化してまいります。また、昼夜間及び休日早朝の監視パトロールを実施するとともに、不法投棄多発地点には、監視カメラを設置し、365日切れ目のない監視を実施いたします。

・産業廃棄物対策事業（不法投棄防止対策の推進） 32,486千円の内数

(4) アスベスト曝露から市民の命と健康を守るための対策をはかること。

① 民間建築物のアスベスト除去に対する助成措置のさらなる増額をはかること。また、そのために国や県に要望すること。

(回答) 建築総務課

平成19年度から民間建築物のアスベストの分析調査及び除去工事等に対する助成を行っており、さらに、除去工事等の促進を図るため、平成22年度に分析調査及び除去工事等に係る助成金額を増額しております。また、国には埼玉県及び他指定都市とともに、除去等における助成制度の拡充について、要望しております。

・建築総務事務事業（民間建築物吹付けアスベスト除去等事業）（一部）
24,750千円

② 健康・労災・建物改修などのアスベストに関する市民の様々な相談に対応できるよう、弁護士や医師などを含む部局横断的なワンストップ窓口を設置すること。また定期的な検診を実施すること。

(回答) 疾病予防対策課

健康に関することは、保健所が相談窓口となっております。また、環境省の委託事業として、石綿読影の精度向上に向けた知見を収集するため「石綿読影の精度に係る調査」を実施します。

今後についても、環境省と連携を取り、市民の健康に関する不安を解消するよう対応してまいります。

(回答) 環境対策課

一般環境モニタリング調査、建築物等の解体工事などの調査・指導、アスベストを含む廃棄物の処理に関する相談に対しましては、環境局が担当しており、各所管において市民の安全・安心を第一に考え、専門的な知見に基づき適切に対応してまいります。今後も、必要に応じ関係部局が横断的に情報を共有するなど、連携を図ってまいります。

③ 官民間問わず、再生砕石を使用している土地でのアスベスト含有を調査し対処すること。また、目視だけに頼らず、検査機器を活用すること。また、再

生砕石製造過程でのアスベスト混入を防ぐための対策をたてること。

(回答) 環境対策課、産業廃棄物指導課

再生砕石に関しましては、市民の健康と安全を最優先に考え、引き続き必要に応じて大気環境調査を実施するとともに、国や県と連携し対応してまいります。

また、目視では判断が難しい建材等がある場合は、検査機関へ検査を依頼し確認しております。

さらに、再生砕石製造業者等に対する立入検査を計画的に実施し、アスベストの混入防止の徹底を指導いたします。

・環境監視事業（石綿検査手数料） 3, 658千円

④ アスベスト混入が市民や民間検査機関などから指摘された場合は、指摘者立会いで調査すること。

(回答) 環境対策課

市職員は法及び市条例の権限により立入検査等を実施しており、目視では判断が難しい建材等がある場合は、引き続き検査機関へ検査を依頼し確認してまいります。

・環境監視事業（石綿検査手数料） 3, 658千円

⑤ NPO 法人はじめ民間の協力も得て、アスベスト早期発見につとめること。

(回答) 環境対策課

大気汚染防止法、廃棄物処理法、建設リサイクル法などを所管する関係部局間での連携強化を図り、継続的な立入検査等を実施することで対策の強化を図ってまいります。

⑥ アスベスト関連業者への専門的な知識や技術研修・育成を進めること。

(回答) 環境対策課、産業廃棄物指導課

アスベスト関連業者への専門的な知識や技術研修・育成を進めることに関しましては、引き続き国及び県との共催により石綿関係法令等に係る説明会を毎年実施してまいります。

また、アスベストを含有する産業廃棄物を排出する建設業者、解体業者等を対象とした研修会を開催することにより、当該産業廃棄物の適正処理に係る専門的な知識と技術の普及・啓発を図ってまいります。

・環境監視事業（石綿関係法令説明会会場使用料） 16千円

・産業廃棄物対策事業（排出事業者向け実務研修会会場使用料） 14千円

⑦ アスベスト含有建築物の解体のピークはこれからのため、対策を強化すること。

(回答) 環境対策課

法に基づく規制だけでなく、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づき、解体現場等において施工者等に指導をしております。これら条例等による規制は、全国的にも先進かつ厳しい制度であり、引き続き解体のピークに対しても、適切に対応しております。

⑧ 商店街アーケード等、民有地であっても不特定多数の市民の出入りのある場所におけるアスベスト調査を行うこと。

(回答) 環境対策課、建築総務課

大気汚染防止法に基づき「特定粉じん排出等作業実施届出書」の届出があった全ての工事現場に対して、立入検査により大気中の石綿濃度測定を実施し、石綿飛散防止の指導をしております。

また、平成17年に国土交通省の依頼により、床面積1,000㎡以上の民間建築物約2400棟に対してアンケート調査を実施いたしました。今後もフォローアップ調査を行うことにより、民間建築物の吹付けアスベスト使用実態の把握に努めてまいります。

⑨ 大規模災害時のアスベスト対策とアスベスト関連の情報公開体制を構築すること。

(回答) 環境対策課

「さいたま市地域防災計画」に基づき策定した「環境部災害対応マニュアル」及び「災害時等における有害化学物質等の調査に関する協定」により適切に対応してまいります。また引き続き、アスベスト一般環境モニタリング調査の結果等については、市ホームページで公開してまいります。

(5) 放射能汚染された土壌の再利用及び受け入れはしないこと。

(回答) 環境対策課

平成23年度に除染のため市内5ヶ所で除去した土壌については、再利用せず、引き続き適切に保管してまいります。

また、受け入れについては引き続き国の動向を注視してまいります。

12. 埼大通りのケヤキ並木のケヤキを保全すること。

(回答) 道路環境課

国道463号埼大通りのケヤキについては、健全な状態を保てるよう、引き続き定期的な剪定や、街路樹診断などの維持管理に努めてまいります。

・道路維持事業（道路修繕事業） 4,230,480千円の内数

第二次分

■各区の要望

西区

① コミュニティバス、乗合タクシーの運行について以下の点で充実・改善を図ること。

[共通事項]

- ・西新井地域に増便すること。
- ・大宮北特別支援学校周辺にルートを新設すること。

[コミュニティバス]

- ・西大宮駅の出発時刻を JR 川越線の着時刻から余裕をもって乗車できる時刻にすること。
- ・高木団地前にバス停を設置すること。
- ・医療センター行きのバスの始発時刻を 1 時間早めること。
- ・交通空白地域（三橋 5・6 丁目、宮前町、内野本郷）でも運行すること。
- ・植田谷本加茂川団地のルートを増便すること。
- ・植田谷本加茂川団地—新都心路線を新設すること。

(回答) 高齢福祉課、交通政策課

コミュニティバス、乗合タクシーについては、持続可能な運営を目指し、「コミュニティバス等導入ガイドライン」に従って、地域特性に応じ、地域住民が主体となって検討することとしております。

運行時間帯やダイヤの変更、バス停の新設、ルート新設・改善、運行時間帯の設定等については、地域から発意があった場合には、市は地域の声を丁寧に伺いながら、技術的な支援を行ってまいります。

・バス対策事業（コミュニティバス等の導入及び改善支援） 18,216 千円の
内数

② 宮前町の大宮バイパス西側、埼京線北側の区域は防災無線の放送がほとんど聞き取れないので、放送塔を新たに設置すること。

(回答) 防災課

防災行政無線放送塔の増設については、反響などかえって聞こえにくくなることもあるため、周辺のスピーカーの方向や音量等の調整により、聞こえ具合の改善に努めてまいります。また、放送内容を伝える防災行政無線メールやデータ放送（テレビ埼玉）、電話配信サービスの活用などを周知することにより、対応してまいります。

③ 指扇 1300 番地～1400 番地に公園をつくること。雨水対策等早急に解決し、公園設置をすること。

(回答) 都市公園課

指扇 1 4 5 6 番地、1 4 5 7 番地の公園予定地を整備することにより、公園が不足している地域の改善が図れるものと考えており、指扇 1 3 0 0 番地から 1 4 0 0 番地の公園整備の計画はありません。

なお、指扇 1 4 5 6 番地、1 4 5 7 番地の公園予定地においては、周辺からの雨水流入が懸念されるほか、地下水位が高い状況にあり、現状では単独での公園整備が困難であるため、地域の雨水対策が先行して必要となるものです。

④ 水判土の交差点から治水橋に向かう道路と栄橋方向に向かう道路は、どちらも道幅が狭く、大型車両の通行も多い。ガードレールがなく、道路の端は凹凸（U 字溝の淵、道路のカサ上げの境など）がひどく歩行者、自転車の通行が大変危険。早急に整備すること。

(回答) 道路環境課、道路計画課

現場状況を勘案して、緊急性、必要性が高い箇所について、良好な道路環境が維持できるように、引き続き努めてまいります。

なお、水判土の交差点から栄橋方向に向かう道路については、国道 17 号バイパスから水判土交差点までの区間の道路拡幅を行うため、調査等を行ってまいります。

・街路整備事業 5,612,180 千円の内数

⑤ 西大宮 1～4 丁目は人口が急増しているため、公民館を増やすこと。

(回答) 生涯学習総合センター

公民館は、原則として、さいたま市公共施設マネジメント計画策定時の自治会連合会地区単位で整備してまいります。

⑥ 西大宮 4 丁目に設置予定であった公園を土壤汚染等あれば解決の上、早急に設置し、住民、特に子どもたちの安全を守ること。

(回答) 環境施設管理課、都市公園課

ご指摘の場所は、本市の一般廃棄物最終処分場（高木第二最終処分場）として管理している場所で、埋立処分は終了しています。土壤汚染の問題は生じておりませんが、廃棄物処理法に基づき、現在も埋立跡地に降った雨水は処理を行い、基準値内の水質にした上で放流するなど適切な管理を行っています。今後も、適切な水処理を行いながら、埋立跡地の表面利用開始に向け関係課と協議を行ってまいります。

⑦ 指扇地域に図書館を設置すること。

(回答) 管理課

図書館整備については、「公共施設マネジメント計画」に基づき、検討してまいります。

⑧ 小中学生が放課後や学校の長期休暇中に遊び、友達が作れて居場所になる児童館を設置すること。

(回答) 青少年育成課

児童センターを設置することについては、「さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン」及び「公共施設マネジメント計画」に基づき、引き続き調査、検討してまいります。

⑨ 宮前地域に子ども・高齢者・あらゆる年代の市民が憩える公園を作ること。

(回答) 都市公園課

市街化区域及び人口集中地域のうち、公園の空白地域が一团で存在する地区を優先に公園整備していくこととしております。

当該地には公園に適した未利用公有地が存在しない状況であることから、公園用地の無償借地など地域の御協力が必要なものと認識しております。

⑩ 西大宮バイパス「宮前インター西」交差点東、バイパス北側の雑木林「きじ下戸の森」が開発によってなくならないよう抜本的な対策をとること。

(回答) みどり推進課

当該緑地が民有地であることから、さいたま市みどりの条例に基づき、所有者の意向を踏まえた緑地の維持管理の支援に努めてまいります。

・指定緑地等設置・保全事業 393,159千円の内数

⑪ 宮前川の両岸を人が歩けるように整備すること。

(回答) 河川課

普通河川宮前川の整備については、現地の確認を行いながら、整備の手法を検討してまいります。

⑫ 西大宮駅改札口を出た壁側にベンチを設置すること。

(回答) 道路環境課

自由通路内につきましては、市管理となっておりますが、現在、ベンチの設置予定はございません。

必要に応じて鉄道事業者等と調整してまいります。

- ⑬ 土屋中学校東側水路付近の水害対策としての土屋川・新川の改修を早急にすすめること。

(回答) 河川課

土屋中学校付近の水害対策については、土屋川が合流する準用河川新川の整備を引き続き推進してまいります。

- ・河川改修事業 1, 635, 716千円の内数

- ⑭ 指扇 2240 番地付近の冠水時におけるマンホールからの汚水の吹き出しに対して早急に調査し改善すること。

(回答) 下水道維持管理課

指扇 2240 番地付近の冠水時におけるマンホールからの汚水の吹き出しについては、流量調査の結果をもとに、雨水浸入量が多いエリアから管内調査を実施し、不具合箇所の修繕等を進めてまいります。

- ・管きよ維持管理事業 759, 574千円の内数

- ⑮ コープ指扇店前の交差点（県道 2 号線）は右折車が滞留し、直進車が歩道にはみ出て走行しており危険。歩行者の安全を図る対策を講じること。

(回答) 道路環境課

現場状況を勘案して、緊急性、必要性が高い箇所について、良好な道路環境が維持できるように、引き続き努めてまいります。

- ⑯ コープ指扇店前の交差点（県道 2 号線）付近から川越方面の路面状態が非常に悪く、住民が振動に苦しめられている。早急に改善すること。

(回答) 道路環境課

当該路線については、現地調査を行い、緊急性の高い箇所について応急修繕を実施いたします。

また、定期点検やパトロールの結果に基づき、計画的に舗装修繕工事を実施してまいります。

- ・道路維持事業（道路修繕事業） 4, 230, 480千円の内数

北区

- ① 芝川の水害対策をすすめ、できるだけ早く今羽町の伏せ越し部分の水門を全開し、今羽町、本郷町の水害被害を解消すること。

(回答) 下水道維持管理課

今羽町付近を流れる芝川都市下水路の放流先である一級河川芝川の改修促進については、引き続き、河川管理者である埼玉県に要望してまいります。

- ・都市下水路維持管理事業 6, 570千円の内数

② 日進北小学校のグラウンドは冠水すると二日間くらい水が引かない状態であるため、ポンプの能力を引き上げるなどの対策を講じること。

(回答) 学校施設課

排水の状況を注視し、適切に対応してまいります。

③ 大宮バイパスの西警察署の交差点で事故が多発しているため、信号の改善を図ること。

(回答) 市民生活安全課

信号機の改良については、所轄警察署からの上申に基づき、県の公安委員会がその可否を決定しているため、自治会等からの要望に応じて、所轄警察署へお伝えいたします。

④ 大砂土小学校、つばさ小学校のマンモス化解消のため、新設校を計画すること。

(回答) 教育政策室、学校施設課、学事課

「教育環境整備検討会議」において、解決に向けた対策を調査、研究し、過大規模校の解消を図ってまいります。

⑤ 北区に2つ目の病児保育（体調不良児も含む）の実施施設を設置すること。

(回答) のびのび安心子育て課

北区においては、令和元年度に病児保育室を設置したところです。

既に病児保育室が設置されている区における追加設置については、全区への設置が完了した後、利用状況等を勘案し、検討してまいります。

⑥ 旧中山道の歩道の段差解消、側溝の蓋、歩道の改修を順次計画的に行うこと。

(回答) 道路環境課

旧中山道の一の宮通りから高島屋の信号までの区間については、令和2年度に工事発注をしております。

その他の場所については、現場状況を勘案して、緊急性、必要性が高い箇所について、良好な道路環境が維持できるように、引き続き努めてまいります。

・交通安全施設整備事業（歩道等整備事業） 2,326,525千円の内数

⑦ 日進1丁目下内野橋の歩道橋につながる道路の歩道橋（マンハイム大宮の敷地に接する歩道）を拡幅すること。

(回答) 道路環境課

現場状況を勘案して、緊急性、必要性が高い箇所について、良好な道路環境が維持できるように、引き続き努めてまいります。

大宮区

- ① 高齢者・身体の不自由な方にとって階段の下りは特に注意を要するので、大宮駅東口北階段に、下りのエスカレーターを早急に設置すること。

(回答) 交通政策課

現在、大宮駅の機能高度化に向けた検討を行っており、その進捗を見据え、検討してまいります。

- ② 大宮駅東口の一般車ロータリー入口に歩行者専用の信号機および視覚障害者用の音声信号を早急に設置すること。

(回答) 市民生活安全課

信号機の設置については、所轄警察署からの上申に基づき、県の公安委員会がその可否を決定しておりますので、商店街や自治会等からの要望に応じて、所轄警察署へお伝えいたします。

- ③ 旧大宮警察前通り（市道 10052 号線）の踏切は、歩行者や車椅子、自転車利用者、ベビーカー利用者が安心して渡れるよう、段差を解消した分離帯を設置すること。

(回答) 道路環境課、道路計画課

踏切道改良促進法の指定を受けた箇所のうち、拡幅等の整備が必要である歩道が狭い踏切道については、引き続き鉄道事業者と協議を進め、整備を実施してまいります。

・交通安全施設整備事業（歩道等整備事業） 2, 326, 525 千円の内数

- ④ 産業道路のサッカー場（NACK5）前から菱屋会館前信号までの間の歩道は、狭くて危険なので、拡張して歩行者の安全を確保すること。特にイベント開催時は対策を講じること。

(回答) 都市公園課、道路計画課

産業道路のサッカー場（NACK5）付近の歩道につきましては、都市計画道路産業道路のバイパス整備と合わせて、検討してまいります。

ナックファイブスタジアム大宮については、市の施設であり、イベント開催時の安全対策については、イベント主催者に対策を講じるよう申し伝えておきます。

・街路整備事業 5, 612, 180 千円の内数

- ⑤ 三橋 4 丁目には適度な面積を有する公園がない。市が県より「いずみ高校農園」跡地を購入する話があり、4 丁目自治会と近隣住民も要望署名を提出しているため、早急に防災公園としての機能を備えた公園を整備するとともに住民に進捗状況を知らせること。

(回答) 都市公園課

公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園整備を進めております。これらの公共用地周辺は身近な公園の不足地域であることから、公園整備をしていく必要があるものと認識しております。

「いずみ高校西農園」については、公園整備を行う一部の土地を購入し、公園整備のための設計を進めてまいります。

また、令和2年度には、地元代表者への説明を2回行い、今後も進捗状況を報告してまいります。

・都市公園等整備事業（身近な公園の整備推進） 1, 318, 458千円の内数

⑥ 北袋1丁目地区整備計画の都市公園及びバスなどのバスターミナル場は、三菱マテリアルの地下に保管している放射能廃棄物、および地上建築物に保管されている鉱石由来のウラン・トリウムを含む核原料物質の貯蔵所に隣接していることから、不慮の事故や震災による事故が懸念される。最終処分場の建設の見通しが立たないなか大都市部にいつまでも置けないので、早急に撤去すること。

(回答) 環境対策課

放射性廃棄物の最終処分については、独立行政法人日本原子力研究開発機構により調査、研究が進められており、最終処分場が建設されるまでの間は、事業者による適正保管が義務付けられています。市では、今後も定期的な立入調査及び現況報告により、安全性を確認してまいります。

⑦ 三橋1丁目大平公園付近の水路に蓋をすること。

(回答) 下水道計画課

三橋1丁目大平公園付近の水路の改修については、地域の実状を踏まえた浸水対策を進めてまいります。

・下水道浸水対策事業 3, 427, 097千円の内数

⑧ 大宮駅前、大門2丁目中地区再開発工事に伴い、大宮駅前中央通りは歩道が狭いうえに、路線バスの停留所が多く、通学生が歩道にあふれている。歩行者の交通安全のために、交通整理要員を配置するなどの安全対策を講じること。

(回答) 大宮駅東口まちづくり事務所

大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業における、施設建築物工事施工区域への大型車両の出入りおよび、周辺道路整備工事の施工にあたっては、十分な安全対策を取るよう、再開発組合に伝えてまいります。

⑨ 大宮駅東口にベンチを設置すること。

(回答) 道路環境課

大宮駅東口は歩行者が多く、ベンチを設置した場合、通行に支障が生じる可能性があります。そのため、ベンチを設置する予定はございません。

⑩ 新旧大宮区役所前の道路にベンチおよび公衆トイレを設置すること。

(回答) 大宮駅東口まちづくり事務所

ベンチの設置に関しましては、地域の実情や安全性、公益上の妥当性等を踏まえ、必要に応じ道路管理者と協議してまいります。

公衆トイレの設置に関しましては、法令上必要となる有効幅員を確保できなくなることから困難であると考えます。

⑪ 大宮区堀之内1丁目、白山は市～堀之内橋の間、見沼用水西縁右岸側の側溝に蓋をかけること。

(回答) 道路環境課

当該路線の側溝整備については道路後退用地の寄付が必要なため、沿線地権者の要望に基づき、対応について検討してまいります。

⑫ 三橋中央通りの中並木交差点の歩行者信号の時間が短いので歩車分離化すること。

(回答) 市民生活安全課

信号の歩車分離化については、所轄警察署からの上申に基づき、県の公安委員会がその可否を決定しているため、自治会等からの要望に応じて、所轄警察署へお伝えいたします。

⑬ 通学路になっている新大宮バイパスの三橋(一)歩道橋は老朽化しており、雨のあとは水はけが悪く歩行困難であるため、階段の補修をすること。

(回答) 道路環境課

新大宮バイパスの管理者である大宮国道事務所へ対応を依頼しております。

⑭ 天沼町2丁目を通る産業道路のバイパス工事により、集中豪雨時に周辺住宅への雨水流入の甚大な被害が起きている。雨水対策を早急に講じること。

(回答) 道路環境課、道路計画課

工事の状況に応じて、大型土のう等を設置することにより、現場内に降った雨をなるべく現場内に貯めるよう努めてまいります。

また、都市計画道路の整備に伴って、降った雨水を貯めるための雨水貯留施設の建設を進めてまいります。

現地の状況に応じて、集水桝等の設置を検討してまいります。

- ・街路整備事業 5,612,180千円の内数
- ・道路維持事業（道路修繕事業） 4,230,480千円の内数

⑮ 短時間集中豪雨による浸水被害の発生場所が区内に多くあるので、早急に調査して事前の対策を講じること。

（回答）下水道計画課

集中豪雨による浸水被害地域については、地域特性を踏まえ効果的、効率的な対策を検討してまいります。

- ・下水道浸水対策事業 3,427,097千円の内数

⑯ 鴻沼川に架かる橋の高さが低いところがまだ残っているので、引き続き歩行者の安全対策を講じること。

（回答）道路環境課

令和2年度に2橋について、フェンスを設置し安全対策を実施いたしました。引き続き、橋の状況を点検し、歩行者の安全対策について検討してまいります。

- ・橋りょう維持事業（橋りょう長寿命化修繕事業）
1,874,557千円の内数

⑰ 15条橋の橋の長さが鴻沼川の川幅より短いため、川の水量が増しあふれる危険性を増しているため改善・対策を講じること。

（回答）河川課

一級河川鴻沼川については、埼玉県が整備していく予定であり、15条橋についても整備の中で架け換えを計画しています。引き続き埼玉県へ要望してまいります。

⑱ 大雨が降るたびに鴻沼川近くの大成3丁目、櫛引町一丁目は道路冠水がたびたび起こる。内水問題の対策を講じること。

（回答）河川課、下水道計画課

一級河川鴻沼川については、埼玉県が整備していく予定であり、浸水対策が必要な地区につきましては、地域特性を踏まえ、効果的、効率的な対策を検討してまいります。引き続き埼玉県へ要望してまいります。

- ・河川改修事業 1,635,716千円の内数
- ・下水道浸水対策事業 3,427,097千円の内数

⑲ 国道17号大成消防署近くの交差点の安全対策として歩車分離信号を設置すること。

（回答）市民生活安全課

信号の歩車分離化については、所轄警察署からの上申に基づき、県の公安委員会

がその可否を決定しているため、自治会等からの要望に応じて、所轄警察署へお伝えいたします。

⑳ 櫛引町 1 丁目 457 番地 456 番地等と 461～463 番地等のある用水路の改善対策を講じること。

(回答) 下水道維持管理課

水路の改善対策については、現地の状況に応じた水路の機能の確保に努めてまいります。

- ・排水路維持管理事業 279,356千円の内数

㉑ 桜木駐車場の一部を利用して、地域住民のためのコミュニティーセンターや公園などを作ること。

(回答) 東日本交流拠点整備課

桜木駐車場用地については、令和2年度、西口第五地区まちづくり方針を策定予定としており、地域からの意見も踏まえ桜木駐車場用地が担う地域貢献機能についても検討してまいります。

- ・桜木駐車場用地活用事業（東日本交流拠点整備課）12,635千円

見沼区

① ボトルネックになっている大和田駅東側「野第 20 号踏切」七里駅東側「野第 32 号踏切」踏切を拡幅するよう、JR・東武鉄道と協議を進めること。

(回答) 道路環境課

踏切道については、踏切道改良促進法の指定を受けた箇所のうち、拡幅等の整備が必要である、歩道が狭い踏切道について、引き続き鉄道事業者と協議を進め、整備を実施してまいります。

② 国道旧 16 号の大和田第二産業道路から蓮沼交差点までの間の歩道整備を早急に促進すること。

(回答) 区画整理支援課、道路計画課

国道旧 16 号の大和田第二産業道路から蓮沼交差点までの間の歩道整備につきましては、大和田交差点付近の道路拡幅を行うため、調査等を行ってまいります。

なお、大和田特定土地区画整理事業地内については事業の進捗に合せ、引き続き整備を進めてまいります。

- ・街路整備事業 5,612,180千円の内数
- ・組合施行等土地区画整理支援事業 8,960,643千円の内数

③ 中川分水通り（中川循環）の道路拡幅と歩道設置をすすめること。

（回答）道路環境課

現場状況を勘案して、緊急性、必要性が高い箇所について、良好な道路環境が維持できるように、引き続き努めてまいります。

④ 共立病院駐車場から加田屋川の河川敷を利用して美園三室線までを拡幅し整備すること。

（回答）道路環境課

当該路線については、現在のところ、整備予定はありません。

⑤ 片柳 1、2 丁目地内の農業用水路と並行する排水路を暗渠化し、通路改良を行うこと。

（回答）道路環境課

当該路線については、現在のところ、整備予定はありません。

⑥ 片柳、染谷地域から片柳小学校にバス通学をしている児童には、バス代を全員、全額補助すること。

（回答）学事課

片柳小学校へのバス通学に対する補助については、引き続き、現行の遠距離通学費補助制度を維持しつつ、適正な運用に努めてまいります。

・遠距離通学費補助事業（一部） 313千円

⑦ 宮ヶ谷塔（西）交差点から 100m南の三叉路、マルエツ東門前店南側五叉路、東新井団地バス停東南 T 字路に信号機を設置すること。芝川中川橋東縁（大宮自動車教習所西側）の通学路になっている歩道に手押し信号を設置すること。

（回答）市民生活安全課

信号機の設定については、所轄警察署からの上申に基づき、県の公安委員会がその可否を決定しておりますので、自治会等からの要望に応じて、所轄警察署へお伝えいたします。

⑧ 中央通りと中川分水通りの交差点の信号を時差式にして、北側からの車が右折しやすくし渋滞を解消すること。

（回答）市民生活安全課

信号機の改良については、所轄警察署からの上申に基づき、県の公安委員会がその可否を決定しておりますので、自治会等からの要望に応じて、所轄警察署へお伝えいたします。

- ⑨ 大宮駅に向かう国際興業バスの新道経由を増やし自治医大病院に行けるようにすること。

(回答) 交通政策課

路線バスに関する要望については、バス事業者にお伝えいたします。

- ⑩ 大宮駅から見沼区経由でさいたま市立病院に行けるようにすること。

(回答) 交通政策課

路線バスに関する要望については、バス事業者にお伝えいたします。

- ⑪ 大和田駅・七里駅の駅前広場の整備及び駅前の狭隘道路の整備をすすめるよう特別の手だてをとること。

(回答) 区画整理支援課

大和田駅及び七里駅の駅前広場等の整備については、引き続き、住民や関係部局と調整しながら、検討を進めてまいります。

・大和田駅北口周辺まちづくり推進事業 17,438千円

- ⑫ 見沼自然公園の利用者の利便向上をはかるため西門をつけ、加田屋川に橋を架けること。

(回答) 都市公園課

見沼自然公園については、見沼田圃の環境に配慮していることから、新たに西門や橋を架ける計画はありません。

- ⑬ 下水道整備を早急に進めること。調整区域にあってもまとまった住宅地については、公共下水道を早期に整備すること(山・御蔵・染谷・片柳・大谷)。また、受益者負担金は高すぎるので引き下げること。整備計画を住民に早めに知らせること。

(回答) 下水道計画課

市街化調整区域の下水道整備については、道路状況や人口の分布、下水道幹線整備状況などを勘案しながら、事業効果の高い区域の整備を進めております。なお、整備の際には着工前に工事内容などについて住民にお知らせいたします。

・下水道汚水事業 3,062,520千円の内数

(回答) 下水道総務課

受益者負担金については、制度の継続性、負担の公平性の観点から、減額については考えておりません。

- ⑭ 見沼区内の区画整理地区の事業の進捗を図り、長期化している地区には、特段の財政支援を強めること。

(回答) 区画整理支援課

見沼区内の区画整理事業をはじめ長期化が見込まれる地区については、引き続き、住民との合意形成及び財源の確保等に努めてまいります。

・組合施行等土地区画整理支援事業（組合施行等土地区画整理事業）

8,960,643千円の内数

⑮ 片柳・七里・東大宮の各コミュニティーセンターの駐車場を拡張すること。

(回答) コミュニティ推進課

駐車場の拡張については、「公共施設マネジメント計画」の視点や近隣等の状況を踏まえ、整備してまいります。

⑯ 公民館を増やすこと。特に要望の強い東大宮、春野地域への整備を図ること。及び公民館（春岡・七里・大砂土東・片柳）のバリアフリー化を一層進めること。

(回答) 生涯学習総合センター

公民館は、原則として、さいたま市公共施設マネジメント計画策定時の自治会連合会地区単位で整備してまいります。

施設のバリアフリー化については、施設の状況等を勘案しながら、順次推進に努めてまいります。

⑰ 三崎公園（浦和区）に早急にトイレを設置すること。

(回答) 都市公園課

他部署で、三崎公園付近にトイレ設置の計画があること、及び三崎公園隣接道路には、公共下水道が埋設されていないこと、三崎公園は、大雨が降ると冠水する地域である等の課題があり、設置については、多くの調査、調整事項が必要であると認識しております。

⑱ 見沼区内で唯一特別支援学級が設置されていない大谷小学校への整備を早急にすすめること。

(回答) 特別支援教育室

大谷小学校の特別支援学級につきましては、令和2年度に整備を進めてまいりました。

⑲ 見沼区内小・中学校の大規模改修・トイレ改修を進め、洋式化率を向上させること。大谷小、島小の体育館内にトイレを整備すること。

(回答) 学校施設課

学校の大規模改修等については、学校の状況を勘案しながら計画的に実施して

まいります。また、トイレ改修については、配管のつまりなどは、その都度緊急修繕などの対策を講じてまいります。

⑳ 大砂土東小・大谷小等マンモス校の解消のため、大和田1丁目の新設校については、PFIの導入と施設の複合化をやめ一日でも早く整備すること。

(回答) 教育政策室、学校施設課、学事課

大砂土東小学校及び大谷小学校の過大規模校解消については、大和田特定土地区画整理事業の進捗状況を注視し、児童数や学級数の推移を確認しながら、適切な時期に大和田町1丁目内に新設校の建設に着手し、解消を図ってまいります。

その他の過大規模校解消については、「教育環境整備検討会議」において、解決に向けた対策を調査、研究し、過大規模校の解消を図ってまいります。

・小学校新設校建設事業（新設大和田地区小学校整備事業） 87,722千円

㉑ 見沼区内の民間学童保育所の施設の公設化をすすめること。

(回答) 青少年育成課

放課後児童クラブ施設の公設化については、令和2年度に見沼区内の小学校の余裕教室を活用したクラブ施設の整備を実施しております。今後につきましても、余裕教室の積極的活用を含めた学校用地内への整備や公共施設の活用を検討してまいります。

㉒ 有権者が投票しやすいように、見沼区内の投票所を増設すること。

(回答) 選挙課

北区・見沼区については、令和3年執行のさいたま市長選挙から期日前投票所を増設することを予定しております。引き続き、高齢者を始め有権者の皆様が投票しやすい環境づくりに向け、投票区域や投票所の設置の実施主体であります区の選挙管理委員会と連携しながら、検討してまいります。

・市長選挙費（一部） 5,091千円

・衆議院議員総選挙費（一部） 6,326千円

中央区

① 鴻沼川の側道を散歩道として整備すること。

(回答) 河川課

一級河川鴻沼川の整備については、管理者である県へ、引き続き要望してまいります。

② 高沼用水路東縁および西縁の改修を進めること。また、常時水を流し、衛生管理を向上させること。土砂の堆積除去をおこなうこと。

(回答) 河川課

高沼用水路は、市街地に残る貴重な水辺空間であることから、市民参加型会議により意見を取り入れた整備基本計画をもとに、整備を進めてまいりました。

また、見沼代用水から取水が確保できるよう、引き続き国へ要望してまいります。土砂の堆積については、定期的に草刈や清掃を行い、対応してまいります。

・河川維持管理事業 682,926千円の内数

③ 与野体育館にクーラーを設置すること。

(回答) スポーツ振興課

与野体育館の競技場へのクーラー設置については、施設の機能向上となるため、公共施設マネジメント計画に基づき検討してまいります。

④ 本町公民館、大戸公民館にエレベーターを早期に設置すること。

(回答) 生涯学習総合センター

エレベーターについては、設置可能性がある公民館14館のうち、2階が入口となっている公民館2館から優先して整備を進めてまいります。その他の12館については、エレベーターの設置にあたり多額の費用が見込まれることから、設置の規模や整備手法、維持管理等を含めたコスト縮減等を検討して、設置についての方針を決定していく必要があると考えております。

⑤ 区内コミュニティバスを運行し、公共交通の充実を図ること。

(回答) 交通政策課

コミュニティバス等については、持続可能な運営を目指し、「コミュニティバス等導入ガイドライン」に従って、地域特性に応じ、地域住民が主体となって検討することとしております。

地域から発意があった場合には、市は地域の声を丁寧に伺いながら、技術的な支援を行ってまいります。

・バス対策事業(コミュニティバス等の導入及び改善支援) 18,216千円の内数

⑥ 八幡通り延長線上の大宮17号バイパスの横断歩道を左右両側に設けること。

(回答) 市民生活安全課

横断歩道の設置については、所轄警察署からの上申に基づき、県の公安委員会がその可否を決定しているため、自治会等からの要望に応じて、所轄警察署へお伝えいたします。

⑦ 中央通りの傾斜がひどく、雨天時に浸水する家屋等がある。対策と改修を図ること。

(回答) 道路環境課

現地調査を実施し、対応を検討してまいります。

- ・道路維持事業（道路修繕事業） 4, 230, 480千円の内数

⑧ 本町通りに関して以下の点について改善すること。

- ・本町通と八幡通りの交差点に右折信号（本町通り沿い）を設置すること。

(回答) 市民生活安全課

信号機の設置については、所轄警察署からの上申に基づき、県の公安委員会がその可否を決定しているため、自治会等からの要望に応じて、所轄警察署へお伝えいたします。

- ・本町通りを歩行者と自転車が安全に通行できるよう改善すること。具体的には、本町通りの東側歩道部分にでている電柱等（NTT20本、交通標識10本など）を撤去及び道路外に移設すること。

(回答) 土木総務課、道路環境課

電柱の移設については、電線事業者に申し伝えてまいります。また、自転車通行環境整備については、事業の進捗を勘案し整備を推進してまいります。

⑨ 与野本町駅及び駅周辺に関して以下の点を改善すること。

- ・送迎車用の駐車スペースをつくること。現ロータリーを削り、車両がスムーズに通行できるよう改善すること。
- ・JRや店舗とも協議して、使い勝手の良い駐輪場を増設・整備すること。
- ・東口コンコースに入る南向きスロープを設置すること。
- ・遊歩道のブロックタイルの凸凹を改善すること。
- ・屋外公衆トイレを設置すること。
- ・西口ロータリー北の歩行者信号と横断歩道を10mほど先の交差点に移設すること。
- ・西口に郵便ポストを設置すること。

(回答) 市民生活安全課

横断歩道の移設については、所轄警察署からの上申に基づき、県の公安委員会がその可否を決定しておりますので、自治会等からの要望に応じて、所轄警察署へお伝えいたします。

(回答) 市民生活安全課、道路環境課

現地状況を確認し、対応を検討してまいります。遊歩道のブロックタイルの凹凸改善については、現地状況を確認し、対応を検討してまいります。

- ・道路維持事業（道路修繕事業） 4, 230, 480千円の内数

(回答) まちづくり総務課

与野本町駅及び駅周辺における送迎車用駐車スペースやロータリーについては、

引き続き、駅前広場の改善を検討してまいります。駐輪場については、地元協議会と検討を進めてまいります。東口スロープや屋外公衆トイレについては、今後の周辺環境の状況等を踏まえ、慎重に検討してまいります。

- ・まちづくり推進事業(まちづくり総務課)(与野本町駅周辺の利便性の向上事業) 4, 274千円

(回答) 都市経営戦略部、まちづくり総務課

郵便ポストを市で設置する予定はございません。

⑩ 与野中央公園(東側)内に公衆トイレ(洋式トイレ)を新設すること。

(回答) 都市公園課

公園トイレの洋式便器化は、現状で洋式便器が全くない公園を優先することとしております。

当公園には既に洋式便器が設置されているトイレがございますので、現状においてトイレを改修する計画はございません。

⑪ (仮称)与野中央公園に関して以下の点を要望する。

- ・全予定地を買収を早期におこない、整備が図れるよう努めること。

(回答) 都市公園課

事業化に向けて用地取得を積極的に進めるとともに、早期着手に向けて埼玉県や関係部局と調整を行い、公園施設の実施設計を進め、可能な箇所の造成工事を行ってまいります。

- ・都市公園等整備事業(大規模公園の整備推進) 83, 962千円

- ・鴻沼川の水害対策として、降水量100mm対応のための調整池を早期に建設すること。

(回答) 河川課

一級河川鴻沼川の整備計画にて位置付けられている調節池については、引き続き県へ要望してまいります。

- ・調整池の底面を公園として多目的に活用できるよう整備を図ることを県に要望すること。

(回答) 都市公園課

与野中央公園に設置される調節池については、底面利用を前提として、今後も県と協議を行ってまいります。

- ・都市公園等整備事業(大規模公園の整備推進) 83, 962千円

・市民から要望の出されているドックランを早期に設置すること。

(回答) 都市公園課

ドックランを設置する要件として、利用者による運営団体が組織されること、公園周辺の方々の理解が得られること等があり、併せて適地を確保することの要件が整えば、設置の検討を進めてまいります。

⑫ 南与野駅、与野本町駅、北与野駅にホームドアおよび下りエスカレーターを設置するよう JR に要望すること。

(回答) 交通政策課

ホームドアについては、埼玉県鉄道整備要望を通じて、鉄道事業者へ引き続き要望してまいります。

なお、与野駅のホームドアについては、令和元年度から着工され、令和2年12月に整備が完了しました。

下りエスカレーターについては、要望があったことを鉄道事業者に伝えてまいります。

⑬ 与野駅西口に郵便ポストを設置すること。

(回答) 都市経営戦略部

郵便ポストを市で設置する予定はございません。

⑭ 区役所内に消費生活センターの相談窓口を常設すること。

(回答) 消費生活総合センター

区役所内に消費生活センターの相談窓口を常設することについては、現在、相談の軸が電話相談であることや、センターに多数の相談員がいることにより情報共有や突発的事案への瞬時の対応が可能となっております。相談対応の高い質を維持していくため、現行体制による的確な助言・斡旋の充実に努めてまいります。

・消費者行政推進事業 77,565千円の内数

⑮ 区内公共施設の和室に座椅子等を整備すること。

(回答) コミュニティ推進課

座椅子等を整備することについては、他の備品を含めて整備を進めてまいります。

(回答) 生涯学習総合センター

備品等については、各公民館において必要性、緊急性等を考慮して優先順位を付けて購入しております。

・生涯学習総合センター管理運営事業 620,930千円の内数

・地区公民館管理運営事業 482,563千円の内数

桜区

(1) 道路の安全対策

- ① 国道 463 号線埼大通りの歩道は順次改修されているが、ケヤキの根上がりなどは引き続き起こるため、定期的に改修すること。またケヤキの切り株は危険なので安全策を講じること。

(回答) 道路環境課

国道 463 号線埼大通りのケヤキについては、定期的な剪定を行うなど、引き続き適切に管理してまいります。

・道路維持事業（道路修繕事業） 4,230,480 千円の内数

- ② 県道宗岡さいたま線の西部病院前から大泉院通り間の歩道を拡幅し、安全確保を図ること。

(回答) 道路計画課

都市計画道路「タツミ通り線」として都市計画決定しておりますので、関連する道路状況や他の事業中路線の整備状況を踏まえて検討してまいります。

- ③ 道場 2 丁目のドラッグストアセイムスから南元宿 2 丁目の共同製本（株）間は、土合中学校の通学路になっているため、ガードレールやポールなどを設置し、早急に安全対策を図ること。

(回答) 道路環境課

県道さいたま鴻巣線の当該区間については、現況の幅員ではガードレールの設置はできないため、可能な安全対策を検討してまいります。

また、土合中学校周辺については、平成 28 年度並びに令和元年に実施した地元関係者や警察等との合同点検の結果を踏まえ、安全対策に努めてまいります。

- ④ 新開通りを拡張すること。

(回答) 道路計画課

新開通りの整備については、周辺都市計画道路の整備状況や交通状況を勘案しながら検討してまいります。

- ⑤ 開通した町谷本太線の西堀トンネルの歩道にガードレールを設置すること。

(回答) 道路計画課

トンネル内部の歩道幅員が限られているため、ガードレールの設置は難しい状況です。

(2) 信号・横断歩道の設置や改善

- ① 神田 707 番地とこうやまストア間の交差点に歩行者用信号を設置すること。

(回答) 市民生活安全課

歩行者用信号機の設置については、所轄警察署からの上申に基づき、県の公安委員会がその可否を決定しているため、自治会等からの要望に応じて、所轄警察署へお伝えいたします。

- ② 神田 236-2 三恵クリニック前の横断歩道はとても危険なため、レッドペイント等の安全対策を講じること。

(回答) 桜区くらし応援室

当該箇所の安全対策については、令和元年度にレッドペイントによる路面表示を実施しましたが、近隣住民より騒音・振動に関する苦情があり、当路面表示が原因でないと断言できない為、当路面表示を取り消し、代替策として令和2年度に電柱幕による注意喚起を行いました。今後も安全対策に努めてまいります。

- ③ 田島 9 丁目 25 番地と 27 番地間の横断歩道は通学路になっていることから歩行者用信号を設置すること。

(回答) 市民生活安全課

歩行者用信号機の設置については、所轄警察署からの上申に基づき、県の公安委員会がその可否を決定しているため、自治会等からの要望に応じて、所轄警察署へお伝えいたします。

- ④ 田島 9 丁目 31 番地(株)セイウンと田島 9 丁目 26 番地間に横断歩道を設置すること。

(回答) 市民生活安全課

横断歩道の設置については、所轄警察署からの上申に基づき、県の公安委員会がその可否を決定しているため、自治会等からの要望に応じて、所轄警察署へお伝えいたします。

- ⑤ 国道 463 号線埼大通りの埼玉大学東側(下大久保 255 番地)と浦和エメラルドグリーン(上大久保 79-2)の間の道からスマートホームシステム実証実験ハウス側に横断歩道を設置すること。

(回答) 市民生活安全課

横断歩道の設置については、所轄警察署からの上申に基づき、県の公安委員会がその可否を決定しているため、自治会等からの要望に応じて、所轄警察署へお伝えいたします。

(3) バス路線の改善

- ① コミュニティバスは、白鵜電建住宅・やつしまニュータウン・下大久保オートボックス側・山久保地域へ乗り入れること。

(回答) 交通政策課

コミュニティバス等については、持続可能な運営を目指し、「コミュニティバス等導入ガイドライン」に従って、地域特性に応じ、地域住民が主体となって検討することとしております。

地域から発意があった場合には、市は地域の声を丁寧に伺いながら、技術的な支援を行ってまいります。

なお、大久保地区については、地域からの発意があり、各種協議が整ったことから、現在実証運行に向けた準備を行っております。

・バス対策事業（コミュニティバス等の導入及び改善支援）

18,216千円の内数

② 系統北浦80の国際興業バスを増発すること。

(回答) 交通政策課

路線バスに関する要望については、バス事業者にお伝えいたします。

③ 南与野駅から区役所間のバス路線を開設すること。

(回答) 交通政策課

路線バスに関する要望については、バス事業者にお伝えいたします。

(4) 駅前周辺への要望

① 中浦和駅前に公衆トイレおよび交番、図書館の返却ポストを設置すること。

(回答) 市民生活安全課

中浦和駅前交番設置については、平成25年度に埼玉県市長会等を通じて、所管である県へ要望書を提出しております。今後も、自治会等からの要望に応じて、県警察本部へお伝えいたします。

(回答) 生活衛生課

駅前公衆トイレの設置については、駅前という立地条件から設置のための用地確保が最大のネックとなっています。現在、生活衛生課が維持管理している駅前公衆トイレも、近年はそのほとんどが駅前広場、駅舎等の再整備の際に当該整備事業者により設置されたものです。

土地の有効利用や経費の面からも、駅前公衆トイレは駅舎等の再整備に併せて設置されることが望ましいと考えております。

今後も、再整備計画等の情報収集に努めるとともに、計画段階から事業実施主体に要請を行って参ります。

(回答) 管理課

中浦和駅への図書館の返却ポストについては、設置を検討する条件を「図書館から駅までの距離が遠い」等としていることや、施設管理者の許可及び回収車両の駐

車スペースの確保等が必要なことから、現時点において設置する予定はありません。

- ② 北与野駅西口バスロータリー内の「電建住宅経由北浦和駅行き」のバス停にベンチを設置すること。

(回答) 交通政策課

要望については、バス事業者へお伝えいたします。

(5) 街路灯の要望

- ① 埼大通り、埼玉大学より西側に街路灯を増やし明るくすること。

(回答) 市民生活安全課

街路灯の設置については、自治会等の要望や交通環境を踏まえて、検討いたします。

- ・交通安全施設設置及び維持管理事業 804, 709千円の内数

- ② 下大久保 1771 レッズランド付近、下大久保 1242-1 グランパレスフォレスト付近は大変暗い。街路灯を設置すること。

(回答) 市民生活安全課

街路灯の設置については、自治会等の要望や交通環境を踏まえて、検討いたします。

- ・交通安全施設設置及び維持管理事業 804, 709千円の内数

(6) 水路対策

- ① 作田排水路(大久保領家)・道の下排水路(道場2丁目)に蓋をかけること。

(回答) 河川課

作田排水路・道の下排水路については、適切な維持管理を行うために蓋かけは実施しておりません。定期的に草刈りや清掃を行い、対応してまいります。

- ・河川維持管理事業 682, 926千円の内数

- ② 油面川について

- ・川底をすべてコンクリートにすること。
- ・定期的に草刈りを行い清潔に保つこと。
- ・水害対策を早急に進めること。

(回答) 河川課

準用河川油面川については、川底をすべてコンクリートにすることについて進めております。また、定期的に草刈りを行うなど、適切な維持管理に努めてまいります。

水害対策については、現在進めております油面川排水機場整備について、当初計

画を前倒した完成を目指します。

- ・河川維持管理事業 682,926千円の内数
- ・河川改修事業 1,635,716千円の内数

(7) 公民館

① 土合公民館にエレベーターを設置すること。

(回答) 生涯学習総合センター

エレベーターについては、設置可能性がある公民館14館のうち、2階が入口となっている公民館2館から優先して整備を進めてまいります。その他の12館については、エレベーターの設置にあたり多額の費用が見込まれることから、設置の規模や整備手法、維持管理等を含めたコスト縮減等を検討して、設置についての方針を決定していく必要があると考えております。

浦和区

① 浦高通りの歩道は、歩道と車道の段差をなくすなど、車いすでも安心して通行できるようにバリアフリー化を急ぐこと。

(回答) 道路環境課

現場状況を勘案して、緊急性、必要性が高い箇所について、良好な道路環境が維持できるように、引き続き努めてまいります。

② 大変危険な北浦和バスターミナル前の変則交差点について、一層の安全対策を検討すること。

(回答) 道路環境課

現場状況を勘案して、緊急性、必要性が高い箇所について良好な道路環境の整備に、引き続き努めてまいります。

③ 北浦和駅東口交差点以外での横断対策を急ぐこと。

(回答) 市民生活安全課

横断対策については、道路管理者である関係部局と協議し、一定の対策を講じております。

引き続き、交通ルールの遵守に向けた周知、啓発を行ってまいります。

④ 浦和駅西口南再開発は反対住民の意見を十分に尊重すること。

(回答) 浦和駅周辺まちづくり事務所

浦和駅西口南再開発については、関係権利者の合意形成に努めるよう再開発組合に、引き続き働きかけてまいります。

- ・市街地再開発推進事業費（浦和駅周辺まちづくり事務所）

4, 011, 020千円の内数

⑤ 天王川コミュニティ道路下の河川掃除を急ぐこと。特に国道463号と接する付近について急ぐこと。

(回答) 下水道維持管理課

天王川コミュニティ道路下の雨水幹線の清掃については、堆積状況を確認した上で順次実施してまいります。

・管きよ維持管理事業 759, 574千円の内数

⑥ 本太公民館出口の国道463号交差点に信号機を設置すること。

(回答) 市民生活安全課

信号機の設置については、所轄警察署からの上申に基づき、県の公安委員会がその可否を決定しているため、自治会等からの要望に応じて、所轄警察署へお伝えいたします。

⑦ 本太坂下交差点(バイパス原山方面)に右折信号を付けること。

(回答) 市民生活安全課

信号機の改良については、所轄警察署からの上申に基づき、県の公安委員会がその可否を決定しているため、自治会等からの要望に応じて、所轄警察署へお伝えいたします。

⑧ 地震などの災害時に一定期間避難生活が可能で防災公園の設置について、関係部局との協議をすすめて実現すること。

(回答) 防災課

防災公園については、公園整備に併せて防災機能の付加について関係部局と協議してまいります。

⑨ 北浦和駅西口の17号交差点信号のスクランブル化をはかること。

(回答) 市民生活安全課

交差点のスクランブル化については、所轄警察署からの上申に基づき、県の公安委員会がその可否を決定しているため、自治会等からの要望に応じて、所轄警察署へお伝えいたします。

⑩ 領家3丁目地域に街区公園を整備すること

(回答) 都市公園課

当該地の近隣には元町東公園が整備済であることから、新規公園としての計画はありません。

⑪ 元町 1-22-6 古藤医院前の交差点に手押し信号の設置を県に求め、実現までの当面の安全処置を行うこと。

(回答) 市民生活安全課

信号機の設置については、所轄警察署からの上申に基づき、県の公安委員会がその可否を決定しているため、自治会等からの要望に応じて、所轄警察署へお伝えいたします。また、道路安全施設の設置については、自治会等の要望や交通環境を踏まえて、検討いたします。

・交通安全施設設置及び維持管理事業 804,709千円の内数

⑫ 特養ホームをただちに増設すること。

(回答) 介護保険課

特別養護老人ホームについては、民間活力の活用を前提に、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき計画的に整備してまいります。

・老人福祉施設等施設建設補助事業（老人福祉施設等整備費補助金交付事業）
354,312千円

⑬ 上木崎 7-19 正福寺前は通学路でありながら交通量が多く、狭あい道路となっているので、通学時間帯には車両規制をおこなうこと。

(回答) 学事課

通学路の安全対策については、関係部局と連携し、推進してまいります。

⑭ JR 北浦和駅にホームドアを設置すること。

(回答) 交通政策課

平成30年度に着工し、令和元年12月に整備が完了しました。

⑮ 市役所経由の浦和駅—北浦和間のバス路線を新設すること。

(回答) 交通政策課

要望については、バス事業者へお伝えいたします。

⑯ 浦和区三崎地区にドッグランを設置すること。

(回答) 都市公園課

ドッグランを設置する要件として、利用者による運営団体が組織されること、公園周辺の方々の理解が得られること等があり、併せて適地を確保することの要件が整えば、設置の検討を進めてまいります。

⑰ 浦和駅西口交差点の歩行者用信号の時間を延ばすこと。

(回答) 市民生活安全課

信号機の改良については、所轄警察署からの上申に基づき、県の公安委員会が

その可否を決定しているため、自治会等からの要望に応じて、所轄警察署へお伝えいたします。

南区

① 京浜東北線東側に児童センターを設置すること。

(回答) 青少年育成課

京浜東北線東側に児童センターを設置することについては、「さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン」及び「公共施設マネジメント計画」に基づき、引き続き調査、検討してまいります。

② 南区に1館もない体育館を設置すること。

(回答) スポーツ振興課

南区の体育館設置については、将来を見据えた計画的なスポーツ環境の整備を行う中で、市民ニーズを的確に捉えながら民間力を最大限活用した環境整備を検討してまいります。

なお、施設整備に当たっては、施設維持費等を考慮しながら計画的に予算を確保すべきであること、また多額の経費を要することも想定されるため、財源の確保も含め、中長期的な観点からの検討を行うとともに、今後は、民間施設を借り受け活用していくことなども行いながら取り組んでまいります。

③ 辻・フラワーパーク地内に、特別養護老人ホーム・母子保健センター・公民館・集会施設等複合施設を設置すること。

(回答) コミュニティ推進課

コミュニティセンター整備については、「公共施設マネジメント計画」に基づき、整備してまいります。

(回答) 介護保険課

特別養護老人ホームについては、民間活力の活用を前提に、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき計画的に整備してまいります。

(回答) 生涯学習総合センター

公民館は、原則として、さいたま市公共施設マネジメント計画策定時の自治会連合会地区単位で整備してまいります。

④ 田島交差点をはじめとする新大宮バイパス周辺の騒音・環境対策を強めること。

(回答) 環境対策課

騒音規制法に基づき、引き続き新大宮バイパスなどの主要幹線道路の騒音・振動調査を行い、要請限度を超過している場合は道路管理者に対しその旨を通知して

まいります。

・環境監視事業（道路交通騒音・振動調査） 2, 970千円

- ⑤ 市が管理する藤右衛門川上流の暗渠部内の堆積土砂を全部除去すると共に、流出先の藤右衛門川（県管理）の川床が高いため、大雨時などには内水域氾濫などの被害を招いている。県と協議し100%排出できるように県に強く要望すること。

（回答）下水道維持管理課

藤右衛門川雨水幹線（上流暗渠部分）の堆積土砂については、引き続き、浚渫等を実施することにより適切な維持管理を進めてまいります。

また、下流部の一級河川藤右衛門川の改修促進についても、引き続き、河川管理者である県に要望してまいります。

・管きよ維持管理事業 759, 574千円の内数

- ⑥ 浦和競馬場の夜間競馬・場外馬券販売の開催日数を減らすこと。また開催時には警察と連携して十分な防犯対策を講じること。近隣住民への砂埃の被害の低減策をとること。

（回答）経済政策課

公営競技は、地方財政の健全化への貢献を目的とし、開催日数を含め、周辺住民、周辺自治会の御理解のもと開催しているところです。開催時の防犯対策については、埼玉県浦和競馬組合において、多数の来場者が見込まれる本場開催及びJRAのGI開催時に、浦和警察署へ警察官の派遣を求め対応しているほか、周辺自治会から要望があった箇所に警備員を配置し万全を期しております。

砂塵対策については、砂塵の要因である摩滅した走路砂の全面入れ替え工事を定期的実施しております。引き続き、走路整備に伴う作業時強風の際には、適宜散水を行うなど飛散防止に努めるよう対処を求めてまいります。

- ⑦ 浦和競馬場第一駐車場を防災広場や遊水池等、雨季の貯留地とするため県から譲り受けること。

（回答）都市公園課

太田窪4丁目公園に近接しており、公園充足地域であるため、用地を取得の上公園整備する計画はありません。

- ⑧ 別所沼の水質の調査を進め、改善のための対策を実施すること。

（回答）都市公園課

周辺地盤に影響を及ぼす可能性のあるかいぼりについては、今後実施しない考えです。

また、水質改善についての浚渫等については、今後研究してまいります。

⑨ 白幡沼遊歩道に仮設トイレなどでの対策を含め、トイレを設置すること。

(回答) 都市公園課

公園のトイレは、比較的大規模で長時間滞在する利用者が多い公園であり、かつトイレの給排水が可能な場合に設置することとしております。

⑩ 田島通りから文化センターにぬける道の歩道が狭すぎるため、対策を講じること。

(回答) 道路環境課

現場状況を勘案して、緊急性、必要性が高い箇所について良好な道路環境の整備に、引き続き努めてまいります。

⑪ 藤右衛門川遊水池に仮設なども含めたトイレの設置についてけんとも協議して進めること。

(回答) 都市公園課

遊水池としての機能が最優先であることから、トイレの設置は考えておりません。

⑫ 六辻水辺公園遊歩道の川の水が少なく汚れているためきれいにすること。

(回答) 河川課

六辻水辺公園内の川の管理については、引き続き適切に維持管理を行ってまいります。また、流量についても関係機関と調整し検討してまいります。

・河川維持管理事業 682,926千円の内数

⑬ 南浦和駅とその周辺をバリアフリー重点地域とすること。東西口を結ぶ自由通路を確保すること。東口にトイレの設置、北口改札をつくること。

(回答) 生活衛生課

駅前公衆トイレの設置については、駅前という立地条件から設置のための用地確保が最大のネックとなっています。現在、生活衛生課が維持管理している駅前公衆トイレも、近年はそのほとんどが駅前広場、駅舎等の再整備の際に当該整備事業者により設置されたものです。

土地の有効利用や経費の面からも、駅前公衆トイレは駅舎等の再整備に併せて設置されることが望ましいと考えております。

今後も、再整備計画等の情報収集に努めるとともに、計画段階から事業実施主体に要請を行って参ります。

(回答) 交通政策課

バリアフリー基本構想に位置付ける重点整備地区は、鉄道駅等の周辺における公共施設や医療施設、福祉施設、商業施設などの生活関連施設の分布状況等を踏ま

え、一体的・重点的なバリアフリー化整備が必要な地区に設定しております。

令和3年度に予定している基本構想改定に当たり、市内の全鉄道駅を対象にバリアフリー化の優先度を再確認しましたが、南浦和駅につきましては、生活関連施設の分布状況から重点整備地区の設定には至っておりません。今後の基本構想見直しの際に、必要に応じて重点整備地区への移行の検討を行ってまいります。

東西口を結ぶ自由通路の確保、北口改札設置については埼玉県鉄道整備要望等を通じて、鉄道事業者へ引き続き要望してまいります。

・交通バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想推進分析） 4,524千円

⑭ 武蔵浦和駅周辺の再開発計画について、周辺住民への説明と周知を行い、再開発事業について住民からの要望を反映させること。また、工事中は市民の歩行の安全対策を講じること。

（回答）浦和西部まちづくり事務所

武蔵浦和駅周辺地区については、事業化に向けて住民等と意見交換を行ってまいります。

・市街地再開発推進事業（一部） 1,903千円

⑮ 武蔵浦和駅再開発地域内には、学校・公園・認可保育所など不足している施設を早急に作ること。特に沼影小、内谷中の大規模を早急に解消すること。

（回答）地域医療課

本市では、武蔵浦和駅再開発地域内に病院を開発する計画はありません。

（回答）のびのび安心子育て課

認可保育所の設置について、特に待機児童や利用保留児童の多い地域を重点地域として整備協議を進めており、引き続き、認可保育所等の整備を図ってまいります。

・特定教育・保育施設等整備事業（のびのび安心子育て課）（特定教育・保育施設の整備） 2,671,425千円

（回答）浦和西部まちづくり事務所

武蔵浦和駅周辺地区については、再開発事業で緑地や公開空地などを整備しておりますので、引き続き住民等と検討を行ってまいります。

（回答）教育政策室、学校施設課、学事課

武蔵浦和駅周辺地区（沼影小学校、内谷中学校を含む）におきましては、学校規模の適正化とともに、教育の質の向上を図るため、義務教育学校を整備するための基本計画を策定します。

・小学校新設校建設事業（武蔵浦和駅周辺地区新設校建設事業）
23,760千円

⑩ 沼影 3 丁目の旧県職員住宅跡地を公園にすること。

(回答) 都市公園課

公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園整備を進めてまいります。

「沼影県職員住宅」跡地については、沼影公園の改修工事に伴い、仮設駐車場として令和 2 年度から令和 3 年度において借地を行います。その後は、身近な公園が不足している地域であるため、引き続き埼玉県と協議してまいります。

・都市公園等整備事業（身近な公園の整備推進） 1, 3 1 8, 4 5 8 千円の内数

⑪ 武蔵野線（武蔵浦和駅周辺・太田窪地域・鹿手袋一丁目・西浦和大宮駅間）の客車・貨物車による騒音・振動を軽減すること。また草の刈り払いを適時行うこと。

(回答) 環境対策課

引き続き、武蔵野線沿線の自治体で組織する「武蔵野線公害対策連絡協議会」において、J R 東日本及び J R 貨物に対して、客車・貨物車による騒音・振動の軽減及び鉄道用地の適正な管理を要望してまいります。

(回答) 交通政策課

草の刈り払いについては、適時行うよう、鉄道事業者申し入れを行います。

⑫ 武蔵浦和駅周辺「花と緑の散歩道」の花や木の手入れと補植を行うこと。

(回答) 南部都市・公園管理事務所管理課

花と緑の散歩道については、現況を把握しながら、引き続き、適正な管理に努めてまいります。

・都市公園等管理事業 3, 3 2 7, 4 8 8 千円の内数

⑬ 武蔵浦和駅で武蔵野線に直接入れる改札口を設置すること。また改札口直近にエレベーターを設置すること。

(回答) 浦和西部まちづくり事務所

武蔵浦和駅武蔵野線側に改札口を設置することについては、埼玉県鉄道整備要望や本市が加盟する関連協議会等を通じて、鉄道事業者へ引き続き要望してまいります。

⑭ 大里小学校から田島通りに抜ける道に歩道スペースを確保すること。

(回答) 道路環境課

現場状況を勘案して、緊急性、必要性が高い箇所について良好な道路環境の整備に、引き続き努めてまいります。

⑳ 松本地区における道路の車道と歩道の安全を確保するため、片側だけでも歩道に柵を設置すること。

(回答) 道路環境課

現場状況を勘案して、緊急性、必要性が高い箇所について良好な道路環境の整備に、引き続き努めてまいります。

㉑ 一ツ木地下道の歩道の自転車事故が多いため、保安員を配置するなど安全対策をとること。

(回答) 市民生活安全課

自転車の安全対策については、自転車の交通違反や危険行為に対する指導ができる浦和警察署へお伝えしております。

また、自転車安全利用の啓発活動を、引き続き実施いたします。

㉒ 松本地区の水害対策を緊急に講じること。

(回答) 河川課、下水道計画課

松本地区の水害対策については、放流先である戸田市と連携し、事業間の調整を図りながら、整備の促進に努めてまいります。

・下水道浸水対策事業 3, 427, 097千円の内数

㉓ 近隣地域の水害対策のため、大谷口公園調整池、円正寺第一公園の容量を増やす策を講じること。

(回答) 下水道維持管理課

大谷口公園調整池、円正寺第一公園については、都市化や街の開発に伴う当該地区の雨水流出抑制対策として整備された調整池で、大雨時の雨水を一時的に貯留して少しずつ下流に流すための施設です。

調整池本来の機能が常に発揮されるよう、引き続き、流入や流出路の清掃や施設の点検など、適正な維持管理を実施してまいります。

・排水路維持管理事業 279, 356千円の内数

㉔ 南消防署、六辻公民館の建て替えを早期に実施すること。

(回答) 消防企画課

南消防署の建替等については、策定中の次期消防力整備計画に定め、整備を進めてまいります。

(回答) 生涯学習総合センター

複合施設である六辻公民館については、消防局と連携し、整備を進めてまいります。

緑区

① 東浦和駅での定期券発行等の業務を再開するよう JR 東日本に要望すること。

(回答) 交通政策課

埼玉県鉄道整備要望や本市が加盟する関連協議会等を通じて、鉄道事業者へ要望してまいります。

② 東浦和駅前に日陰を設置すること。

(回答) 道路環境課

日陰の設置については、用地を管理する鉄道事業者にお伝えいたします。

③ 東浦和橋北側交差点に歩行者信号を設置すること。

(回答) 市民生活安全課

信号機の設置については、所轄警察署からの上申に基づき、県の公安委員会がその可否を決定しているため、自治会等からの要望に応じて、所轄警察署へお伝えいたします。

④ 見沼代用水西縁沿いに歩いた距離が分かるよう標識を一定間隔で設置すること。

(回答) 見沼田圃政策推進室

見沼田圃における散策環境の向上に向けて、案内板の設置等に取り組んでおり、歩いた距離が分かるような物については一定の需要があると認識しておりますが、標識を設置することについては、その必要性も含めて研究してまいります。

⑤ 原山第1・2歩道橋の撤去については撤去後の安全対策を十分にとることを前提に進めること。

(回答) 道路環境課、道路計画課

原山第1歩道橋の撤去については、交通管理者等の関係機関と協議し、安全に配慮し検討してまいります。

原山第2歩道橋の撤去については、グリーンベルトなどの安全対策を実施してまいります。

- ・街路整備事業 5,612,180千円の内数
- ・橋りょう維持事業(橋りょう長寿命化修繕事業)
1,874,557千円の内数

⑥ 原山4丁目の投票所は元の原山小学校に戻すこと。

(回答) 選挙課

投票区域や投票所の見直しについては、自治会など地域の住民の要望、大規模開

発や区画整理等のまちづくりによる人口増、新たな公共施設の設置などを受け、隣接する投票区域も勘案し、実施主体である区選挙管理委員会と連携を図りながら検討を進めてまいります。

⑦ 三室地域等に自然緑地指定を増やすことと、バス停近くに無料の駐輪場を設置すること。

(回答) 交通政策課、自転車まちづくり推進課

バス停近くに無料の駐輪場を設置することについては、各バス停の利用動向やバス事業者の意見も踏まえ、引き続き、研究してまいります。

(回答) みどり推進課

貴重な樹林地については、現状を把握した上で所有者の御理解をいただきながら、みどりの条例に基づく指定緑地として指定に努めてまいります。

⑧ 三室の県立教育センター跡地の防災公園整備は住民意見を尊重するとともに、建物等解体に伴う諸課題については県と十分協議を行いながら引き続き住民の安全を第一に進めること。

(回答) 都市公園課

防災機能を有する公園として公園整備を行っていくために、今後も県をはじめ関係機関と協議・調整を行ってまいります。

また、建物解体に当たっては、近隣住民に対し、県が説明会を行いました。

⑨ 三室地域の住居表示が大変わかりにくくなっているのを改善すること。

(回答) 区政推進部

住所の変更については、市民生活への影響が大きいことから基準策定に向け、「わかりやすい住所の表示に向けた庁内検討会議」において、慎重に検討を進めているところです。

・住居表示事業（一部） 139千円

⑩ 市立病院行のバス路線を増やすとともにより早い時間帯の運行、および東浦和駅から市立病院への便数を増やすよう国際興業バスに求めること。

(回答) 交通政策課

要望については、バス事業者へお伝えいたします。

⑪ 美園小学校・美園南中学校通学のために綾瀬川に橋を早急に設置すること。

(回答) 学事課

綾瀬川への橋の設置については、現在、橋りょうを新たに設置する際に必要となる方向や高さが整合する接続道路がないこと、また新たな道路の整備計画もないことから、橋を設置することは難しい状況であると認識しております。

また、県が管理者となる河川管理用道路を結ぶ橋についても、現在のところ設置予定はないと認識しております。

引き続き、御要望の内容を関係部局に伝えてまいります。

- ⑫ イオン美園店北側、463号線の交差点は距離があり、高齢者や子ども、障害者が渡りきれないことがあるため、エレベーター付きの歩道橋を設置するなど対策をとること。

(回答) 道路環境課

当該直近箇所に歩道橋があるため、歩道橋の設置予定はございません。引き続き現場状況を勘案して、必要に応じて歩行者の安全対策について検討してまいります。

- ⑬ 旧国道463号線と国道122号の大門交差点の上り方面に右折信号を設置すること。

(回答) 市民生活安全課

信号機の改良については、所轄警察署からの上申に基づき、県の公安委員会がその可否を決定しているため、自治会等からの要望に応じて、所轄警察署へお伝えいたします。

- ⑭ 浦和美園駅東口へトイレを整備すること。

(回答) 生活衛生課

浦和美園駅東口への公衆トイレの設置については、西口に公衆トイレが設置されており、浦和美園駅東口駅前複合公共施設が開館したことから、新たなトイレの設置は検討されておられません。

- ⑮ 県道105号線(さいたま鳩ヶ谷線・日光御成街道)の浦和代山郵便局北側は道路が狭く、事故も起きているので、拡幅等安全対策を進めること。

(回答) 道路環境課

さいたま鳩ヶ谷線の代山郵便局北側については、沿線地権者の協力を得られましたら歩道整備を実施してまいります。

- ⑯ 寺山17-3付近の東北自動車道下をくぐる道路を早期に通行可能とするよう整備を進めること。

(回答) 道路環境課

当該地下道の自動車の通行については、地域の意見を聞きながら、対応について検討して参ります。

- ⑰ 松芝公園の西側の道路は改修した地面が斜めになっており、バイク等を通る際に大変危険なため、平らにすること。

(回答) 道路環境課

当該路線については、現地調査結果に基づき、道路修繕工事を実施してまいります。

- ・道路維持事業（道路修繕事業） 4, 230, 480千円の内数

岩槻区

(1) 台風、豪雨災害等による水害について

岩槻区では近年、台風やゲリラ豪雨による「道路冠水」被害が多発し、住民に多大な被害が拡大しています。特に徳力・小溝地域の水害は一向に収まっていないのが現状です。徳力・小溝地域の水害を根本的に解決するために古隅田川の改修による拡幅がどうしても必要といえます。そこで市は古隅田川の拡幅工事を県に求めること。また、さいたま市内でも「道路冠水」被害箇所が多い岩槻で、「道路冠水」が起きにくい対策を講じること。

(回答) 河川課、下水道計画課

ゲリラ豪雨などの大雨による被害の把握については、関係部局と連携して浸水状況の収集を行い、水位情報システムを活用し、大雨時の早期対応に努めてまいります。

徳力・小溝地域の水害対策については、埼玉県・さいたま市（河川・下水道）事業調整協議会を通じて、県へ古隅田川の改修促進の要望を行ってまいります。

- ・河川改修事業 1, 635, 716千円の内数
- ・下水道浸水対策事業 3, 427, 097千円の内数

(2) 岩槻区の下水道普及率について

岩槻区は、下水道普及率がさいたま市内平均 19 年度実績 93.6%に対し最低の 70.1%となっています。この突出して低い下水道の普及率を高めるため、岩槻区の下水道工事の計画を前倒しで行い、2021 年度中に 80%以上の普及率へ高めることを求めます。

(回答) 下水道計画課

下水道の整備については、「さいたま市生活排水処理基本計画」に基づき、合併処理浄化槽との役割分担により、下水道による整備が効率的な区域において、事業調整を図りながら整備を推進してまいります。

- ・下水道汚水事業 3, 062, 520千円の内数

(3) 幅の狭い踏切から住民の安全を守る問題について

岩槻駅近くにある「丹過の踏切」は特に幅が狭く、歩道もない非常に危険な

状況が依然として続いています。優先的にではなく早急に危険を取り除くこと。また区内の他の踏切も幅の狭い踏切があります。住民が安心して渡れるように幅を広くしてください。

(回答) 道路環境課

踏切道については、踏切道改良促進法の指定を受けた箇所のうち、拡幅等の整備が必要である、歩道が狭い踏切道について、優先的に整備を進めてまいります。

(4) バイク用駐輪施設の新設と増設について

岩槻駅および東岩槻駅近くにオートバイ用の駐輪場がほとんどありません。市は現行の民間駐輪場事業者にオートバイ用の駐輪スペースを設けるか、増設するように要望してください。

(回答) 自転車まちづくり推進課

岩槻駅及び東岩槻駅周辺でのオートバイ用駐輪場については、民間事業者からの申請に基づき、一定要件を満たす駐輪場整備に対しては、補助金交付による支援を行っております。民間事業者と連携のもと、収容台数の確保に努めてまいります。

・自転車駐車場整備事業 11,597千円の内数

(5) 県立小児医療センター移転に伴う救急対応の医療施設確保について

県立小児医療センター跡地にできた医療型障害児入所施設「カリヨンの杜」は救急に対応していません。しかし従来から県立小児医療センターを利用してきた障害児は近辺に居住しており、近くに救急対応ができる病院が必要です。市は独自に救急対応の出来る病院を建設するか、「カリヨンの杜」が救急対応できるように県に要望してください。

(回答) 地域医療課

医療型障害児入所施設「カリヨンの杜」は、埼玉県が公募を行い、障害児の入所施設として運営していると伺っております。

各医師会や中核病院の協力のもと、小児の重層的な救急医療体制を構築しております。引き続き、市内の小児救急医療体制の充実に努めてまいります。

当該施設の救急対応については、県に情報提供を行ってまいります。

(6) 公共の公民館建設と旧給食センターの活用について

① 岩槻駅西口が開設され新たな住民が増えているにも関わらず、岩槻駅北西部には、現在市民が利用できる公共の施設がありません。この地域に無料で利用できる公共の公民館の建設を求めます。

(回答) 生涯学習総合センター

公民館は、原則として、さいたま市公共施設マネジメント計画策定時の自治会連合会地区単位で整備してまいります。

- ② 「旧給食センター」が使われることなく放置されています。「旧給食センター」が使われないのなら、この際取り壊して土地の有効活用を求めます。

(回答) 健康教育課、学校給食センター

旧岩槻学校給食センターについては、解体工事に向けた検討を進めてまいります。また、解体後の跡地の有効活用についても検討してまいります。

- (7) 岩槻区内にバーベキューの出来る施設建設について

岩槻区内でバーベキューをしたいとの声が聞かれます。しかし区内にはバーベキューが出来る施設がありません。岩槻区内にバーベキューの出来る施設を作るよう要望いたします。

(回答) 都市公園課

バーベキュー施設の設置について、臭気等の近隣に被害が出ない区域の確認や、近隣自治会等の要望の有無を踏まえ研究してまいります。

- (8) 綾瀬川の釣上新田地域に人道橋を建設すること

釣上新田地域は、生活圏が東川口や浦和美園に近いにも関わらず、綾瀬川に橋がないことから買い物にも、小学校通学にも大変不便な地域で住民から人道橋を求める声が強く有ります。生活道路及び美園小学校への通学路として、綾瀬川に人と自転車用の橋を架けることを求めます。

(回答) 学事課

綾瀬川への橋の設置については、現在、橋りょうを新たに設置する際に必要となる方向や高さが整合する接続道路がないこと、また新たな道路の整備計画もないことから、橋を設置することは難しい状況であると認識しております。

また、県が管理者となる河川管理用道路を結ぶ橋についても、現在のところ設置予定はないと認識しております。

引き続き、御要望の内容を関係部局に伝えてまいります。

- (9) 一部の投票所の不便について

- ① 本町5丁目の住民が指定されている投票所は非常に遠くて不便です。近隣の本丸公民館への変更を求めます。

(回答) 選挙課

投票区域や投票所の見直しについては、自治会など地域の住民の要望、大規模開発や区画整理等のまちづくりによる人口増、新たな公共施設の設置などを受け、隣接する投票区域も勘案し、実施主体である区選挙管理委員会と連携を図りながら検討を進めてまいります。

- ② 三町公民館を投票所にする際は、高齢者や障害者が投票する場合に自動車を止める場所が無く不便です。久伊豆神社初詣の時のように近くに臨時駐車場

を確保してください。

(回答) 選挙課

三町公民館及びその周辺に公共駐車場が無いことから、利用が可能な民営駐車場及びスペースについて、実施主体である区選挙管理委員会と連携し、調査を進めてまいりましたが、投票所周辺に適当な駐車場及びスペースがなく、駐車場の確保が困難な状況でございます。また、投票区内に周辺を含め利用可能な駐車場を有する適切な施設が他に無いため、引き続き三町公民館を投票所として使用してまいりたいと考えております。

(10) 交通危険個所の対策について

県道蒲生岩槻線の国際興業バスの東町二丁目バス停(越谷方面行き)付近の十字路が、スーパーも近く歩行者の横断が多い危険な交差点となっています。信号機か横断歩道を設置するなどの安全対策を図ってください。自治会の要望だけでなく住民の要望も聞いてください。

(回答) 市民生活安全課

信号機や横断歩道の設置については、所轄警察署からの上申に基づき、県の公安委員会がその可否を決定しているため、自治会等からの要望に応じて、所轄警察署へお伝えいたします。

以下、さいたま市から国または県へ要望されたい。

【3】地域産業を振興し、中小商工業者の営業を守る施策の充実

1. 消費税率を5%に引き下げること。

(回答) 税制課

消費税率の引き下げについては、社会保障の安定財源の確保、国・地方の財政健全化、経済状況等、総合的な見地から国において適切に判断されるものと考えております。

2. 最低賃金引き上げへの対応や従業員の社保加入をすすめるためにも、中小企業対策予算を大幅に増額するとともに、政府系中小企業向け金融機関の融資枠を拡大すること。

(回答) 経済政策課

中小企業の金融支援については、国や政府系中小企業向け金融機関の動向を注視してまいります。

3. 中小加工業の営業を守るため、最低加工賃を設けること。

(回答) 労働政策課

最低加工賃については、今後も、国の動向を注視してまいります。

4. 所得税法第56条を廃止し、家族賃金を必要経費と認めること。

(回答) 市民税課

所得税法第56条の廃止については、現行の税制度に影響するものであることから、引き続き、国の動向を注視してまいります。

【4】農業と地場産業の振興

1. 法制上の抜本的な改革をおこなうこと。

(1) 生産緑地の指定要件を「200㎡以上の農地」「5～10年の営農期限」に改めること。

(回答) みどり推進課

生産緑地地区の指定については、法に基づき指定をしていることから、営農期限の要件を緩和する措置を講ずることはできませんが、生産緑地法の一部を改正する法律が平成29年6月15日に施行され、生産緑地の面積要件を市町村が条例により300㎡を下限として引き下げ可能になりました。それに伴い、本市におきましても面積要件を「500㎡」から下限の「300㎡」へ引き下げていることから、さらなる指定要件の改正を要望する考えはありません。

(2) 固定資産税を収益還元方式にあらため、土地の利用形態に応じた徴収をすること。

(回答) 固定資産税課

土地の固定資産の評価については、地方税法等に基づき、売買実例等を参考として、全国統一の評価方法を採用しております。今後については国の動向を注視してまいります。

(3) 屋敷林も、生産緑地指定の対象とすること。

(回答) みどり推進課

屋敷林については、生産緑地法の規定により対象とすることはできませんが、一定の要件を満たす屋敷林等の樹林地等は、所有者の同意を得て、条例に基づく保存緑地として指定が可能であることから、指定対象に向けた要望を行う考えはありません。

2. 農地相続税の大幅な軽減をはかり、営農条件を20年にあらためること。

(回答) 税制課、農業政策課

相続税については、適切な資産再分配機能、所得税の補完機能などの総合的な見地から、国において適切に判断されるものと考えております。

3. 地価税の農地への導入をやめること。

(回答) 税制課、農業政策課

地価税については、地価高騰の抑制などの見地から制度化されたものですが、当分の間課税されないこととされており、今後の運用については、国の動向を注視してまいります。

4. 種子法を復活させること。

(回答) 農業政策課

種子法については、今後も、国の動向を注視してまいります。

5. 大規模な農家のみを対象とする「品目横断的経営安定対策」を改め、全ての農家を対象とした生産価格の安定・下支えを実現する「価格安定保障制度」を確立すること。

(回答) 農業政策課

価格安定保障制度を確立することについては、国の経営所得安定対策推進事業の活用を図り、農業経営の安定化に取り組みながら、国の動向を注視してまいります。

6. 農業を国の基幹産業として位置づけ、所得保障、価格保障を講じること。米価を支えるため余剰米の買い取りを前倒しで行うこと。米価暴落に対する特別の対策をとること。

(回答) 農業政策課

所得保障等を講じることについては、国の経営所得安定対策推進事業や収入保険制度等の活用を図り、農業経営の安定化に取り組みながら、国の動向を注視してまいります。

7. 株式会社の農地取得は、農地の不安定化、荒廃をもたらしかねないので、規制を強化すること。

(回答) 農地調整課

法人による農地の権利取得については、農地法上、農地所有適格法人に限定して可能とされており、要件として、主たる事業が農業であること、株式の譲渡制限があることなど規制されておりますが、今後も国の動向を注視してまいります。

8. 遊休農地の有効利用を図るよう助成の拡充をはかること。

(回答) 農業政策課

遊休農地の有効利用を図るよう助成の拡充をはかることについては、農地所有者から担い手への集積の促進を図るため、市独自の補助事業を実施してまいります。

引き続き、農用地景観形成作物栽培支援事業により、農地の有効利用を促進するとともに、農業と市民との交流の場として活用を図ってまいります。また、国の動向にも注視してまいります。

- ・ 農業政策推進事業（効率的かつ安定的な農業経営の実現） 1, 100千円
- ・ 農業経営支援事業（農業経営安定・生産向上事業）（一部） 1, 950千円

(1) 農家の相続税については、農家の実態に見合うよう改善をはかること。

(回答) 税制課、農業政策課

相続税については、適切な資産再分配機能、所得税の補完機能などの総合的な見地から、国において適切に判断されるものと考えております。

(2) BSE 問題では、輸入牛肉の月齢規制を復活させること。

(回答) 食肉衛生検査所

輸入措置等を含めた B S E 対策については、食品安全委員会の食品健康影響評価等を踏まえており、改めることを求める考えはありません。

【5】安全・良質・安価な水道の供給

1. 高利率の企業債の借り換えについて、要件の緩和、枠を拡大すること。

(回答) 財政課

高利率の企業債の借り換えについて、要件の緩和、枠を拡大することについては、公債費負担の軽減を図り、地方自治体の財政健全化を推進する観点から、引き続き、全国市長会、指定都市市長会等の関係機関を通じ、国に対して要望してまいります。

2. 水は生きていく上で不可欠なものであることから消費税を非課税とすること。

(回答) 水道財務課

水道事業の消費税については、法令どおり適用してまいります。

3. 水道事業の民営化を推進しないこと。

(回答) 経営企画課

現時点ではコンセッション方式の導入は考えておりません。そのため、要望を行う考えはありません。

県への要望

1. ハッ場ダム建設事業によって生じる減価償却費、維持管理費などを水道料金に転嫁して、市民負担を増やすことのないようにすること。

(回答) 経営企画課

本市が市民に水道水を供給する水源の約90%は、県営水道からの水道用水供給に依存しております。ハッ場ダム建設事業に係る費用については、この県営水道から購入する水道水の購入価格に反映される可能性があります。令和3年度においては、値上げされるとは聞いておりません。

【6】勤労者福祉と雇用対策の充実

1. 総合労働相談コーナーの窓口を休日や夜間帯にも設けること。

(回答) 労働政策課

休日や夜間帯における労働基準監督署の相談窓口の開設については、利用者のニーズ等、必要性に応じて、国において検討するものであるため、今後も、国の動向を注視してまいります。

2. 全国一律の最低賃金制度を確立すること。

(回答) 労働政策課

最低賃金については、国及び地方審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて決定されているものと認識しておりますので、今後も、国の動向を注視してまいります。

**3. 最低賃金をただちに時給 1000 円にし、すみやかに 1500 円以上に引き上げる
こと。**

(回答) 労働政策課

最低賃金については、国及び地方審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて決定されているものと認識しておりますので、今後も、国の動向を注視してまいります。

4. パート労働者の課税最低限度額を引き上げること。

(回答) 労働政策課

パート労働者の課税最低限度額については、国における税制上の問題であり、今後も、国の動向を注視してまいります。

**5. 製造業への派遣禁止・日雇い派遣禁止など、派遣労働法を労働者保護の内容
に抜本的に改正すること。**

(回答) 労働政策課

労働者派遣法については、平成 27 年 9 月に改正・施行され、平成 30 年には雇用安定措置が設けられ令和 2 年 4 月より施行されており、制度運用状況等について、今後も、国の動向を注視してまいります。

**6. 雇用保険失業給付について、特定受給資格者以外の基本手当の給付率を 60%
以上に、所定日数を 300 日にするなど 2000 年改正前に戻すこと。その際、特
定受給資格者、再就職手当、教育訓練給付等の要件は据え置くこと。**

(回答) 労働政策課

雇用保険失業給付については、平成 29 年 4 月に失業給付の拡充を図る法改正がなされており、今後も、国の動向を注視してまいります。

7. 高度プロフェッショナル制度を廃止すること。

(回答) 労働政策課

高度プロフェッショナル制度については、一定の年収以上で特定の高度専門職の労働者のみを対象とすること、使用者側が健康確保措置を講じること等を要件としながら、自律的で創造的な働き方を促進するものであり、ワーク・ライフ・バランスや多様で柔軟な働き方の実現のための 1 つの手段として、一定の効果が期

待されるものと認識しております。

本制度が適正に運用されていくかについて、今後も、国の動向を注視してまいります。

8. パート労働者の生活と権利を保障するために、年次有給休暇を保障すること。

(回答) 労働政策課

年次休暇の保障については、働き方改革関連法の成立に伴い、平成31年4月から年次有給休暇取得が義務化されていることから、制度運用状況等について、今後も、国の動向を注視してまいります。

9. ILOの「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」を批准すること。

(回答) 労働政策課

「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」の批准については、国において判断されるものと考えております。

【7】若者への支援

県への要望

1. 若者を使い捨てにする「ブラック企業」及び「ブラックバイト」に対し、長時間労働の是正や離職者数の公表、就職情報・広告の適正化等、実効性ある取り組みをすること。

(回答) 労働政策課

いわゆる「ブラック企業」及び「ブラックバイト」に対する取り組みについては、国において、長時間労働などの労働基準関係法令違反企業を公表するなどの取り組みをしており、今後も、国の動向を注視し取り組みを進めてまいります。

2. 「サポステさいたま」においては在学中の学生も利用できるようにすること。

(回答) 労働政策課

「サポステさいたま」については、国において、高等学校中途退学者等に対する切れ目ない支援を実施するため、在学中においても中途退学リスクが明確化した者を学校と連携し支援しており、今後も、国の動向を注視してまいります。

【8】消費者行政の充実

1. 輸入食品などの検査員をふやし、検査を強化すること。

(回答) 生活科学課

輸入食品の安全確保対策については、毎年度策定している「さいたま市食品衛生

監視指導計画」に基づき検査を実施しております。今後も必要に応じ検査体制を強化いたしますが、現時点で、検査員の増員を要望する考えはありません。

【9】「さいたま市平和都市宣言」をいかした平和行政の推進

1. 特定秘密保護法、安保関連法及び共謀罪法を撤廃すること。

(回答) 行政透明推進課、総務課

特定秘密保護法は国及び国民の安全を確保するための法律であり、地方自治体は特定秘密を取り扱うことはないことから、本市として国に対して撤廃を求めることは考えておりません。

いわゆる安保法制は、日本の平和と安全を確保するために、紛争を未然に防ぐ力、すなわち抑止力を高めることなどを目的とした、国の安全保障に深くかかわる法律であると認識しております。国においては、今後も、この法律の意義について、国民への説明に努めていただきたいと考えております。

2. オスプレイの低空飛行訓練には反対を表明すること。

(回答) 危機管理課

オスプレイの低空飛行訓練については、日米安全保障条約及び日米地位協定に基づき行われている飛行訓練であるため、現状において、訓練に反対を表明することは考えておりません。

3. 核兵器禁止条約を批准すること。

(回答) 総務課

国内において、あるいは各国間においても存在している根本的な考え方の相違を受け入れ、建設的な議論を通じて、国際社会が一致して「核兵器のない社会」の実現に向けて取り組んでいくことが最も重要であると考えております。本市としては、引き続き、国の動向や国際社会における議論を注視しながら、被爆の実相や核兵器の恐ろしさを市民、特に未来を担う若い世代に伝え、核兵器廃絶に向けた機運醸成を図ってまいりたいと考えております。

【10】地方自治権を拡充し、清潔・公正・市民に開かれた市政へ

1. 大企業への法人税減税や大企業優遇税制を是正し、大企業へ応分の税負担を課すこと。

(回答) 市民税課

大企業への税制については、変動著しい国内外の経済状況の中、現在国において、法人課税の在り方について検討していることから、引き続き、国の動向を注視してまいります。

2. 生活用地、生活家屋などそのものが利益を生み出さない資産については、その税の減免措置を一層拡充すること。国庫補助金・負担金の削減をやめること。

(回答) 固定資産税課

住宅用地については、課税標準の特例措置を適用しております。

また、居住用家屋についても、一定要件を満たす新築住宅に対する減額措置を講じております。今後については国の動向を注視してまいります。

3. 新たな地方への負担増大を中止すること。住宅、学校、保育所、下水道など生活関連施設の建設や運営の国庫補助、国負担制度を大幅に改善し、単価差、数量差、認可差など全てにわたって超過負担が起きないようにすること。

(回答) 財政課

国庫補助負担金の超過負担の解消については、引き続き、全国市長会、指定都市市長会等の関係機関を通じ、国に対して要望してまいります。

4. 起債についてはくり上げ償還や借り換え返済期間の延長を行えるようにすること。また、起債の利率を引き下げること。

(回答) 財政課

地方債の発行条件の改善、補償金免除繰上償還については、引き続き、全国市長会、指定都市市長会等の関係機関を通じ、国に対して要望してまいります。

5. 公的年金からの各種税(料)の天引きをやめること。

(回答) 市民税課

公的年金からの特別徴収制度については、年金受給者の納付に係る利便性の向上を図るために導入されたものですので、法令に基づき適正に執行してまいります。

6. マイナンバーは中止を含め、見直しすること。

(回答) 情報政策部

マイナンバー制度については、「国民の利便性の向上」、「行政の効率化」及び「公平・公正な社会の実現」に必要であると考え、安心かつ安全に国民が利用できるよう、個人情報を保護する措置を講じております。

マイナンバー制度は既に運用が開始され、市民の利便性の向上や行政の効率化にも繋がっておりますので、セキュリティ対策に万全を期しつつ、マイナンバー制度の運用に取り組んでまいります。

7. マイナンバーの用途の拡大を無原則に広げないこと。

(回答) 情報政策部

用途の拡大については、国の動向を注視してまいります。

【11】憲法と「子どもの権利条約」を生かした教育の推進

1. 大学授業料を値下げするための予算措置をとること。

(回答) 都市経営戦略部

大学授業料を値下げについては、国においても、学生へ様々な支援策を行っているところであり、引き続き国の動向を注視してまいります。

2. 高校授業料無償化制度を継続し、所得制限を導入しないこと。

(回答) 高校教育課

高校授業料無償化については、国の制度に基づいた事業のため、国の動向を注視してまいります。

3. 「教育再生」プランによる学校選択制の拡大、国による監査官の配置、学校評価による予算での学校差別などを押しつけないこと。

(回答) 指導1課

学校評価は、子どもたちがよりよい教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組であり、地域の方々による外部評価を受け、結果はその目的に沿って使われています。

4. 義務教育国庫負担金の削減に反対し、義務教育国庫負担制度の堅持を求めること。児童・生徒急増地域の小・中学校施設整備に対する補助率を元の3分の2に戻し、延長・改善を計ること。

(回答) 教職員給与課、学校施設課

義務教育費国庫負担制度及び小・中学校施設整備に対する国庫負担については、義務教育の根幹を国が責任をもって支える制度であることから、国の動向を注視してまいります。

5. 事務職員、栄養職員について、義務教育費国庫負担法から適用除外せず、継続・拡充すること。

(回答) 教職員給与課

事務職員、栄養職員については、国の法令に基づき算定されることから、国の動向を注視してまいります。

6. 全国学力テストの結果公表をこれ以上広げず、悉皆調査を抽出調査に変更すること。

(回答) 教育研究所

これまで、全国学力・学習状況調査の結果等については、保護者や地域住民に児童生徒の学習や生活習慣等の状況を知らせ、課題の解決に向けて協力を仰ぐとともに、市の教育施策の検証、改善や学校における教育指導の充実に役立ててまいりました。

調査結果の公表に際しては、国が示す実施要領や調査の目的に沿った方法が必要だと認識しております。

また、全国学力・学習状況調査については、調査の実施主体が文部科学省であることから、今後も実施要領に則った調査方法で調査を実施してまいります。

7. 小学校3年生以上でも少人数学級を実施すること。

(回答) 教職員人事課、学校施設課

義務標準法の改正により小学校において、学年ごとに段階的に35人学級を実施することとしており、適切に人事配置や教室整備を行ってまいります。

また、よりきめ細かな指導等を図っていくため、引き続き、学級編制の標準の引下げに対応するための教職員定数や必要な環境整備に係る予算の確保について国に要望してまいります。

8. 大学入試改革における民間英語検定試験、国語・数学の記述式問題の導入は見送ること。

(回答) 高校教育課

大学入試改革における民間英語検定試験が見送られたことで、生徒が不安に思わないよう、学校に対応を促すとともに、今後の大学入試センターの動向に注視してまいります。

県への要望

1. 朝鮮学校への補助金を再開すること。

(回答) 学事課

朝鮮学校への補助金については、県の事業であることから、県の動向を見守ってまいります。

【13】ジェンダー平等の実現と個人の尊厳を守る

1. 女性の時間外、休日、深夜業の保護規定を見直し、保護基準の充実に努めること。

(回答) 労働政策課

女性の保護規定については、男女雇用機会均等の観点等により、平成11年4月の労働基準法改正によって撤廃されております。

現在、男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置や、労働基準法における母性保護規定により女性の保護が図られており、今後も、国の動向を注視してまいります。

2. 育児介護（看護）休業制度の普及・啓発に努めること。また育児、介護、看護休業の賃金保障を充実させること。

(回答) 労働政策課

育児介護（看護）休業制度については、今後も、国の動向を注視してまいります。

3. 民法を改正し、選択的夫婦別姓の法制化および婚外子差別の解消を早期に図ること。

(回答) 人権政策・男女共同参画課

選択的夫婦別姓の法制化および婚外子差別の解消については、民法の改正の動向を引き続き注視してまいります。

4. 性的少数者の差別を禁止する法律を制定すること。同性婚を認める民法改正をおこなうこと。

(回答) 人権政策・男女共同参画課

性的少数者の差別を禁止する法律の制定および同性婚を認める民法改正については、国の動向を引き続き注視してまいります。

【14】住民福祉の向上のために

1. 憲法 25 条の生存権を脅かす生活保護基準・住宅扶助費の引き下げをやめ、引き上げるよう求めること。また夏季加算を基準に加えること。

(回答) 生活福祉課

加算を含めた生活保護基準や住宅扶助については、国の社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果や、物価の動向を勘案するという考え方にに基づき算定されたものです。

最低限度の生活を保障しつつ、生活扶助の基準額と一般低所得世帯の消費実態等を勘案し改定されたものであり、今後も国において適切に判断されるものと認識しております。

しかしながら、夏季加算を基準に加えることについては、昨今の異常気象等が生じている現状に鑑み、国に対し保護の実施要領の改正意見として、要望してまいり

ます。

・生活保護事業 34,561,710千円

2. 生活保護制度の現行の国庫負担率を引き上げること。また老齢加算を復活すること。

(回答) 生活福祉課

生活保護の国庫負担率については、原則、国が10割負担すべきものとして国に対して要望しております。

また、老齢加算については、社会保障審議会福祉部会「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」における、老齢加算に相当する特別な需要は認められないとの考え方を踏まえ廃止されたものであり、加算の復活を国に求めることは考えておりません。

・生活保護事業 34,561,710千円

3. 生活保護制度における家具什器費を引き上げること。及びエアコン設置を新規利用者から希望する利用者に拡充すること。

(回答) 生活福祉課

家具什器費の限度額及びエアコン購入費用の支給対象については、扶助の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、国において適切に判断されたものと認識しております。

しかしながら、エアコン購入費の支給対象については、昨今の異常気象等が生じている現状に鑑み、国に対して見直しを要望してまいります。

・生活保護事業 34,561,710千円

4. 公的年金制度について、全額国庫負担による最低保障年金制度を創設すること。パート労働者や派遣労働者などの権利を守り、年金をはじめ各種社会保険の適用をすすめること。無年金障害者の救済策をただちにおこなうこと。支給額を引き下げるマクロ経済スライドを廃止すること。

(回答) 年金医療課

公的年金制度の在り方については、現在、国において検討中であることから、持続可能で安心できる年金制度を構築するよう、引き続き、全国市長会等を通して国に要望してまいります。

次に、パート労働者に対する各種社会保険の適用については、令和2年5月29日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件が令和6年10月までに段階的に引き下げられるほか、令和4年10月に勤務期間要件がフルタイムの被保険者と同様に適用されます。今後も、国の動向を注視してまいります。

次に、無年金障害者の救済策については、国民年金制度の発展過程で生じた無年金障害者等の救済措置を講じるよう、引き続き、全国市長会等を通して国に要望してまいります。

最後に、支給額を引き下げるマクロ経済スライドについては、負担とのバランスを図りつつも公的年金制度そのものが高齢者や障害者の生活を安心して支えるものとなるよう、引き続き、他の指定都市とともに年金支給額の改善を要望してまいります。

5. 介護保険法の改定で利用者負担割合の引き上げ、高額介護サービス費の自己負担限度額の引き上げなどをおこなわないこと。介護保険制度のさらなる改悪をやめること。

(回答) 介護保険課

介護保険法の改正による利用者負担の見直しについては、高齢化の更なる進展に伴い、今後さらに介護費用の増加が見込まれる中で、制度の持続可能性を高めることを目的に、費用負担の公平化を図るためのものですので、国へ要望をすることは考えておりません。

6. 介護報酬をもとにもどすこと。また職員の処遇改善のための特例的財政措置をとること。

(回答) 介護保険課

介護報酬については、社会保障審議会介護給付費分科会で議論され、介護保険法の規定により決められており、本市で検討することは考えておりません。

7. 介護給付費の国庫負担をただちに 25%から 30%に引き上げ、利用料・保険料の減免制度をつくること。

(回答) 介護保険課

第1号被保険者の保険料負担の軽減を図るため、公費負担割合の見直しとともに、低所得者対策としての利用料・保険料の軽減について、引き続き国に対し要望してまいります。

8. 介護保険料の滞納者に対して、介護保険給付制限停止などの制裁措置をとることのないよう法改正をはかること。

(回答) 介護保険課

保険料滞納者に対する保険給付の制限については、被保険者間の公平を図る観点から必要な措置であり、法改正を要望することは考えておりません。

9. 心身障害者福祉手当事業の対象範囲を元にもどすこと。

(回答) 障害支援課

心身障害者福祉手当については、65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方を助成対象外といたしました。

しかしながら、高齢の障害者の方々に対しては、障害福祉サービスや介護保険サービス等の各種サービスを組み合わせながら日常生活の支援を行っているところです。

今後も、高齢の障害者が安心して生活できるよう、引き続き障害者施策全体の推進に取り組んでまいります。

・心身障害者福祉手当給付事業 1,022,062千円

10. 重度障害者のための入所施設を整備すること。

(回答) 障害政策課

重度障害者・医療的ケアが必要な障害者のための入所施設については、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、西区で定員50名の施設を整備し、平成31年4月に開所しました。今後も国の動向を注視しながら、入所待機者の把握に努めてまいります。

11. 施設経費の日額制を廃止すること。

(回答) 障害支援課

障害福祉サービス等の報酬については、施設が安定した運営を行える報酬となるよう、二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議等を通じて国に要望を行っており、今後も国の動向を注視してまいります。

・自立支援給付等事業(一部) 24,780,787千円

12. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについては、障害支援区分の機械的な運用によって支援内容を決めるのではなく、一人ひとりのニーズに応じた支援を受けられるようにすること。

(回答) 障害支援課

障害福祉サービスの支援内容については、障害支援区分に加え、本人の希望や介護者の状況等を総合的に勘案して決定されております。平成30年には、障害者総合支援法も改正され、制度の充実が図られたところです。今後も国の動向を注視してまいります。

・自立支援給付等事業(介護給付費等支給事業) 19,517,420千円

13. 65歳以上障害者への介護保険サービス優先利用制度を廃止すること。

(回答) 障害支援課

65歳以上障害者への介護保険サービス優先利用については、在宅の障害者が

必要とする支給量が、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみでは賄いきれない場合は、障害福祉サービスの上乗せを行っております。また、サービス内容等から、同行援護、行動援護等の障害福祉サービス固有のものと認められるものについて、障害福祉サービスの支給決定を行っております。

平成30年4月1日の障害者総合支援法の改正に伴い、介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われたところですが、引き続き国の動向を注視してまいります。

・自立支援給付等事業（介護給付費等支給事業） 19,517,420千円

14. 保育所保育指針はあくまで指針として、各保育所の保育方針などを尊重すること。

（回答）保育課

各保育施設では、国の保育所保育指針に基づき、独自の保育理念と保育方針のもと、創意工夫しながら日々の保育を実践していただいております。

15. 0～2歳児の保育料を引き下げること。

（回答）保育課

利用者負担額（保育料）については、幼児教育・保育無償化の影響等を見極めつつ、国や他市の状況等を参考に研究してまいります。

16. 国の保育所最低基準が低すぎるため、最低基準の引き上げをはかること。

（回答）のびのび安心子育て課

保育所最低基準については、国の最低基準を上回る、本市の基準を設けているため、国への要望については考えておりません。

17. 保育所用地の確保に対する財政支援を図ること。

（回答）のびのび安心子育て課

保育所用地の確保に対する財政支援については、保育所等整備交付金の「土地借料加算」において、工事着工前の土地借料が補助対象となるとともに、補助基準額も増額され、施設整備の促進策が講じられております。引き続き、保育所整備を円滑に進めるため、21大都市児童福祉主管課長会議等により、国に要望してまいります。

18. 子育て支援医療費助成制度を国の制度として実施すること。

（回答）年金医療課

子育て支援医療費助成制度を国において実施することについては、これまでも全国市長会、21大都市児童福祉主管課長会議等を通じて、要望を国に行ってきた

ところであり、引き続き、国に要望してまいります。

・子育て支援医療費助成事業 4,770,780千円

19. 保育所運営費補助の一般財源化を元の補助制度に戻すこと。

(回答) 保育課

保育所運営費補助制度については、国の動向を注視してまいります。

20. 自治体に対し、保育所で働く職員の処遇改善のための財政措置を講じること。

(回答) 保育課

職員の処遇改善については、国が定める保育単価（公定価格）の中で、処遇改善等加算の見直し等が実施されており、今後も国の動向を注視いたします。

21. 保育所職員に関する人件費の弾力運用をやめること。

(回答) 保育課

人件費の弾力運用については、国の動向を注視してまいります。

22. 国の制度として単位学童保育所に複数の専任指導員を配置できるよう、学童保育（放課後児童健全育成事業）予算の増額を図ること。

(回答) 青少年育成課

放課後児童健全育成事業に係る予算の増額については、指定都市市長会の国の施策及び予算に関する提案や21大都市児童福祉主管課長会議により、引き続き国に要望してまいります。

23. 職員の配置基準について、児童40名につき2名以上の配置を「参酌基準」から「従うべき基準」にもどすこと。同時に、職員の資格要件を「参酌基準」から「従うべき基準」にもどすこと。

(回答) 青少年育成課

放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準につきましては、厚生労働省令で定める基準を参酌し、市町村が条例で定めることとなっております。

内容も幅広いものとなっております、個々の基準につきましては、これまでと同様、本市の実情と考え方に照らし、判断してまいります。

【15】市民のいのちと健康を守る医療制度の充実

1. 医師・看護師不足の解消と医療労働者の過重労働を解消すること。

(回答) 地域医療課

地域の医療従事者の確保については、引き続き、分娩を取り扱う産科医等の処遇

改善を図るため、分娩手当を支給する施設に補助金を交付してまいります。

また、看護職員の確保については、本市も参加している全国衛生部長会において、看護職員確保対策の総合的な推進を図るため、県の地域医療介護総合確保基金への予算措置等を国に要望してまいります。

- ・地域医療推進事業（産科医等確保支援事業） 19,852千円

2. 安心して医療が受けられる体制を確保するため、診療報酬を引き上げること。

（回答）地域医療課

産科・小児科・救急科等の医師確保のために臨床研修の整備・充実や診療報酬の充実等を、また、看護師の安定的な確保を図るために労働条件の改善等を、大都市衛生主管局長会を通じ、引き続き、国に要望してまいります。

3. 特に産科医、小児科医を増員すること。

（回答）地域医療課

産科医の増員については、引き続き、分娩を取扱う産科医等の処遇の改善を図るため、分娩手当を支給する施設に補助金を交付してまいります。

また、産科・小児科の医師確保のために臨床研修の整備・充実や診療報酬の充実等を図るよう大都市衛生主管局長会を通じ、引き続き、国に要望してまいります。

- ・地域医療推進事業（産科医等確保支援事業） 19,852千円

4. 県内国公立大学に医学部の新設を認めること。

（回答）地域医療課

県内国公立大学の医学部の新設については、引き続き、国の検討状況を注視してまいります。

5. 国保からの出産一時金を現行42万円から増額すること。

（回答）国民健康保険課

出産育児一時金については、国民健康保険の県単位化により県内統一額を検討しているところですが、現時点では方向性が示されていないため、引き続き県の動向を注視してまいります。

6. 国保税引き上げにならないよう財源を確保するとともに国民健康保険事業への国庫補助を45%に引き上げること。

（回答）国民健康保険課

国庫補助金の引下げについては、他の制度により補完されているところですが、財源措置の拡充や改善については、引き続き国に要望してまいります。

7. 医療関係経費への消費税の転嫁を行わないこと。

(回答) 地域医療課

医療関係経費への消費税については、引き続き、国の検討状況を注視してまいります。

8. 基準病床数を大幅に増やすこと。

(回答) 地域医療課

基準病床数を増やすことについては、基準病床数の設定を含む地域保健医療計画を策定する埼玉県の動向を注視してまいります。

9. 生活習慣病の低年齢化の状況をふまえ、現行 40 才以上の年齢制限をやめ、20 歳以上の成人全員が受診できるようにすること。

(回答) 国民健康保険課

医療保険者ごとに 40 歳から 74 歳を対象に生活習慣病予防に着目した特定健診の実施が定められていることから、市町村においては国保加入者への特定健診を実施しております。さらに、国保加入者の 35 歳から 39 歳の男性にも同様の健診を行っており、現時点で要望を行う考えはありません。

- ・ 特定健康診査等事業 1, 060, 368 千円
- ・ 疾病予防事業 11, 151 千円

県への要望

1. 子ども医療費助成制度の対象年齢の引き上げと、市への補助を復活させること。

(回答) 年金医療課

本市に対する補助金については、指定都市移行時に、財源を含めた移譲事務の確認の中で、補助の終了について県との間で合意がなされており、補助の復活を要望することは予定しておりません。

また、県の制度における対象年齢の拡大については、本市は補助金の交付対象から除外されているため、要望する立場にはありません。

- ・ 子育て支援医療費助成事業 4, 770, 780 千円

2. 産科・小児科を増やすこと。

(回答) 地域医療課

産科・小児科を増やすことについては、産科・小児科の医師確保のために臨床研修の整備・充実や診療報酬の充実等を図るよう大都市衛生主管局長会を通じ、引き続き、国に要望してまいります。

また、産科医の増員については、引き続き、分娩を取扱う産科医等の処遇の改善

を図るため、分娩手当を支給する施設に補助金を交付してまいります。

- ・地域医療推進事業（産科医等確保支援事業） 19,852千円

【17】 緑と自然環境を守り、安心・安全なさいたま市へ

1. 原発に頼らないエネルギー政策を展開すること。

（回答）都市経営戦略部

原発に頼らないエネルギー政策を展開することについては、国民や経済界の中で様々な議論が交わされている状況が続いており、また、国においても政策を推進しておりますので、引き続き国の動向を注視してまいります。

2. 原発の再稼働・建設・輸出をやめること。

（回答）都市経営戦略部

原発の再稼働・建設・輸出をやめることについては、国民や経済界の中で様々な議論が交わされている状況が続いており、引き続き国の動向を注視してまいります。

3. 電力会社に対して、再生エネルギーの買い取り量を縮減しないよう求めること。

（回答）環境創造政策課

再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組の充実について、他の指定都市等と連携しながら国に対して要望してまいります。

4. 石炭火力発電所をなくすこと。

（回答）環境創造政策課

再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組の充実について、他の指定都市等と連携しながら国に対して要望してまいります。

5. 公共下水道について、補助事業を大幅に拡大し、事業全体の少なくとも3分の2を補助対象事業として認可すること。また、補助率を最低3分の2以上にすること。

（回答）下水道計画課

社会資本整備総合交付金については、基幹事業等の交付対象事業の要件緩和について、引き続き、国へ要望してまいります。

6. 荒川総合治水事業を早期に完成させること。

(回答) 河川課

荒川は本市にとって、治水上最も重要な河川ですので、荒川の治水安全度の向上については、今後も積極的に国に要望してまいります。

7. 西部地域の総合治水計画を促進すること。

(回答) 河川課

西部地域の総合治水対策については、荒川の治水安全度向上が重要であり、今後も積極的に国に要望してまいります。準用河川などについても改修を引き続き行ってまいります。

・河川改修事業 1, 635, 716千円の内数

8. 古隅田川の改修を促進すること。

(回答) 河川課、下水道計画課

一級河川古隅田川の改修については、県の事業であり、越谷県土整備事務所及び埼玉県総合治水事務所で事業を行っております。本市としても、さらに事業促進を図るよう、引き続き県に要望してまいります。

9. 羽田空港の増便に伴う新飛行経路は、低空飛行や落下物、騒音などで住民の安全が脅かされる。直ちに運用を中止すること。

(回答) 交通政策課

国に対して、市民への丁寧な説明、騒音の軽減及び安全対策について十分配慮するよう、求めてまいります。

県への要望

1. 笹目川とその流域の排水機場のポンプを增強すること。

(回答) 河川課

笹目川排水機場のポンプ施設増設については、引き続き、県に要望してまいります。

2. 芝川・鴨川・鴻沼川・綾瀬川など汚れが激しい河川について、浚渫などの浄化対策を促進すること。

(回答) 環境対策課、河川課

現在、河川における水質汚濁の主な原因は、家庭からの雑排水であることから、合併処理浄化槽の普及等の施策を引き続き推進し、河川への汚濁負荷低減に努めてまいります。また、浚渫については、引き続き、県に要望してまいります。

3. 古隅田川の改修を促進すること。

(回答) 河川課、下水道計画課

一級河川古隅田川の改修については、県の事業であり、越谷県土整備事務所及び埼玉県総合治水事務所で事業を行っております。本市としても、さらに事業促進を図るよう、引き続き県に要望してまいります。

4. 藤右衛門川改修計画における上谷沼治水緑地について、建設促進を含めて早期に完成させること。

(回答) 河川課、下水道計画課

藤右衛門川の改修促進については、引き続き県に要望してまいります。